

衆議院 法務委員會 議 録 第 四 号

令和三年三月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 義家 弘介君

理事 伊藤 忠彦君 理事 稲田 朋美君

理事 奥野 信亮君 理事 宮崎 政久君

理事 山田 賢司君 理事 稲富 修二君

理事 階 猛君 理事 大口 善徳君

井出 庸生君 井野 俊郎君

大塚 拓君 神田 裕君

黄川田仁志君 国光あやの君

小寺 裕雄君 小林 鷹之君

武井 俊輔君 出畑 実君

中曾根康隆君 野中 厚君

深澤 陽一君 藤原 崇君

宮澤 博行君 盛山 正仁君

山下 貴司君 吉野 正芳君

池田 真紀君 高木 鍊太郎君

寺田 学君 中谷 一馬君

松田 功君 松平 浩一君

屋良 朝博君 山花 郁夫君

吉田 宣弘君 藤野 保史君

串田 誠一君 高井 崇志君

法務大臣 上川 陽子君

法務副大臣 田所 嘉徳君

法務大臣政務官 小野田紀美君

厚生労働大臣政務官 こやり隆史君

政府特別補佐人 近藤 正春君

(内閣法制局長官) 三月十七日

最高裁判所事務総局刑事局長 吉崎 佳弥君

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋あさみ君

政府参考人 木村 陽一君

(内閣法制局第一部長) 中曾根康隆君

第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日

中谷 一馬君 高木 鍊太郎君

屋良 朝博君 松田 功君

同日 補欠選任

小寺 裕雄君 中曾根康隆君

宮澤 博行君 小林 鷹之君

高木 鍊太郎君 中谷 一馬君

松田 功君 屋良 朝博君

三月十六日 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五

五号) 相統等により取得した土地所有権の国庫への帰

属に関する法律案(内閣提出第五六号) 同月十五日

共謀罪(テロ等準備罪)を即時廃止することに關

する請願(志位和夫君紹介)(第三〇二号) は本委員会に付託された。

三月十七日 死刑制度の廃止を求めること等に関する陳情書

(仙台市青葉区一番町二の九の一八 十河弘

(第四三三号) 少年法改正に反対することに関する陳情書外四

件(広島市中区上八丁堀二の七三 足立修一外

四名)(第四四四号) 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する差

別等人権侵害を許さないこと等に関する陳情書

(宮崎市旭一の八の四五 成見暁子)(第四五五号)

全ての刑事事件について取調べを可視化できる

よう「刑事訴訟法」の改正を求めることに関する

陳情書(静岡県沼津市下香貫西村一四五九の

一 田中正文)(第四六六号) 同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある

者として法の平等な適用を受けるべきこと等に

関する陳情書(東京都千代田区霞が関一のの一

三 荒中)(第四七七号) 入管法改正案に強く反対することに関する陳情

書外三件(盛岡市大通一の二の一 大和久政也

外三名)(第四七八号) 令和二年司法試験結果に関する陳情書外一件

(千葉市中央区中央四の一三の九 眞田範行外

一名)(第四九九号) 同日

感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な

措置を求める意見書(茨城県取手市議会)(第一

二七五号) 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求め

る意見書(奈良県香芝市議会)(第一二七六号)

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見

書(埼玉県上尾市議会)(第一二七七号)

性犯罪被害者支援の充実を求める意見書(神奈

川県茅ヶ崎市議会)(第一二七八号)

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見

書(大阪府議会)(第一二七九号)

犯罪被害者等への支援の充実を求める意見書

(京都府議会)(第一二八〇号)

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(大阪府

寝屋川市議会)(第一二八一号)

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(大阪府

摂津市議会)(第一二八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五

五号) 相統等により取得した土地所有権の国庫への帰

属に関する法律案(内閣提出第五六号)

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○義家委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第一部長木村陽一君、内閣府大臣官房審議官難波健太君、警察庁長官官房審議官堀誠司君、総務省自治行政局選挙部長森源二君、法務省大臣官房政策立案総括審議官竹内努君、法務省大臣官房審議官山内由光君、法務省民事局長小出邦夫君、法務省刑事局長川原隆司君、法務省人権擁護局長菊池浩君、法務省訟務局長武笠圭志君、出入国在留管理庁次長松本裕君、外務省大臣官房審議官田島浩志君、文部科学省大臣官房審議官蝦名喜之君、厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長岸本武史君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長赤澤公省君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○義家委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局刑事局長吉崎弥君及び家庭局長手嶋あさみ君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○義家委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。立憲民主党の階猛です。

本日は、法務・檢察行政に関し、昨年来様々な問題が起きた異常事態を受けて、通常より長い時間をかけて集中的な一般質疑を行うことになりました。

私からは、公選法違反事件で起訴猶予となった菅原一秀元経産大臣と、河井元法務大臣夫妻から買収資金を受け取ったにもかかわらず処分未了となっている地方議員らへの檢察の対応について、伺っていきたいと思います。

通告の順に沿って伺っていきたいと思います。まず、一つ目の質問は、先ほど確認したところ、最高裁でまだ調査中ということでしたので、時間の関係で今日は割愛します。

そこで、菅原氏の件なのですが、菅原元経産大臣が選挙区内の有権者に香典や生花を贈った公選法違反事件に関する檢察の起訴猶予の不起訴処分について、国民からくじ引で選ばれたメンバーから成る檢察審査会が三月十二日に起訴相当の議決を行いました。これにより、檢察は再捜査の義務を負い、仮にまた起訴しなければ、檢察審査会が強制起訴ということもあり得るわけです。

昨年の暮れには、黒川元東京高検検事長の賭けマージャン事件に関する檢察の起訴猶予処分についても、起訴相当の議決が檢察審査会によって行われました。檢察の権力者や身内に対する事件処理が、一般国民から信頼されていないことが浮き彫りになっていると思います。

加えて、菅原氏の件では、起訴相当の議決と同時に申立て却下の議決も行っております。ちよつと複雑なので説明しますけれども、資料のペーじ目を御覧になってください。檢察審査会法の条文を挙げております。この二条二項で、告発をした者の申立てがあるときは、檢察審査会が、檢察の起訴猶予も含めた不起訴処分を審査しなくてはならないというふうに書かれております。

ところで、本件の申立人は告発はしたので、この

「告発をした者」という文言に当たらないということから、先ほど言った申立て却下の議決も同時に行っているわけです。

ただ、これだと門前払いになってしまうということで、檢察審査会の方では、二条の三項という条文に基づいて、職権で議決を行って、こちらの方で起訴相当という議決をしたわけです。

ところで、檢察が告発状を受理しなかった場合には「告発をした者」に当たらないという解釈は、この条文の文言、「告発をした者」というふうに書かれておりまして、受理するかどうかは特にこだわりがないわけです。また、檢察審査会の審査対象を今のような解釈では狭めることになってしまいます。国民による檢察権力の監視という檢察審査会の制度趣旨にもそぐわないと思います。

法務大臣に伺います。檢察審査会法、この二条二項の「告発をした者」の解釈として、これまでの解釈、これでいいのかということについて見解を求めます。

○上川國務大臣 お尋ねの件でございますが、個別事件における檢察審査会の議決、また捜査機関の活動内容に関する事柄でございまして、法務大臣としてお答えすることにつきましては差し控えてさせていただきます。

○階委員 個別事件じゃなくて、法解釈、文言の解釈を聞いています。二条二項に言う「告発をした者」、これは告発をした者、と単に書かれているだけですが、運用上、告発が受理されなければこの告発した者に当たらないというような解釈がされているわけです。

これは、先ほど言ったとおり、檢察審査会の制度趣旨にも反するし、この文言にも必ずしもそぐわないのではないかと考えております。檢察審査会法を所管する大臣として、有権解釈を示してくださいということを行っているわけです。「告発をした者」というのは、その中には告発を受理しなかった者も含まれるか含まれないか、この点について明確にお答えください。

○上川國務大臣 ただいま委員からのお尋ねでございますが、結局のところ、個別事件における檢察審査会の議決、また、御指摘の檢察審査会法の二条二項に関する捜査機関の活動内容を前提としておりますので、一般論として前置きをしたとしても、法務省におきまして当該事件における檢察審査会の議決を評価したとの誤解を招き、独立して職権を行う檢察審査会の判断に影響を及ぼさそうとしているのではないかなどといった疑念を生じさせることもないかなというところでございまして、お尋ねに関しましては答えを差し控えるを得ないということについて理解をいただきたいと思います。(階委員)委員長、止めてください。ちよつと今のは違います。止めてください。と呼ぶ。

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起してください。

それでは、まずは川原刑事局長、お願いいたします。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

檢察審査会法二条二項は、檢察審査会は、告発をした者の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならないと規定しているところでございます。それ以上のことに關しましては、今ほど大臣からも御答弁申し上げているところでございますが、階委員のお尋ねは、誠に申し訳ございませんが、まさに個別事件におけるこの条項をめぐる檢察審査会の議決の内容や捜査機関の活動内容に関する事柄でございまして、法務省としてお答えできるのは今御答弁申し上げた限度であることを御理解いただきたいと思います。(階委員)違ふよ、全然違ふ。一般論ですよ、文言の解釈を聞いています。だから、ちよつと止めてくださいよ、おかしいですよ。止めてください。と呼ぶ。

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起してください。

法務省、個別の事案と切り離して、この法律の

解釈について一般論としての答弁をお願いいたします。川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

繰り返してございますが、この檢察審査会法二条二項に「告発をした者」と書いてございます。これにつきましては、私どもが承知しているところ、裁判所による判断を示されたところではございませんので、一方、これは、階委員が御指摘のような、檢察審査会では、具体的事件について今回議決があるようなところでございますので、法務省として、最高裁の判例その他があるのでしたら、こういった解釈……

○義家委員長 今回のものと全く切り離して、法律の一般論としての解釈について答弁ください。

○川原政府参考人 一般論としてでございます。

これは、最終的には、檢察審査会というのは、先ほどから階委員御指摘のように公訴を提起する権限を持っておりまして、檢察審査会の手続というのは、後々それによって公訴が提起されました場合には、公訴提起の適法性に関わるもので、最終的に裁判所による判断を仰がなければいけないものでございます。

そういったことを前提としまして、現在私どもが申し上げますのは、ここについて裁判所による確たる解釈がないところでございますので、私どもとしては、条文にこう書いてございますということをお願いいたします。階委員、おかしいよ、これ。駄目、駄目と呼ぶ。

○義家委員長 それでは、階猛君、改めて御質問をお願いいたします。

○階委員 いや、だから、これは三ページを見てくださいよ、三ページの真ん中あたりに下線を引いてありますけれども、「檢察審査会が、檢察審査会法二条二項の「告発をした者」の法律解釈につき判断する権限までは有しないと解される。」と。檢察審査会も困っているんですよ。だから、法律を所管する皆さんのところで有権解釈を示してくださいと言っているわけですよ。当たり前じゃないですか。

ですか。何、こんなことで時間を取っているんですか。お答えください。

止めてください。止めてください。

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

檢察審査会法は、確かに、法務省、特に刑事局で所管している法律でございます。ただ、私どもとして、刑事手続に係る法律でございます。最終的には刑事手続の中で裁判所が判断を示すことを予定されているものにつきまして、裁判所がどのように判例を出しているとか、そういったことはお答えいたしますが、そういったものにならないものについて、法務当局としてこうであるという形の解釈を示すことは適当でないと考えております。（発言する者あり）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

再三のお尋ねでございますので、先ほど来申し上げておりますように、最高裁判所、その他の裁判所による判断が示されていないことを前提に私どもとしてあえて申し上げますと、要件を満たしている告発には受理義務があると解されていることからすれば、告発が受理されなかった場合には、告発状などとして適法な告発があったとは認められない以上、檢察審査会の申立て権者である告発した者には、そういった受理されていない場合には含まれないものと考えます。

○階委員 それを最初から言えばいいじゃないですか。何、時間を取っているんですか。国会の審議を妨害しないでくださいよ。

いいですか。ようやく明らかになりましたけれども、「告発をした者」については、受理されてい

ない人は含まれないということなんです。これの解釈でいいのかどうかということについて議論をしていきたいと思っております。

もう一つ確認しておきたいことがあるんです。二ページ目、三ページ目に議決の要旨をつけておりますけれども、その二ページ目の議決の理由の冒頭のところで、檢察審査会の要請にもかかわらず、檢察が当該事件の不起訴記録の提出を拒んだということが記載されています。

これも一般論としてお尋ねしますけれども、檢察審査会から資料要求がなされて、それを拒否することは、檢察審査会法三十五条、これは一ページの目の条文、書いておりますけれども、「檢察官は、檢察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。」という条文があります。檢察審査会の資料要求の拒否は、この条文に照らして問題なのではないかと思っておりますけれども、法務大臣、いかがでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初に、大変申し訳ありませんが、本件の事実を前提としたお尋ねについてはお答えを差し控えるを得ないところでございます。

その上で、あくまでも一般論であるということでお答えを申し上げますと、階委員御指摘のように、檢察審査会法は、檢察官は審査に必要な資料を提出しなければならないとなっておりますので、審査に必要な資料の提出を義務づけられておりますことから、審査に必要な資料の提出を拒むことはできないだろうと一般論としては解釈されているところでございます。

○階委員 いや、だから、檢察審査会が、審査に必要な資料の提出を要求しているわけですよ。皆さんが、必要かどうかを判断する立場じゃないんじゃないんですか。その点、どうですか。

○川原政府参考人 今、階委員、やはり今回の議決を前提にしてお尋ねになっておりまして、今回の檢察審査会のやり取りの中で何が必要かどうかということについての意見の相違ということにな

りますと、これは、具体的な審査手続あるいは議決を前提として、また捜査機関の活動内容に関わることで、そこはお答えを差し控えたいと存じます。

○階委員 これも単純な法解釈の話ですよ。

檢察審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出しなくてはならないという三十五条の条文に照らして、檢察審査会の要求があったにもかかわらず、不起訴処分記録を提出しなかったと先ほどの議決の要旨には書かれています。こういう提出を拒むということが三十五条に照らしてどうなのか、これは一般論としてですよ、聞いておりますので、お答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

檢察審査会法三十五条では、繰り返してございますが、審査に必要な資料ということでございますので、あとは、その具体的な審査手続の中で何が必要があるということについて檢察審査会が判断をされ、これも一般論でございますが、檢察官としては、それに対して意見を述べることは当然許されることだと思います。

○階委員 意見を述べているだけじゃなくて拒んでいるじゃないですか。拒むことができるかどうかにも書いていないでしょう。なぜ拒むことができるんですか、この三十五条に照らして。

それから、必要性の判断は檢察審査会がするといふふうにおっしゃいましたよね。檢察審査会は必要だから提出を求めているんですよ。そうしたら、三十五条で提出しなくちゃいけないじゃないですか。そうじゃないんですか。一般論としてお尋ねします。

○川原政府参考人 繰り返してございますが、何が必要かということは、結局は、具体的な事件を前提にして檢察審査会が判断する部分と、それから、檢察官として、檢察官の判断によって意見を述べる部分があるので、それについて、さらに檢察審査会としてどういった対応を取られて、また、さらに檢察官は、どういった対応を取るかというところに関しては、これ以上の具体的な審査手続

の中におけるやり取りになりますので、お答えは差し控えたと思います。(階委員「答えていない。拒めるかどうかというのを聞いていないに、答えていない」と呼ぶ。)

○義家委員長 階委員におかれても、個別の事件の資料を提示しながら質問して、その後、一般論というふうに分けているので、一般論であれば一般論として、個別の資料ではなくて質問をお願いいたします。

○階委員 三十五条の解釈を一般論としてお尋ねしますけれども、検察審査会が必要があると考える資料提出を求めたのに対して、検察は資料提出を拒むということが可能なかどうか、お答えください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

今の御質問の点でございますが、これも裁判所による解釈が示されたことなどがございませんで、私も、法を所管していると申し上げましても、申し上げることに限界がございしますが、この三十五条は「審査に必要な資料を提出し、」でございまして、その必要な資料、結局、判断、何が必要があるという具体的事件を前提にした判断のところでございます。この条文から導かれるのは、必要な資料の提出を拒むことはできないということでございます。必要部分はどこまでかというの具体的事案において判断されるべきことになると思います。

○階委員 なぜこんなところで時間を取られなくちゃいけないんですか。おかしいでしょう。

審査に必要かどうか検察審査会が判断すると、さっきおっしゃったじゃないですか。その上で提出を求めているわけだから、三十五条からすると拒めないか私は考えるんですけれども、拒めるんですか。一般論としてお答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、私は先ほど、検察審査会が必要かどうか判断してというのは、求める検察審査会として一次的にこの資料が必要であると判断して、検察官に求めるものでございます。その上で、検察官に

おいては、当該事件を前提にして、検察審査会が求めるべき資料が、その必要な資料、この条文に該当するかどうかを判断して、該当するかどうかの場合には、それを拒むことができませんが……(階委員「必要性的判断権があるということね」と呼ぶ。それは……(階委員「さっきと答弁が違っているよ、食い違っているよ」と呼ぶ。いやいや、私……

○義家委員長 続けてください。

○川原政府参考人 先ほど申し上げましたが、一次的、まず検察審査会が必要と考えて求め、検察官はその必要性について判断して検察審査会に意見を申し上げるということ、最終的に必要な部分については出さなければいけないということになります。何が必要かというのは、あとは具体的事件の中で決まってくるものでございまして、繰り返しますが、階委員は、今回の検察審査会の手続で必要なものを出さなかったんじゃないかと、いうふうにおっしゃっているように聞こえますが、繰り返して私でもお答えできますが、必要な資料は出さなければならぬ、ただ、その必要性は具体的事件の中で決まってくるものであるということでございます。

○階委員 刑事局長、さっきと答弁が食い違っていますよ。さっき、必要性的判断は検察審査会がすると明確におっしゃったじゃないですか。今の話だと、検察が必要性的判断に介入できるようなことですよ。全然違いますよ。

これはちよつと、今の答弁は問題だと思えますよ。さっきの、虚偽答弁じゃないですか。(発言する者あり)誤認か。まあ、ちよつとこれは問題です。

これは後で取扱いを、委員長、理事会で協議させていただきます。

○義家委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○階委員 こういうやり取りで時間をどんどん浪費されるので、私たちも国会としての行政監視機能が果たせないわけですよ。この問題に限ったことじゃないんですけれどもね。

それで、法務大臣に伺いたいと思います。

この議決の要旨、通し番号でいうと三ページ目ですけれども、結局、不受理になった理由は形式的なものだというのは、四ページ目にその通知がつけられておりますので、後で御覧になってください。

そういった今までのようなことを考慮して、この三ページ目の上から三行目のところで、検察審査会は何と言っているか。「返戻理由が形式的であるにもかかわらず、審査申立人が告発状を提出してから、東京地方検察庁が告発状を返戻するまで相当期間経過していること、告発状の返戻から約二週間後には、東京地方検察庁検察官が不起訴処分としたこと、不起訴処分記録が提出されてい

ないことなど、一連の東京地方検察庁の対応には、疑問を抱かざるを得ない」ということです。

先ほど三十五条の議論をしましたけれども、現に検察審査会は、提出されなかったのは疑問だというふうに言っているわけですよ。告発状の不受理も、形式的なのに、半年以上かかって返事が返っているというんですよ。しかも、この不受理の通知から二週間後には検察が不起訴処分にしてはいますが、不起訴処分にしたことによって、普通であれば告発人は審査会に申立てができるんだけれども、さっき言ったように不受理になっているので、申立てもできないということなんですね。

というふうなことで、結局、皆さんの扱いというの、検察審査会を骨抜きにしようとしているとしか思えないんですよ。こんなことが一般的に行われるとすれば、民主的に検察を監視するという検察審査会の機能が果たされなくなってしまうんですね。この点について、大臣、正していただけませんか。よろしく願います。

○上川国務大臣 検察審査会の役割につきまして、今委員からのお尋ねでございますが、検察審査会法、この条文にのっとりまして適正に運用していくということとは大事であるというふうに考えております。

○階委員 具体的にどうやっていくかということが大臣から示されないもので、私から二つ提言します。

まず第一に、検察当局に対しては、告発の受理を不当に拒んだり、あるいは受理を引き延ばしたりしないよう指示していただきたい。

それから、今日は配付しておりませんが、これも、同時になされた職権に基づく方の議決、これは起訴相当となっておりますけれども、この起訴相当の議決の最後のところに、被疑事実の中には既に時効が完成したものもあり、順次公訴時効期間が満了するため、速やかに公訴提起すべきであるというふうに書かれています。このことを検察に徹底してほしい。

以上二点について、具体策を提言しました。大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 法律は運用が極めて大事であるというふうには思っております。検察審査会法、しっかりとこの条文にのっとり対応していくという、適正な対応ということが必要であらうかというふうには思っております。

委員から今二つの御提言がございましたけれども、あくまで、適正な運用というところについては、検察の方がしっかりと判断すべきことというふうに考えます。

○階委員 大臣、検察庁法で、大臣には一般的指揮権がありますよ。検察審査会法を所管しているのも法務省です。検察審査会法を所管している立場として、その趣旨を没却しかねないような今のやり方についてはきちんと正していく、それが法務大臣の責任ですよ。今言った二つのことを徹底してください、お願いします。

○上川国務大臣 この検察審査会法そのものの適正な運用については、これは絶えず適正な運用になるように図っていくかなければいけないことだというふうに思います。

ただいま委員から二つの御提言がございました。その意見につきましては、参考にさせていただきます。

○階委員 それでは、もう一つの河井事件の方、時間が大分押してきましたので、急ぎたいと思います。

まず、刑事局長に事実関係を確認しますけれども、河井案里氏が有罪判決、確定していますけれども、買収資金を受け取った被買収者についても、まだ処分が未了になっていると思います。この被買収者についても、ある人から告発された人が公表されていますけれども、これは真実かどうかお答えください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねは、具体的事件につきまして捜査機関である検察官が告発状を受理したか否かということでございますので、捜査機関の活動内容に関する事柄であり、大変申し訳ございませんが、お答えは差し控えたいと存じます。

○階委員 そういうときに個別事件という言葉は使うものなんですよ。

それと、もう一つ。告発状は、これも昨年八月に提出されたものです。告発人が再三にわたり受理を要請したにもかかわらず、回答がなかったというんです。ただ、案里氏の有罪判決と克行氏の公判、まだ続いていますけれども、証人尋問が終了したということで、最近になって、実は昨年中に受理し、今捜査中ですという回答があったそうです。

受理した旨を最近まで告発人に伝えなかった理由は何かということをお尋ねしようと思っただんですが、どうせ答えは見えていますので、しません。皆さんのやり口はもう全部分かっています。そこで、選挙買収事件で、買収者側だけを起訴し、被買収者側の刑事処分を行わなかった事例についてお聞きします。過去にそのような事例はあるんでしょうか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のような観点から網羅的、統計的に事案を把握しておりませんので、お答えすることは難しいということをお断りいたします。

○階委員 以前に別なところで聞いたところ、国会議員が買収罪で起訴された事例において被買収者がどのように処分されたかということについて、被買収者について、懲役一年六月、五年間執行猶予、追徴金二百萬円の判決が五人についてなされた例であるとか、あるいは、被買収者七名について、懲役一年、五年間執行猶予、あるいは懲役一年六月、五年間執行猶予の判決があった事例はあるそうなんです。この人たちの平等性を図る意味でも、いつまでも処分保留というわけにはいかないと思うんですね。

更に言うと、一般論として、買収者側の有罪判決が確定して、被買収の事実が告発され、検察が受理しているにもかかわらず、被買収者側の刑事処分が未了という事態が起きているということについては、極めて問題だと思っています。

五ペー、目、御覧になってください。これは、公職選挙法の条文を掲げさせておきます。

まず右からいきますけれども、二百二十一条で、被買収者には、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十萬円以下の罰金。加えて、二百五十二条、こういう場合は公職権停止となりまして、原則五年間、選挙権と被選挙権を失います。その場合、百三十七条の三で選挙運動も禁止されます。そして、これに違反すると、二百三十九条により、一年以下の禁錮又は三十萬円以下の罰金です。また、被買収者が現職の地方議員の場合は、別途、地方自治法百二十七条により失職します。

このような厳しい処分、制裁を行うことで、民主主義の根幹である選挙が公明正大に行われるようにしているわけです。にもかかわらず、選挙買収で今後公職権停止となる可能性がある人物の刑事処分を先送りすることで、その人物が、従前の議員等の地位を保持したまま、やり直し選挙を含めて、選挙運動に関することを容認することになります。選挙犯罪人の公職権を停止し、選挙運動も禁止するという、先ほど言った公職選挙法の趣旨との関係で非常に問題だと思いますが、最後に、大臣、この点について見解をお尋ねします。

○上川国務大臣 お尋ねの公職権停止や公職選挙法の趣旨に関することの御質問でございますが、法務省の所管ではございませんのでお答えしかねるところでございますが、あえて一般論として申し上げるところでございますけれども、公職選挙法の百三十七条の三は、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができないと規定しているところでございます。

御指摘で念頭に置かれている案件の処理についてお尋ねということでございまして、捜査機関の活動内容に関わる事柄であるため、お答えすることにつきましては差し控えさせていただきますというふうに存じます。

○階委員 これは、単に法律の運用というだけじゃなくて、法の下の平等とか公明正大な選挙の確保という憲法上の問題でもあるんですよ。

法務大臣として速やかに刑事処分を行うように検察当局を指揮すべきだと、それぐらい重要な案件だと思えますよ。そういう問題意識はあるんでしょうか。この点だけお尋ねします。

○義家委員長 申合せの時間が既に来ておりますので、大臣、簡潔に一言お願いいたします。

○上川国務大臣 ただいま委員の方から、個別案件ということで、指揮権に関わるお言葉がございました。

それ自体が検察の活動に重大な影響を与えかねないものであるということで、お答えにつきましては差し控えさせていただきますと存じます。

○階委員 質問時間が来ましたので終わりますが、ちよつと今のやり取り、非常に私にとっては遺憾なものでございました。

刑事局長、個別事件ということで一般論を聞いているのにごまかさないでください、時間の無駄ですということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○義家委員長 次に、中谷一馬君。

○中谷(一)委員 立憲民主党の中谷一馬でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

す。私からは、犯罪加害者家族、特に子供についてということをお伺いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、一隅を照らすという言葉が好きです。皆が気づいていないけれども本当は直視をしなければならぬ事象に光を当てて、改善に向けてできる限りの努力をすることは、私たち政治家や行政に関わる者には求められている事象じゃないかなと思っています。

そうした中で、本日は、日本の中で置き去りとなつてしまっている犯罪加害者家族、特に子供たちに関して、政府の皆様と様々な視点から問題点を共有したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、そもそも論として、凶悪な犯罪による被害はいづれの身に及ぶか誰にも分かりません。犯罪被害に遭うことは大変つらく悲しいことでありますので、犯罪被害者がいつでもどこでも支援が受けられる体制を構築することが必要不可欠です。

我が国においては、二〇〇五年に犯罪被害者等基本法が施行されて以降、犯罪被害者及び犯罪被害者家族への権利利益を保護するための支援施策が全国的に進んでいます。

また、加害者についても、明治時代からあった監獄法が二〇〇六年に刑事被収容者処遇法に変わり、罰として刑に服す場所だった収容施設に再教育としての場が役割として課せられました。

その一方で、残念ながら、犯罪加害者家族に関しては、包括するような法律はいまだにありません。政府と議論を行う際にも、法律がないため、コミュニケーションの中で犯罪加害者家族という主語すら成り立たず、政府においては残念ながら存在しない出来事であるかのように扱われているように感じます。

なぜそう感じているのかといいますと、私が昨年の令和二年六月十二日に犯罪加害者家族(特に子どもたち)に関する質問主意書というものを提

出をさせていただいております。

その中で、政府は、犯罪加害者家族が置かれている現状をどのように捉え、どのような研究、検討、議論を行っているんですかと、犯罪加害者家族への支援と再犯防止の関連性についての見解はどうですか、諸外国の犯罪加害者家族、特に子供たちに対する支援に関する政府の見解を教えてくださいなど、合計五問、伺いました。

五問伺ったところ、全ての答弁に対して、趣旨が明らかではないため、若しくは意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるという答弁をいただきました。私は正直、これを見たときに啞然としました。要するに、国語としての意味が通じていないのか、それとも、そもそも法律がないから、そんなものは想定していないから分かりませんとおっしゃっているのか、私にはどういふ意図でこの答弁をいただいたのかよく分からなかったで、本日は、関係すると思定をされる省庁の政府参考人の皆様方にもお越しをいただき、様々な観点からお話をさせていただきたいと思ひます。

諸外国の法体系を見ると、犯罪加害者家族に関する取扱いは、本来的には、犯罪被害者等基本法のように、省庁横断的に、国、地方公共団体が講ずべき基本施策が求められる事案が散見されます。

こうした状況であるにもかかわらず、この問題はうちの所管ではないので知りませんと、その回答を回避しても、この問題が解決をするわけではありませんし、むしろ、日本の犯罪加害者家族の問題は、世界中で、今日この場にいる方が、まさに皆様方が一緒に動かなければ、根本的な問題解決はなされないと考えています。

その中で、私は、犯罪加害者家族、これを支えることは、再犯防止にも寄与をし、被害を受ける方を循環させると考えますので、本日はこの法務委員会において、これらの前提を踏まえながら、るる質問をさせていただきたいと思ひます。

まず冒頭、本日御出席をいただいている大臣、副大臣、政務官、三役の皆様方にそれぞれ伺わせていただきたいと思ひますが、犯罪加害者家族については、日本においても社会問題として取り上げられている作品が多く散見されており、例えばNHKのクロウズアツプ現代「犯罪加害者」家族たちの告白、鈴木伸元氏著作「加害者家族」、阿部恭子氏著作「加害者家族の子どもの現状と支援」、モントリオール世界映画祭最優秀脚本賞受賞映画「誰も守ってくれない」、東野圭吾氏著作「手紙」など、ノンフィクション、フィクションを問わずに、犯罪加害者家族が取り上げられた、社会問題を提起するような作品が散見されますが、皆様方はこうした犯罪加害者に係る作品を見たり書籍を読まれたことはありますか。見たことがもしあれば、何の作品を見てどのような感想を持っていたのか、エピソードを伺いたいのと、また、見たこと、読んだことがなければ、今までなぜその分野に興味、関心を持たなかったと自己分析をされているのか、政務官から順に、副大臣、大臣と、それぞれの所感を伺いたく存じます。

○小野田大臣政務官 お答えいたします。

犯罪加害者家族を題材とした作品をこれまで読んだり見たことはあります。

ただ、犯罪の被害に遭われた方の家族だけではなくて、犯罪加害者の家族、特に子供が困難な状況に置かれているということは承知しております。以前から、重い課題であるという問題意識を持って取り組んでいたところなんです。

○田所副大臣 お答えします。

近年、犯罪加害者家族についての様々な書籍、例示もされましたが、そういう動きがあることは存じております。そういう中で、「犯罪加害者」家族たちの告白というテレビがありまして、それは流しで見たのでありますが、その内容を文字起こししたのもも読みまして、理解を深めたところであります。

そういう中であって、犯罪の被害に遭われた方の家族というのは大変注目されておりましたが、

それだけでなく、犯罪加害者の家族の中にも非常に困難な状況に置かれている人が大変多いということを感じた次第でございます。

○上川国務大臣 私は、犯罪被害者の方々の声、それまでまさに全く社会の中で存在すら、声すら上げられなかった方々がいらつしやいまして、そしてその声を法律にするという、二〇〇五年の犯罪被害者等基本法の策定に関わらせていただきました。

日本の中ではそうした方々すら光が当たっていなかったということについては、驚きながらも、これに対して対応していく必要があるというふう

に強く感じて動いてきた者の一人でございます。そうした被害者の方々あるいは御遺族の方々の様々な権利や利益をどのように守っていくのか、いろいろな対応がありますが、そういったものを考えるに当たりまして、例えば一つ、二次被害という形で、遺族の方々も、ちいちゃなお子ちゃんを亡くされて、病院から、本当に、遺骨を抱えて、正面玄関からも入れない、そして裏口から入る、マスコミがスクラムを組んで動いてきたというところで、そうした場面がございまして、二次被害、三次被害の大きさというものを強く感じたところでもあります。それも基本法の中に入れてさせていただきました。

その際、加害者の御家族、特に小さなお子さんに対して、プライバシーの問題も含めて、さらされる危険性が非常に高くなるということがございまして、同じような問題も抱えているということに絶えず胸を痛めてきた者の一人でございます。それこそ、少年院とかに伺いまして、加害者の再犯を防止するために、特に小さなお子さんの場合には、家族との再統合という問題がござい

ます。再統合のときには、社会に出たらすぐに統合できるわけではなく、刑を受けている間あるいは少年院にいる間に、いろいろな形で教育的な部分あるいは家族の再統合に関わるアクションをしていかなければいけないということでありまして、そういう中で、親御さんと子供さんの関係という

形の中で、再犯防止にはそうした声も非常に大きな力があるものでありますので、当然のことではありますが家族ですので、そこに再犯防止の大きな鍵があるということについては強く認識しているものでございます。

○中谷（一）委員 三役の皆様方、誠に御答弁をいただきました、ありがとうございます。

こうした、やはり犯罪加害者家族に関する問題というのは、世の中の非常に大きな問題を抱えているんですが、なかなかクロウズアツプをされていない現状があります。

なので、今日は、実は政府参考人の皆様方にもお越しをいただいでいて、それぞれ関係をするであろうと思う皆様にお越しをいただいでいるんですが、先ほどと同じ質問をさせていただき

ます。難波審議官、堀審議官、竹内審議官、川原局長、蝦名審議官、赤澤部長にそれぞれ伺ひますが、皆様方は、犯罪加害者家族が描かれている作品を見た書籍を読まれたことはありますか。見たことがもしあれば、何の本を見て、どのような感想をお持ちなのか、また、もし見たことがなければ、なぜその分野に今まで興味、関心を持たなかったと自己分析をされているのかを教えてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員、先ほど同じ質問を政務三役にされまして、政務三役それぞれお答えになりましたが、私は政府参考人として、私の立場で所掌している事務の説明に参っているものでございまして、その範囲内ではお答えを申し上げたいと存じますが、そういう意味で、私として、職務上必要な知識は一般的に得るように努めているところでございます。

ただ、それ以上、本を読んだか、映画を見たか、あるいはそれについてどうだということになりますと、もうその範囲を超えて個人的な事柄になると思ひますので、政府参考人としての立場上、これ以上のお答えは差し控えていただきたいと存じます。

○中谷（一）委員 今の発言、ちょっと私は看過できないんですけども。

少年院法にも更生保護法にも、様々な法律に対して、刑事局長が持たれている所管のものに関しましては、法務委員会の少なくとも所管のものに関しては、この犯罪被害者家族の支援というものは、私は大きく関わってくると思うんですけども、そういう認識ではありませんか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

犯罪被害者家族の支援が法務省刑事局の所掌に関わる場所がないのかという御質問でございます。したら、関わる部分はございますし、局長として、先ほど御答弁申し上げましたように、職務に関わる知識は日常的、一般的に得るように努めているところでございますというところは申し上げます。

ただ、それ以上に、本を、あるいは映画をというところで、個人としての感想はいいかとか自己分析はどうだということになりますと、そこまでのお答えは差し控えていただきたいと思います。と存じますという趣旨でございます。

○中谷（一）委員 その意識だから、多分変わらないんだと思うんですね。

要するに、刑事訴訟法にも更生保護法にも少年鑑別所法にも少年院法にも、あらゆるものに対して、この被害者家族について関わるんですね。しかも、多分、局長が意識を持っていたかかわつたら、この問題について絶対動かないと思っているんです。要するに、世界中で変えられるのは皆さんだけだと言っても過言ではないような状態でございます。

ちなみに、参考までに、堀審議官にも私は同じ質問をさせていただいたんですけども、堀審議官は作品を読まれたことかあります。

○堀政府参考人 お答えいたします。

特段、読んだりしたことはございません。

○中谷（一）委員 ありがとうございます。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

本来であれば、お答えを差し控えるべきところかもしれないんですが、あえてのお尋ねでございますので。

私は、先ほど委員御言及になりました「被害者家族」という新書版の書籍を読んだことがございます。この書籍は、幾つかの事件について、被害者の御家族が置かれた状況を述べられたものというふうに見ましたが、感想を述べさせていただきます。犯罪の被害に遭われた方の御家族だけではなくて、犯罪被害者の御家族にも様々な困難を抱えていらつしやる方がいるという感想を持ったところでございます。

○難波政府参考人 お答えします。

先ほど委員が列挙された作品を見たり読んだりした経験まではございませんけれども、以前、テレビのニュース番組の特集コーナーであつたかと思ひますけれども、犯罪被害者の家族の問題について取り上げたのを見た記憶はございます。

その際、犯罪被害者家族を支援するという点については、人権保護あるいは再犯防止の観点から重要な取組であるというふうな当時認識した記憶がございします。

○川原政府参考人 済みません、私、ちょっと、先ほど委員に御答弁する中で、犯罪被害者と申し上げるところを被害者と申し上げたところがあつたようでございますが、全て被害者というふうに訂正させていただきます。（発言する者あり）

○義家委員長 御静粛にお願いします。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

犯罪被害者を題材にした作品につきましては、お示しをいただいたもののうち、東野圭吾氏の「手紙」の映画を鑑賞したことがございます。この作品におきましては、殺人犯の弟というレッテルによって様々な偏見や理不尽な対応を受ける主人公の境遇が描かれております。

犯罪者のみならず、何の落ち度もない被害者家族が社会的に追い詰められていくようなことに対して、どのような対応や支援が適切なのかな

ど、重い課題を突きつけられる作品だったと記憶してございます。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

犯罪被害者家族の支援団体に関するネット記事は読んだことがございます。

それから、昨日、議員から御質問の御通告をいただきましたので、鈴木伸元氏著作の「被害者家族」を読ませていただきました。犯罪被害者の家族であるということから、社会からの誹謗中傷や差別を受けられているケースがあるという、そして苦しんでいらつしやるケースがあるということ、そういう実態があると認識しております。

○中谷（一）委員 ありがとうございます。

多くの政府参考人の皆様は作品を御覧になつていただいたことがあるということでございますので、一部の方を除いては、基本的な素地がお互いある状況での議論ができるんじゃないかなということをおっしゃっているんですね。

犯罪被害者に対する支援を行うというのは、もちろん一丁目一番地で非常に大事なことであり、だからこそ法体系に定められている現状がありまして、その一方で、そこをやはり優先することによつて、現在、犯罪被害者家族を支援しないことの理由として使われるようなときがたまにありまして、これは、でも、何の合理性もないと思つているんですね。

やはり、犯罪被害者、被害者家族、被害者、被害者家族、それぞれをしっかりと包括的に支援することによつて犯罪というものをどうなくしていくか、被害者というものをどう減らしていくかということに対して考えていくことが非常に重要だと思ひます。私が本日、この犯罪被害者家族という、そのカテゴリーの中ですつぱりと抜けてしまつているところに対して一隅を照らしたいというのがまさに質問の趣旨でございます。

私がこの問題に対して取り組もうと思つたきっかけは、二〇一三年、私、神奈川の県議会議員だったんですけども、その頃に、ワールドオーブンハートという、犯罪被害者家族を支援されて

いる阿部恭子さんという方がいらつしやいました、その方に様々な現状を教えていただいたのがきっかけでした。

その頃、実は議会でも取り上げさせていただいたんですけども、やはり国が変わらなければこの問題は変わらないということに痛切に突きつけられて、その中で、僕も、この質問を初めて地方議会ですけれども、政治的には何も進展させていないけれども、政治的には何も進展させて、本日は皆様とディスカッションをしたいというところを思つております。

英語で、被害者家族は、ヒドゥンビクティム、フォーガットンビクティムと表現をされることがあります。日本語に訳しますと、隠された被害者、忘れられた被害者という意味になりますが、欧米では、自らが罪を犯したわけではないにもかかわらず批判や差別にさらされる犯罪被害者家族に対して、被害者という視点を保持することから、こうした表現がされております。

特に、親が犯罪を犯した子供たちは、事件に全く関与をしていないにもかかわらず、家族の犯罪被害により偏見や差別を受けた子供は、自らに犯罪者の子供というレッテルを貼るにより、立ち直りが阻害をされている現状がありますので、本来的には適切なケアが必要です。

そして、このような自ら選択できない属性によつて差別、排除にさらされる被害者家族の子供たちを適切に保護することができなければ、子供たちは健全に成長することができず、世代間連鎖のような負のスパイラルを結果として社会に生み出すことになると思ひますので、これらの課題感を基に更に議論を行つていきたいと思ひます。

三役の皆さんの中で、上川法務大臣と田所副大臣が一応書籍を御覧になつていただいたことがあつたということ、若しくは作品を見たことがある、課題感を持つているという答弁をいただきました。その中で、今まで、政治家として、若しくは法務省の重役としてでも結構です、犯罪被害者家

族に対する議論や研究が行われたことがありますか。もしエピソードなどがあれば教えてください。

○上川国務大臣 今、犯罪を減少させるためにというところで、再犯防止の取組を行っております。

これまで、再犯防止の取組の中で非常に強く打ち出していることは、立ち直り、また社会の中で出たときに立ち直るということについて、社会との統合というんですか、インクルージョンということについて強く打ち出さなければならぬ。そして、社会の中でも孤立させないような形で見守っていく、そしてサポートをしていく、こういう流れについて、つまり、刑を受刑しているときのみならず、出たからも引き続き、切れ目のない状況で、再犯にならないようにしていく、こういう考え方が非常に強く打ち出されております。

そのところでの役割として、御家族の役割というのは非常に大きいものでありますし、また、誰一人取り残さないというこうした大きな流れの中で、いろいろな方々が誹謗中傷の中でさらされているということについては、これは、特に、加害者家族の皆さん、特に子供たちということについては、先のことを考えますと、非常に重要であるというふうに考えております。

少なくとも、誰一人取り残さないという中にあって、先ほど先生がおっしゃったように、光を照らしていくということについては極めて重要であるというふうに考えます。

○田所副大臣 委員より、犯罪加害者の家族は同時に被害者ではないかというような意向も聞いて、よく感じるところではございます。

そういう中であって、これからその犯罪加害者の家族をどう支援していくのかというようなことについては、何らかの漠然と考えることはございますが、特段にそれを取り上げて議論をしたということはありません。そういうことでございます。

○中谷(一)委員 田所副大臣、御自身のスローガンの中で、確かな実力ということを掲げられていらっしゃるかと思うんですが、是非その実能力

を法務省の場で発揮をしていたら非常にうれしいなと思いました。

その中でなんですけれども、ワールドオープンハートさんがワークショップを行っていたんです。そのワークショップの問いを皆様に向けて、それだけの御感想を、政務官、副大臣にまず伺いたいと思いますので、お述べをいただければと思うんです。

太郎さんには専業主婦の妻と三歳になる息子がいます。しかしながら、太郎さんは花子さんという女性と不倫をしています。あるとき、妻と別れようとしないうちに腹を立てた花子さんが、妻と離婚をしなければ二人の関係を家庭や職場にばらすぞと迫り立てました。そして口論の末に太郎さんが花子さんを殺害するに至ったという事例があったときに、この事件において太郎さんの妻と息子が加害者であるか、被害者であるか、お二方はどのように考えられますか。

○田所副大臣 そのお尋ねに言います加害者、被害者という概念でありますけれども、これにつきましては、様々なケースの中で生まれることでありまして、さらに、その文言を考えるに非常に多義的でございますので、私がここで法務副大臣としてそれについて明確なことをお答えすることはできないというところでございます。

○中谷(一)委員 それは、このケースは妻と子供が加害者である可能性を否定できないということですか。

○田所副大臣 それにつきましても、非常に多義的に、またケースも詳細にわたるだろうと思えますから、この文理といいますが、言葉だけをもつて、私でここで判断できるというものではないというふうに思います。

○中谷(一)委員 まさにこれが弊害の問題なんです。要するに、犯罪加害者家族の法的な定義がないことでディスカッションすらできないんですよ、皆さんと。

でも、しゃくし定規に答えていただいても、要するに、この問題は絶対解決しないんです。なので、やはり、包括する所管がないからこそ、一番関係性のある私たちが、本来はこのディスカッション、僕はしていかなきゃいけないということも思っているんです。

その中で、僕、小野田政務官のホームページを見て、見て見ぬふりのあしき習慣やごまかしに真つ正面から立ち向かう、正義の味方になってこの世の理不尽をなくしたい、僕、めっちゃ共感するんです。なので、是非、小野田政務官にも見解を伺いたいです。この方々、子供と妻は、僕は少なくとも加害者ではないと思うんですけれども、被害者じゃないかなと思うんですけれども、どうですかね。

○小野田大臣政務官 済みません。ここに法務省の政務官として立っておりますので、やはり副大臣と同様の答弁になつてしまふんですけれども、ただ、私個人としては、先ほど問題に取り組んできたとして申し上げましたとおり、先生と課題の認識は共有していると思えますし、また、差別や偏見とかだけではなくて、犯罪加害者家族だということに人知れず知らない、でも、子供の心の中には、自分は犯罪者の子供であるんだという傷、そういった様々な問題があるというのを十分承知しておりますので、今後いろいろ勉強させていただきたいと思っております。

○中谷(一)委員 是非取り組んでください。犯罪が起こると、なぜ犯罪を起こす要因をつくったのかと、加害者家族を非難する論調が巻き起こることがあるんですけれども、犯罪加害者家族って、いつ誰がなるか分からないんです。例えば、家族が車で交通事故を起こして、悪意のない犯罪加害者になることって誰にでもあると思うんです。

ワールドオープンハートが取り上げていた事例でも、父親が交通事故で死亡事故を起こした際に、父親が刑務所に入ったんですけれども、残された女子中学生の子供が学校で人殺しの子供といじめられ、リストカット、自殺未遂を繰り返した

んです。しかしながら、僕は、この子には何の罪も責任もないと思いますし、むしろ、家族が起した犯罪に巻き込まれた、判断能力も持っていない子供は、むしろ被害者じゃないかなと思っています。

そこで大臣にも同様の問いを伺いますが、こうした事例における犯罪加害者家族の子供は加害者であると考えていますか、被害者であると考えていますか、御所見を伺います。

○上川国務大臣 今委員が様々な視点で御指摘がなされたこと、そのことについて二つの枠組みで分類をするというところでの、定義に関わることでありますので、軽々にそのことについて申し上げることができないところであります。そこは御理解をいただきたいと思えます。

私が触れさせていただきました御家族の方々、加害者の御家族の方々とか、あるいはお子さんの置かれている状況、こうしたことを見ますと、加害者が被害者であったり、被害者が加害者であったりというケースは実はございます。小さなときに様々な暴力を受けて、そして御自分もというケースもありまして、そういったところをよくほぐしながら対応していくことが極めて大事だなというふうに思っております。

大事なことは、その方が、様々な傷を負いながら、それをしよって健やかな成長をしていただくということが可能かどうかということについて、問題を意識し、そして対応していかなければいけないというふうに思えますので、いろいろなケースがあるかと思えます。私の知り得る限りの話は限られているということでもありますので、幅広く、先生のような問題意識で様々なお声をお出しただくということは極めて大事だというふうに思っております。

本日に、再犯防止ということとは社会全体として関わるなければいけないことであるということでありまして、加害者だからということではない、この再統合ということについては力を入れてきた分野でもございますし、また、そういう中

で、家族の方々についても、加害者であっても被害者であっても対応していくという姿勢、これは非常に重要であるというふうに認識しておりますので、今後とも、そうした問題意識をしっかりと持っていきたいと思えます。

○中谷（一）委員 おっしゃっていただいたとおり、再犯の防止は社会全体の利益になると思えます。なので、よく問題をほぐしていただいて、この問題を解決できるのは、まさにここにいる方々しかいらつしやいませんか、お力添えをいただきたいと思えます。

その中で、今日は、熊本大学法学部の岡田行雄教授や山形県弁護士会の遠藤涼一弁護士などの資料を配付をさせていただいております。

この中の調査では、相談者の九割の方が自殺を考えたことがあると回答をしております、様々な、厳しい生活のケースに追い込まれていきます。皆さんはこの実態を把握をされていらつしやいますでしょうか。

○上川国務大臣 法務省として実態調査をしたという事実はございませんでした。

○中谷（一）委員 時間が来たので終了いたしますが、積み残しもたくさんありますので、またこの課題を法務委員会に取り上げたいと思えます。

実態調査であったり、包括的な制度支援が私は必要だと思っておりますので、引き続き皆さんと議論をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○義家委員長 次に、稲富修二君。

○稲富委員 立憲民主党の稲富でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

ちょっと、通告はしていませんでしたすけれども、冒頭、京都コンGRESについて、三月七日から十二日に開催をされ、大臣も相当の、誘致から始まって、思い入れのある国際会議、日本にとっても非常に大事な会議であったと思えますので、簡単に結構ですが、成果については是非御開陳いただければと思えます。

○上川国務大臣 第十四回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都コンGRESでございますが、三月七日から十二日までの六日間におきまして、国立京都国際会館において開催をされました。国連の発表でございますが、過去最多、百五十二か国の加盟国が、オンライン参加も含めまして五千六百人、参加登録をされて、極めて活発に議論が展開されたと思えます。

五十年余りの日本での第二回目の開催ということもございまして、大変、各国からも、またUNODC、国連の主催者であります、ホスト国である日本に対しまして、この六年間にわたりまして期待を大きく寄せていただきまして、そういうやり取りの中で、また加盟国とのやり取りの中で、様々な成果文書をこの六日間の中で集約をする形でまとめ上げることができました。

その一つとしてございまして、京都宣言の採択でございます。これは成果文書でございますが、まさに、法の支配が、持続可能な開発、また誰一人取り残さない社会の実現の礎となるということが明確に確認をされたところでございまして、そして、SDGsにつきましまして、二〇三〇年が到達目標の一つのメルクマールということでありまして、それに向かいまして、国連と加盟国、あるいはマルチステークホルダーという形で市民社会や国際機関、いろいろな方々が、犯罪防止のためにしっかりと取り組んでいくということについて明確なメッセージを共有することができたところでございまして。

これから、この宣言に基づきまして実際に運用するというところでございまして、まさにそのプロセスの中のスタートを切ったというふうに認識をしておりますのでございまして。

日本としては、司法外交の展開をするというところで、このための準備を六年にわたりまして進めてきたところでございまして、外務省とよく連携をしながらリーダーシップをしっかりと発揮してまいりたいというふうに思えます。

の上での開催ということになりました。これは、開催できるかどうか非常に厳しい時期もございまして、けれども、少なくとも、オンラインとそしてリアルで、ハイブリッド型を進めていこう、そして、絶えずコロナの感染状況も見定めながら、その枠組みにつきましてもぎりぎり調整を最後の最後まで、また、当日も、期間中も、その後も含めてやってきたところでございまして。

そして今回、国連にとっても国際会議としては初めて、そして、日本としてもこうした大規模な国際会議はコロナ禍におきましては初めてということでありまして、モデルのプログラムとして、その意味でも高い評価をいただくことができました。しっかりとその教訓、レッスンをドキュメントに落とし込んで、そしてそれをこれからの時代の、ポストコロナの時代、あるいはウィズコロナの時代の中での参考モデルとしていただくことができるように、最大限この情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。

コロナ対策に相当腐心をされながらの御開催というところで、本当に事務方の皆様の御労苦に感謝申し上げます。本当に成果も出てよかったと思えます。ありがとうございます。

本日は、私は検察官の勤務延長について伺いたいと思えます。

昨年来、この問題、ずっとこう、何といいますが、大きな課題を抱えながら今日に至っております。私は認識しております。

まず、そこで、最初に黒川氏の略式起訴について伺います。

黒川元東京高検検事長について、新聞記者らと賭けマージャンをした問題で、二〇二〇年七月に起訴猶予となつておりましたが、東京地検が賭博罪で略式起訴する方針を固めた報道されております。資料①です。

二〇二〇年七月の起訴猶予処分に対して、東京第六検察審査会が昨年十二月八日に起訴相当と議決し、地検が再捜査をしていたということござ

います。この再捜査の結果、どのような新たな事実なり判断が生じて略式起訴することになったのか、また、そのことに対する大臣の所感をお伺いします。

○上川国務大臣 委員ただいま御指摘に関する報道については承知をしているところでござい

ます。御指摘の事件につきましては、検察審査会の議決を受けまして、検察当局におきまして捜査中であるというふうに承知をしております。

お尋ねにつきましては、個別事件に関する捜査の具体的内容に関わる事柄であるということございまして、お答えにつきましては差し控えさせていただきます。

○稲富委員 この起訴あるいは不起訴に関して、我が会派でも何度もこう、河井問題もそうですけれども、実は議論をさせていただきまして、個別案件については答えられないということですが、その当局から御説明をいただいております。

その中で、これは当局からいただいた、役所からいただいた資料ですけれども、平成二十二年の質問主意書に対する答弁ということで、検察当局における公表の判断についてというものがございまして、ちょっと要約すれば、検察当局においては、刑事訴訟法第四十七条の趣旨を踏まえて、公表するか否か、公表するとしてもどの程度の情報を公表するかを判断しているということが書いてあるわけです。

それで、大臣、大臣の御著書も拝見しまして、やはり、法務省という役所が、内と外、その垣根を払っていかなくやいけない、国民の生活とともにあるということが必要であるということ、かなり広報にも力を入れているというところを書かれております。私もそれはもう全く同意するものでありまして、①を見ていただくと、これ、要するに署名記事なんです。だって、これ、誰かに言っていないとこんな記事にならないわけです。しかもこれは、この新聞だけじゃないんです。よ、全紙、これは書いてある。だけれども、国会

でこれを私が質問すると、個別事案だから答えられないという答えになってくるわけです。

これ、情報開示の在り方が一体どうなっているのかということをやはり思わざるを得ないんですね。常識的に考えて、国会で私が答弁を求めたら答えられない、しかし、各紙全部に載っている、署名記事まであるというこの情報開示の在り方については、これはちよつと大臣、見直さなきゃいけないんじゃないかと思いますが、見解を伺います。

○上川国務大臣 もとより検察の活動については、国民の皆さんに正しく理解していただくことは重要であるというふうに認識しております。一般論としてということですが、仮に

捜査機関の活動内容を公表した場合につきましては、他人の名誉、プライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査、公判に重大な支障が生じるおそれもあるというのも事実であるというふうに認識しております。

今御指摘の、対外的な事件広報の在り方に係る御質問だと思いますが、検察当局におきまして、個別の事案ごとに、刑事訴訟法の四十七条の趣旨というのをも踏まえまして、先ほど申し上げました関係者の名誉、プライバシーへの影響、将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等、それと公益上の必要性、こういつたことを総合的に考慮しながら、公表するか否か、また、その内容、程度、そしてその方法、これにつきましては慎重に判断をしながら適切に対処しているものというふうに承知をしております。

○稲富委員 最後、一言申し上げます。

要するに、それだったらそれで、統一してやるのならまだしも理屈が合うんですよ。ただ、これは、先ほど申し上げましたように、新聞によつては署名記事まで出ている、各紙全部出している、でも国会では答えられないというのが、それがおかしいんじゃないかという趣旨なんですよ。な

ので、ここはちよつと、どういうふうに、四十七条に則してというのであれば全部則してやっていただきたい、そうじゃない、分けているところが、なぜ国会には説明できないのかということが問題意識です。

ちよつと、もう次に移ります。

次は解釈変更について伺います。

検察官には勤務延長は適用しないとの解釈、昭和五十六年の政府答弁がございました。しかし、昨年、解釈変更をして黒川氏を勤務延長させました。この件については、累次にわたつて、その手続に問題があるのではないか、あるいは黒川氏を勤務延長させるために解釈変更を無理やりしたのではないか、あるいはそもそも検察官の勤務延長を内閣が決定することは検察の独立を脅かす間違った判断ではないか、本間に国民の信頼を取り戻すのであれば勤務延長を決めた閣議決定を撤回すべきじゃないか、そういつた趣旨の、我々、御質問あるいは意見を申し述べてまいりました。そこで伺います。

この解釈変更は今も維持をしていて、将来も適用することがあり得るということなのか、お伺いをいたします。

○上川国務大臣 私は当時その任におりませんでしたが、聞いていた範囲ということでお答えをさせていただきますというふうに住じますが、勤務延長の解釈変更につきましては、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として検察官についても検討を進める過程で、検察庁法を所管する法務省において必要な検討を行った上で、関係省庁からも異論はないとの回答を得て解釈を改めたものというふうに聞いております。

このように、一連の適正なプロセスを経たものでございまして、勤務延長の解釈変更については適法、有効というふうに考えているものでござい

ます。

○稲富委員 つまり、解釈変更は維持をし、もちろん、将来、その変更についての適用し得るということかと思ひます。

次に、その勤務延長の必要が生じた理由についても御答弁が当時ございました。

勤務延長の理由については、こう政府は答弁されております。東京高検、検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するために、豊富な知識経験に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠である、黒川氏でなければ対応できない事件であるということ

を再三再四おつしやっております。

具体的に、では何ですか、どういう事案があるんですかということに対しては、個別の内容に言及することは捜査に影響を与えるという理由でお答えをされなかつたということでございます。

一年たつて、伺います。

複雑困難事件に対応するために当時の黒川氏が必要であつた、だから勤務延長した。じゃ、この複雑困難事件は一年たつて解決をされたのか、ど

うなつてくるのか、お答えをお願いいたします。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは捜査、公判の進捗状況等についてのものでございまして、それについてお答えいたします。まず、個別事件との結びつきを述べることにになり、その結果、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄を明らかにすることになりますので、お答えすることは困難であることを御理解賜りたいと存じます。

○稲富委員 個別事件だから答えられないということにいつもなつてしまふんですね。

それで次に、じゃ、なぜ、どういう要件で勤務延長するのかということをちよつと伺います。

検察官の勤務延長について国家公務員法が適用され得るということを先ほど確認しました、今後です。では、今後、どのような場合に勤務延長するのかということです。その当てはめの要件を是非示していただきたいんですね。

と申しますのは、検察官の勤務延長はこれまで一度だけ、黒川氏のみです。そのときの理由が、先ほど申し上げた、複雑困難事件の捜査という理由です。ということで、次、もしその当てはめ

が、同じ理由で、複雑困難事件の捜査であれば勤務延長ができるということ、また同じになるのか。それとも、まさか同じ要件で同じように勤務延長できるというのは、これはおかしいわけで、勤務延長した黒川氏がまさに賭けマージャンをして辞める、要するに、資質に欠けていたということとで辞めたということとありますから、次、勤務延長する方については、複雑困難事件の捜査のみならず、その他の要件が加わつて当然だと思ふんですよ。

何らかの基準があつて初めて勤務延長が認められると思ふんですが、その要件、当てはめの基準についてお伺いをしたいと思います。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

勤務延長につきましては、委員御指摘のとおり、検察官につきましては、国家公務員法の規定を適用したものでございまして。国家公務員法第八十一の三に、勤務延長に關しまして、「その退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは」と規定をされてお

まして、黒川元検事長の勤務延長の關係の際には、この国家公務員法の条文を前提として、例えば、検察官が退職により交代することで、捜査、公判において重大な障害を生ずる場合などがこの勤務延長の要件に當てはまる場合であるというふう

に考えたものでござい

ます。

○稲富委員 そうすると、黒川氏がその要件に該

当して、辞めたわけですよ。そうしたら、それを反省して、あるいはそれを糧にして、次はどういう要件なんですかというのが私の質問です。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員のお尋ねは勤務延長の要件ということござい

ますので、これは、繰り返しになつて恐縮でござい

ますが、国家公務員法に定められております、「その退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」、これがその基準になるところでござい

ます。

○稲富委員 大臣、これは勤務延長の、細かい話

はもういいんですけれども、やはり大きな、今

年、あるいは去年一年間、物すごくこの法務委員会でも時間をかけて、あるいは予算委員会まで相当な時間をかけてこれをやってきて、やはり次に向けて、本当に勤務延長するという政府解釈に立っているわけだから、勤務延長を次するときはどういった要件が必要かというのは、我々としては当然必要なことだと思っております。過去の同じような基準でまた選ぶということであれば、この一年間何をしてきたのかということにもなると思っております。

これはもう要望しますけれども、やはりその基準、勤務延長を次に、そのときどうするのかということは是非ちよつと考えていただきたいというふうに思いますが、細かいことは結構です、大臣、ちよつとその点いかがでしょうか。

○上川国務大臣 国民の皆さんから信頼をされ、そして法務省としてしっかりと対応していくということについては、絶えず検証しながら取り組む姿勢を持って進んでいくべきというふうに常々私も自身も考えております。

今御指摘の勤務延長の問題につきまして、前回の場合には個別のケースということでございましたので、その限りの中での話ということでございますが、人事とか、あるいは組織全体の運営に係る、ガバナンスの問題も絡めて、また、そういう意味でのコンプライアンスに係るという、いろいろな面から考えていくべき事柄というふうに思っております。

○稲富委員 それでは次に、検察庁法改正案について伺います。

検察庁法改正案を含む国家公務員法の改正案が、昨年六月十七日、政府提出法案が廃案になりました。これについて、検討状況、提出する予定があるのか、伺います。

○上川国務大臣 さきの国会におきましては、国家公務員法等の一部を改正する法律案を提出したところでございますが、検察庁法の改正部分につきましては様々な御意見がございました。そして、同法律案につきましては廃案になったという

ふうなものと承知をしております。

政府として、そうしたことも踏まえながら、法案の提出につきましては改めて検討をしている状況でございます。現時点におきましては提出時期につきましては決まっておりますので、以上でございます。

○稲富委員 ありがとうございます。次に、解釈変更についての文書決裁の在り方について伺います。

法務・検察行政刷新会議が精力的に開催をされて、提言があつて、そして、法務省としても様々な取組も始まっていると伺っております。その二つ目の論点であります、法務行政の透明化についてでございます。

この資料の二枚目でございますが、私の二枚目でございますが、今後の具体的な取組方針ということで、一月二十六日、刷新会議を受けてこういう取組をするということでございます。

法務省における行政文書、その中の二番目ですね、法務行政の透明化関係の大きな丸一つ目の、重要な解釈変更を行う場合についてのところなんですけれども、ルールの見直しを速やかに行うということが書いてあります。法案の立案過程であつても、従前の法解釈を変更する場合にはそれ自体について正式な決裁を要することとし、また、行政文書には作成日時を、作成した課室等の名称を記載をすることとされていると理解して

います。昨年、国会に提出され、廃案となった国公法の改正案をめぐっては、検察庁法の解釈変更について、決裁の在り方が大きく問題になりました。今回のルール改正によつてそのような問題は解消されるという理解でいいのか、お伺いいたします。

○上川国務大臣 今回、法務・検察行政刷新会議の報告書で、委員の方々から大変様々な御意見を頂戴をいたしまして、最終的に、その提案とか、御意見がまとめられたところでございます。それを踏まえまして、私ども、ガバナンスPPTということで立ち上げさせていただいて、この

様々な問題につきましても絶えずいろいろな角度から検討し、そして実践していく、こういう趣旨で、今回、二月に、法務省の関係規定の改正をしたところでございます。

法案の立案過程であつても、従前の法解釈を変更するという場合におきましては、それ自体につきまして正式な決裁を要することとしたところでございます。

今後は、したがいまして、たとえ法案の検討過程であつたとしても、従前の法解釈を変更する場合には、今回の法務省行政文書取扱規則の改正によりまして、解釈変更それ自体について決裁を要することになります。

○稲富委員 今、御説明で、要するに、もし、これからは、去年のようなことがあれば、必ず決裁がされる、要するに、口頭ではなく、文書として決裁がされ得る、そして日付もそこに載るということを確認したものだと思ひます。

次に、作成、保存についてです。この同じくお配りした②の次の丸のところ、作成、保存についても幹部を含めた職員の理解を深めるための措置を検討するとされておりますが、検討状況について、あるいはどのような措置を取るのか、お伺いをいたします。

○竹内政府参考人 お答えいたします。法務・検察行政刷新会議の報告書におきましては、今後の法務行政における文書管理、決裁の在り方等につきましても様々な御意見をいただいたところでございます。

適正かつ確実な公文書管理を実践するためには、ルールを定めるだけではなく、そのルールに従つた運用が適切になされることが肝要であると考えておりまして、そこで、法務省におきましては、委員御指摘のとおり、刷新会議の報告書を受けまして、行政文書の作成、保存等について公文書管理法の趣旨を踏まえた適切な判断がなされるようにするため、幹部を含めた職員の理解を深めるための措置を検討することとしておるところでございます。

具体的な措置につきましては、現在、本年一月に設置されました法務省ガバナンスPPTにおきまして検討を進めているところではあります。幹部職員を含め、法務省職員が適正かつ確実な公文書管理を実践できるよう、研修の充実等を図っていくことを考えております。

○稲富委員 研修、まあ考えているということ、具体的にまだちよつと余り明確じゃないなと思ひましたので、具体的に是非進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、一筆書きキャラバンについて伺います。去年の十一月十三日の委員会質疑において、大臣が、法務・検察には国民の信頼が欠かせない、失墜した信頼を回復するため取り組んでいく、そういう趣旨の決意をおつしやいました。その中、現場の声を聞くということで、一筆書きキャラバン、政務の方も一緒になつて現場の声を聞くという活動をされていると伺ひました。

伺ひたいのは、どういった声があつたのか、そして、そういった声を集約しているのか、また、いろいろな、法務・検察、自分のある意味所属する会社に対して批判の声もあるのかとは思ひますが、大臣、どういった声があつたのか、是非御紹介をしていただければと思ひます。

○上川国務大臣 委員御指摘いただきましたとおり、政務三役、大臣、副大臣、政務官三役が全国各地の法務省の官署施設を回りまして、また一部につきましてはウェブ会議で、海外で勤務しております法務省の職員も含めまして、国内外の職員との間で意見交換をする、こうした取組が一筆書きキャラバンということでありまして、

十一都道府県、訪問させていただきまして。そして、一部ウェブ会議というところでございまして、絶えずそうした意見を率直にいただくということがこの風土として意識を、そういう意味で、御自分の現場の中の、思つていらつしやることを率直に表に出すことができる、そうした風土をつくっていくということも併せて推進したい、こういう思いで今活動しているところであります。

私は、当初、私が現場に行きますとなかなか言いたくないとも言えないのではないかと、少なからず危惧していたところでありますが、本当に、率直に、様々な、御自分のこと、また家族のこと、子供との関係、あるいはワーク・ライフ・バランス、こういったことも含めまして、率直な意見も言っていただきまして、また、業務遂行上、こういうところはほかの省と違うんじゃないか、こういうような指摘もございまして、おおむね想像していた以上にいい御意見をいただいております。

具体的には、手続のオンライン化、テレワークの実施などを含めたコロナ禍におきましての業務遂行、そうしたことの実情や問題点、また、改善策として、こうした方がいいよという御意見もございまして、国民の皆さんと直接接する現場のお立場の中で、今までは、姿勢としては自制していたんだけど、支援という気持ちをもっと持たなければいけないという御意見もあつたりして、率直な御意見をいただけたところでありました。

全て、その御意見につきまして改善策につなげていきたいというふうに思っております、どういことが大事かということについては、ガバナンスPTのチームを編成しております、中堅の職員でワーキンググループを立ち上げておりますので、その意見は集約をし、そして、一つずつのことについて対応策をそれぞれ検討していただく。そして、自分の問題として、組織を挙げて、これを浸透していくための努力をしていく。こういうことを一連の流れの中で取り組んでおりますので、大切にこれをしかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○稲富委員 もうちょっと声がいたただけるのかなと思いましたが。

要するに、これは法務・検察に対する去年の大きな批判の中で、法務行政刷新会議があつて、検察の倫理が問われる場面になつていて、ある意味、本場に現場の活動している検察官の正義感や

あるいは倫理に対する国民からの批判があつたわけ、そういうことに対する、今、去年の法務行政に対する強い憤りの声とか、何やってんの幹部はという、そういうような声がなかったのかと私は伺いたかつたんですけれども、そういうものはなかったんですか。

○義家委員長 申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお答えください。

○上川国務大臣 今のような趣旨につきまして、広く皆さんにお伝えをしております。そういう中でありまして、法務省として、国民の皆さんの信頼を高めるために、自分としては現場で何をするかという前向きな、非常に決意したいなものはしっかりといただくことができました。

そうした対話をしていくということで風土を変えていくということが極めて重要だなというふうな思っておりますので、コロナ禍が終わりましたら、引き続き、一筆書きキャラバン、推進してまいりたいというふうに思っております。

○稲富委員 終わります。ありがとうございます。

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕
○伊藤（忠）委員長代理 次に、松田功君。

○松田委員 立憲民主党の松田功でございます。今日は、仲間の議員の御協力をいただきました。質問の機会をいただきましたこと、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。思いますが、大臣、久しぶりでございます。よろしくお願ひします。

この度の河井夫妻被告に行われる選挙違反事件について御質問をさせていただきたいと思ひます。

元法相である夫とともに、国会議員夫婦が逮捕されるという、この度の前代未聞な事件がありました。過去に例がないほど大がかりな金まみれの選挙が行われていたということが非常に驚きは隠せません。また、法務大臣の経験者の起訴、また、現職国会議員夫婦がそろつての起訴というこ

とも聞いたことはございません。

そういった状況の中で、実は、残念なことに、私の地元の方でも過去に大量買収事件がございました。当時、現職県議を始め小牧市議、また西春日井郡内の町議長など、地方自治体議員の十一人が逮捕されるという事態となる事件がございました。過去にもこのような大量買収事件があつたにもかかわらず、また起こしてしまう。

是非、大臣、社会を明るくする運動、今七十回を迎えようとしている。そこで、広報のパンフレットに、更生ペンギンのホゴちゃん、の更生までの道のりというようなチラシも作つたりして、法務省として、犯罪をなくし、また更生を進めていくということをやっている状況の中で、元法務大臣がそのような犯罪を犯してしまうということは、政治への信頼を深く傷つけた意味では、この夫婦の罪は重いのではないかとこのように思っております。

その中で、私の地元の方、また議員の方から、過去に地元で起きた大量買収事件で地方議員の方が逮捕されているのにもかかわらず、なぜ今回逮捕、起訴されないのか、証言が取れているのにおかしいのではないかとこのように思っております。

そういった意味におきまして、今、このような状況で、今また捜査中だとかいろいろ御意見はありますが、そういった地域、地元の方からも、そういった不思議な状況があるということを含めて、お答えをいただきたいと思ひます。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員がお尋ねになつた点は、捜査機関の活動内容に関わる事柄でございますので、申し訳ございませんが、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○松田委員 そうやってお答えになるといふことも考えられるのではないかとこのように思つてここへ立つております。

公選法違反の罪で起訴された今回のこの公判で、現金授受をめぐる重要な証言が次々と明らか

になつて、そのほとんどが買収の趣旨を裏づける内容を、数々の証言の中で、地裁は、受領側の証言を重視して、買収目的だったと判断を示しております。

では、過去に買収事件で逮捕、起訴になつた自治体議員と、今回の現金を受け取つた自治体議員の違いを教えてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

ある事件とある事件の差ということでございまして、その一方の事件は現在、先ほど来からお尋ねがあつた事件でございまして、結局のところ、お尋ねは捜査機関の活動内容に関わる事柄となりますので、お答えを差し控えさせていただきます。

○松田委員 局長、これ、多分ずっとその問答が繰り返されるような気がしちゃうんですよ。これは同じことを多分答えられちゃうんですよ。……（発言する者あり）いや、しやうがなくないですね、失礼しました、取り消します。しやうがなくないません。

そういった答えを繰り返すことがもう、要は、地元へ帰つて、過去のそういうこともあつた、今回は違う、ちゃんと証言もしているし、そうだと

言っているのにもかかわらず何も無いというのはこれは全くおかしいという、その普通の感覚をこ

こで述べさせていただいて、それに答えられないということは、不信感が募ります。そのことだけは重々理解をいただきたいですし、そういうふう

に市民とか国民の方が見られて、これは、どのように、局長、お答えになられますでしょうか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

委員の今の御指摘は御指摘として受け止めたと思ひますが、ただ、私どもの方でなぜ捜査機関の活動内容についてお答えを差し控えざるを得ないかということでございますが、一般論として申し上げれば、個別の案件に関する捜査機関の活動内容について公にした場合には、個人の名誉や

ライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査、公判に支障が生ずるおそれがあることなどからお答えを差し控えているものでございまして、この点については是非とも御理解を賜りたいと存じます。

○松田委員 要は、自治体議員が受け取ったことの罪はもう立証を逆にしてしまいうのに、まだ捜査がというのは、これはどういったことが教えてくださいますか。

○川原政府参考人 再三のお答えになって大変恐縮でございますが、そのお尋ねも、捜査機関の活動内容に関わる事柄でございまして、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○松田委員 では、いずれ捜査が進んだら、その自治体議員の方も罪になるというふうな御理解でよろしいでしょうか。

〔伊藤（忠）委員長代理退席、委員長着席〕
○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

これも再三で恐縮でございますが、まず、お尋ねは、前提として捜査機関の活動内容に関わる事柄でございまして、犯罪の成否につきましても、捜査機関が収集した証拠に従って判断すべき事柄でございまして、私の立場としてお答えを申し上げることは差し控えたいと存じます。

○松田委員 済みません、一般論としてお答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、先ほど来御指摘の事件についての一般論というのは、これは具体的な事案を前提としているので、そこは一般論というはお答えができないことを御理解いただいた上で、検察当局におきましては、一般論として申し上げれば、法と証拠に基づいて適切に処理するものと承知しております。

○松田委員 では、時間もたつていつてしまいいますので。
大臣、今回、広島の豊島議員が、元法務大臣の河井克行容疑者ににらまれても嫌だなという気持ち

ちがあつたと釈明をされております。

法務大臣をされていた方がらみを利かせて選挙違反をさせているということはいかがかと思えます。その辺について大臣の御見解を是非いただきたいと思えます。

○上川国務大臣 今委員御質問は、まさに個別事件に関わる点でございまして、法務大臣として所感を述べることにつきましては差し控させていただきます。

○松田委員 そうでございますか。

いや、まだ、実は大臣、先ほどもちよつと言いましたが、社会を明るくする運動、これがありすよね。毎年、中学生、小学生や、お子さんたちに、作文や、いろいろ、犯罪に対すること、そしてそれを更生する思いや、そういったことの作品を書いていただいたりすることを法務省としてしておるところです。というか、ずっと続けていただいております。これは非常にすばらしいことですね。

その意味において、例えば、今公判中だからというにしても、大臣が河井大臣だったときに、そのことも、子供たちも含め、社会には、きちつと、そういう明るい運動を法務省として続けてきているわけです。そういった意味において中でのこの事件ということとは、子供たちに向けて本当に、今公判中だからとかということではなくて、示しが僕はつかないと思うんですよ、いろいろな意味で、法務省として。

その辺についての御見解を聞いたらまた同じ回答を言われるかと思うんですが、それを言っているなら本当に信頼がなくなっちゃうような僕は気がしているんです。是非大臣に、子供たちに向けて、この犯罪、選挙違反というものがこう行われていて、大量にお金を配っている事件は過去にもあることは今言いましたので、そのことについて、子供たちに向けて、お言葉を是非いただきたいと思えます。

○上川国務大臣 一連の流れの中で、今、委員、別の問題を含めながら御質問をいただいたところ

でございますが、突き詰めていくと、個別事件に関わる検察当局の事件処理、また検察審査会判断、様々な要素がございしますが、法務大臣としてそういったことに対して、たとえ子供といえども、申し上げるということについては差し控えざるを得ないので、そのことを御理解いただきたいと思えます。

○松田委員 何か寂しいですね、本当に。

そういうふうでしか答えていただけないということからすると、法務省内の、今そうやって捜査中だ捜査中だということで、捜査中であつても、子供たちは今作品を書いたりとかするわけなんです。だから、僕は、是非大臣に、その部分を含めて心あるお言葉を是非いただきたいというふう

名古屋入管におけるスリランカの女性の死亡事故が今回起きました。今回の死亡事故の前に、昨年の十月に、名古屋入管で収容中のインドネシア人の男性が死亡しております。つまり、半年もたらず、また死亡者が出てしまいました。
法務省、入管庁としても、全国の入管で死亡事故があることに、調査し問題を改善してまいりますと述べることにが続いているように思われます。参議院の委員会においても、我が党の石川大我議員からもこの事案について質問しておりますが、当局は調査中という言葉が続いている状況であります。

そのことがきちつと、ずっとそういった、この大量買収事件を含めた中で起きてきた状況を踏まえるならば、選挙は民主主義の根幹でもあり、また公平さが保たれて初めて成り立つていく、そういった意味も含めれば、それを害する行為をすることは厳しく罪に罰していかねばいけないと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 今委員から、社会を明るくする運動のことについて、また、特に子供たちが作文等を通して率直な意見をストレートに書いていただいているということについて、ちよつとはつと

するような御指摘もあつて、大変うれしくいつも拝見させていただいてるところでございます。
法治社会でございます。法を遵守して、そして公正な選挙をするということについては、今委員おっしゃったとおりでありますので、大変、民主主義国家としての根幹を成すものというふう

考えております。公正性を担保しながら一人一人がしっかりとその意識を持って関わっていくということが何よりも大事であるというふうなことにつきましては、これは声を大にしても申し上げたいというふう

に思っております。
○松田委員 よろしくお願ひします。
ちよつと時間がないので、次に行きます。

昨年十月の事案は、収容開始から五日後に男性の被収容者一名が亡くなられたものでございますが、体調の急変をうかがわせる既往症や体調不良の訴え等はなく、事実確認等を行った結果、心臓性突発死の可能性が高いとのことであつたと承知しております。

もつとも、この昨年十月の事案の発生後、各入管の収容施設に対しまして、本庁から、この名古屋の事案の内容を知らせるとともに、改めて被収容者の健康管理について徹底するとともに、引き続き被収容者の人権に配慮した適正な処遇を実施するよう指示したところでございます。

そのような中、さらに、本年三月六日の事案が発生いたしました。その事案につきましては、これも御指摘のとおり、詳細な事実関係は現在調査中でありますが、亡くなられた方は、以前から体調不良を訴えており、本年一月末頃以降、複数回にわたり、庁内診療室における嘱託医師による診

察及び外部の病院における診療が実施されていたものと承知しております。

このように、医療的対応を行っていた状況において死亡に至ったことや、現時点において死因が明らかでないことなどから、本年三月九日、法務大臣から、死亡に至る経緯や対応状況などについて正確な事実関係を速やかに調査するよう指示を受け、現在、本庁で調査チームを立ち上げ、調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○松田委員 しっかり調査をしていただく状況ではありませんが、半年間に二人、半年たっていないんですね。その辺のことについて、少し現場としての、何が本当にいけなかったのかというのがなかなか伺えない、それが率直な意見であります。

過去、いろいろな入管の収容施設の中で死亡事件が発生する状況の中、日弁連の方からも、その問題点について、死亡事故について、通院、入院等の必要がある者については仮放免を行うことを徹底することや、死亡事故の発生原因の徹底的な調査や及び公表、具体的な再発防止法の策定、適切な医療体制の構築などを繰り返し求めてきたところであるが、収容をめぐる状況はむしろ悪化をしている、死亡事件について、入国者収容所等視察委員会など第三者機関による徹底的かつ迅速な調査を実施し、その調査結果を公表した上で、具体的かつ実効的な再発防止の措置を速やかに講じることが再度強く求めるということで、会長の方からも声明をたくさん出されていたいております。しかし、そういった状況の中で、半年以内で二人もという状況でありますから、医療の問題も含め、しっかりとやっているように思えない状況が出てしまっております。

この状況を考えると、明らかに問題点が見えてくるにもかかわらず改善しにくいのは、根本的に構造的な問題があるのかもしれないと言わざるを得ないというふうに思っております。

また、入管の現場においても、職員の方が次々

に離職して、人手不足があるのではないかと伺います。職員の方も、死亡する現状が必ずしもいいと思う方はいないと思います。であるならば、職員のメンタル面も心配しなければなりません。

私は、かねてから、入管の職員の増員を言っておりまして、人材を増やして、行き届いた形の入管でなければ、人権の面からも、職員の働く現場も改善することは難しいと思っております。だからこそ、第三者による調査も行い、外部の意見を有効的に取り入れて、外国人の人権や入管の現場、窓口行政や、収容施設の在り方などの日本のこの入国管理全体の大改革を進めるべきだと思いますが、大臣の御見解をいただきたいと思っております。

○上川国務大臣 今般、昨年の十月及び今年の三月に名古屋出入国在留管理局におきまして被収容者が死亡する事案があったことについては、大変重く受け止めております。

この間、様々な御指摘をいただいております。そして、それに対しては、私も所信で申し上げたとおり、PDCAをしっかりと回して、そして絶えず不断の改善をしていくべきであるというふうに思っております。今回の事案につきましても、直ちに調査をして、そして対応するようにというところで、今、そして第三者の目もしっかり入れるようにということで、指示をしている状況でございます。

こうした事案が起こらないためにも、そうしたことにつきましても徹底した調査をするということにベースに、さらに、それをどのように改善をするのかということの一連のプロセスにつきましても、しっかりと責任を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 大臣、もう大改革をしていただいたという意味でおりますので、しっかりと調査して、要は、もう半年間に二人亡くなっているというところは、これは本当に重く、是非受け止めていただきたい。その前にも亡くなっている方がいて、また調査して改善しますという言葉をした

いているわけだから、そこはもう根本的な部分をしっかりと直していただきたいというふうに思っておりますので、是非、また、いろいろな意味で御協力もさせていただきたいと思いますが、そのことをしっかりと大臣の方から皆さんにお伝えいたいて、増強も含めた中で進めていただきたいと思っております。

それでは、ちよつと時間も参りましたので、次の質問に移らせていただきます。済みません、三番を飛ばして四番の質問に行きたいと思っております。

成年後見人についてなんですが、この制度について、成年後見人制度の利用促進計画が、令和三年までの五年間の中で促進していくということをやっているところでございます。そんな中で、二〇一九年においては前年のマイナス一・六ということで、申立て件数が減っている状況もあるのうふうふうに思います。

その意味において、現場での話も含めてありますが、親族候補者が少ないということも含めて問題があるのではないかとということで、家庭裁判所が候補者を選任しなかったケースにおいて、選任しなかった理由を申立人に、伝えてはいないというところであります。このことは、国民主権国家である日本の司法の態度としてふさわしくないように思います。

今後、家庭裁判所は、申立人に、候補者を選任しなかった理由や選任基準を公表する方向性であった方がよいと思っておりますが、その方向性はありますでしょうか。また、その方向性がないなら、その理由も教えていただけるとありがたいです。お願いいたします。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

委員お尋ねの候補者を選任しなかった理由というところでございますが、後見人等の選任の審判につきましては、法律の規定上、理由の記載を求められていないところでございまして、一般的

に、個別の事案において、当該候補者を選任しなかった理由というのをお伝えすることは行っていないというふうに承知しているところでございます。

ただ、後見人等の選任につきましては、事案に応じた適切な後見人等の選任という観点から、裁判官が個々の事案における諸事情を総合的に考慮して、当該事案に最も適した後見人を裁量によつて判断するものでありまして、何らかの一律の基準があるわけではないというところでございますが、後見人等の候補者になることを検討しておられる方々にとつては、裁判所がどのような事案でどのような後見人を選任するかというのは重大な関心事項であるというふうに考えられますし、成年後見制度利用促進基本計画が目指す、利用者がメリットを実感できる制度、運用を実現するためには、後見人を選任する際に重視される事情というところについて、制度利用者や後見人候補者のマッチングを担う中間機関との間で認識共有を図ることが重要であるというふうに認識しているところでございます。

委員の問題意識を踏まえまして、各家裁と関係機関等との間で後見人などの選任における一般的な考慮事情についての共通認識が進むように、必要な後押しをしてまいりたいと考えております。

○松田委員 引き続きまして、誰が後見人などに選任されるかは、後見人の制度の根本でありま。選任に関する明確な基準が本来示されれば、後見人制度に対する信頼が深まり、申立て件数の増加に直結すると思えます。

そこで、選任基準として、民法第八百四十七条、後見人の欠格事由に該当しない人や、本人の選任に反対しない人、推定相続人が選任に反対しない人、この三条件あたりをクリアした候補者は選任されるというような基準作りも、法務省としてお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

○小出政府参考人 お答えいたします。

成年後見人の選任につきましては、民法第八百四十三条第四項において、その際に考慮すべき事情

が定められているものの、基本的には、家庭裁判所の裁量に委ねられております。

これは、成年後見人等の選任につきましては、家庭裁判所が後見的な見地から様々な事情を考慮して判断することが相当と考えられたためでございます。委員御指摘のような、法律で画一的な基準を設けることについては慎重な検討が必要であると考えられるところでございます。

もっとも、先ほど最高裁判所からも御説明ございましたけれども、現在、成年後見制度利用促進計画を踏まえた運用の改善が進められているところ、適切な成年後見人等の選任がなされるよう、家庭裁判所と中核機関等の関係機関との間で、成年後見人等の選任に関する情報や認識の共有に向けた取組が進められているものと承知しております。

法務省といたしましては、こういった運用面における改善の状況も注視しつつ、成年後見人等の選任の在り方につきまして必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員 続きまして、基本計画を踏まえた専門職の選任と後見事務の在り方についてというこの文書が出された中で、後見人には、本人の状況に応じて、途中飛ばしますが、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うということが期待をされております。

現在、後見人などが家庭裁判所に提出する事務報告書には、本人と後見人などが面会をしたことを記載する項目がありません。本人と直接会い、本人の意思や状況を確認することは、後見人などの基本的な仕事だと思います。

今後、事務報告書には、面接報告の欄を設け、毎年数回の面会を後見人などに義務づけるなど、面会日時とその内容の記載は、身上監護について報告を充実させる意味で重要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○義家委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

す。御本人との面会の頻度を含めまして、後見人等が必要な後見事務をどのように行うかというのは、現行法上、後見人等の裁量に委ねられているところと承知しております。したがって、裁判所の運用として、毎年数回の面会を後見人等に義務づけるということは困難であると考えております。

もっとも、制度の利用者から、後見人等と本人が余り面会せず、適切に後見事務が行われていない事案があるという御指摘があることは承知しておりまして、基本計画は、利用者がメリットを実感できるような制度、運用の改善を求めているところ、後見人等が本人との面会を通じて、委員御指摘のとおり、適切に本人の心身の状況を把握し、身上保護や意思決定支援について、より一層配慮した後見事務が行われるということが重要であると考えているところでございます。

最高裁としましては、基本計画の趣旨を踏まえまして、本人との面会を含め、身上保護や意思決定支援の側面をも重視した後見事務が実践されるよう、後見人等の家庭裁判所に対する報告の在り方も含めまして、専門職団体等との間で継続的に意見交換を行い、検討を行っているところであります。引き続き運用改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員 是非、利用促進になる最終年度になつていきますので、よろしく願います。大臣、それでは、いい、明るい国になるように、子供たちのためにも、しっかり取り組んでいただけますよう、よろしく願います。

○義家委員長 次に、宮崎政久君。○宮崎委員 自由民主党の宮崎政久です。今日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速始めさせていただきます。まず冒頭、京都コンGRES、第十四回の国連犯罪防止刑事

司法会議が終了いたしました。上川大臣のリーダーシップに敬意を表し、また、法務省、外務省を始めとして、日本政府の関係者の皆様御尽力に心から感謝を申し上げます。

コロナの影響がある中で、一人の感染者を出すこともなく、またオンラインも含めて過去最多の百五十二の国、地域の皆様の参加を得て、しっかりと国際会議を成功させることができたということは、国連を始めとする国際機関はもろんでありますけれども、当然、我が国にとっても大きな成果であるというふうに考えております。

京都宣言に見られる対外的な成果につきまして、先ほど稲富委員から御質問がありまして、大臣もお答えになっておられましたので、私は、今日は、法務省を始めとする組織の内部的なレガシーについてお聞きをしたいというふうに思っています。

上川大臣は、最初に法務大臣をお務めになられた二〇一五年、平成二十七年、前回のドーハのコンGRESで、コンGRES招致というものをかち取ってこられました。その後、法務大臣を退任されまして、自由民主党の司法制度調査会長に御就任になり、平成二十九年の六月に、「司法外交の新基軸 五つの方針と八つの戦略」を提言としてまとめられました。

このとき、京都コンGRESを開催する二〇二〇年を、実際は二〇二一年になったわけでありまして、けれども、二〇二〇年を司法外交元年と位置づけ、国際司法人材の育成、司令塔機能を持つ組織の新設などを明確な方針として打ち出されておられます。本年、司法外交の最大の舞台となる京都コンGRESを成功させることはもちろんのこと、ここに至るまでの過程を通じて、国際司法人材を育成する仕組みをつくるということも、このときから同時に求められておられたと考えています。

私は、小さな島国である日本という私たちの国が、リーガルマインドを持つて、法の支配を実践することが可能な国際司法人材というものを積極

的に育成をして、司法外交を通じて国際社会に貢献をして、そして国益の増進を図る、こういったことが大切だと思っておりますし、その素地づくりというものを考えながら、京都コンGRESという大舞台に臨んでいったのではないかと考えております。

そこで、この内部的なレガシーが達成できているのか、上川大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○上川国務大臣 今般の京都コンGRESの開催に当たりましては、様々な方々から限らない御支援をいただき、また御助言をいただき、そして成功することができましたこと、改めて感謝を申し上げます。

先ほど委員からお触れいただきました、私が初めての大臣のときにカタール招致を実現いたしました後、二十九年の六月でありましたでしょうか、自由民主党の司法制度調査会長を務めておりました折に、まさにその提案書をまとめたときの事務局長を宮崎委員が、先生がお務めいただいたというところで、まさに二〇二〇年を司法外交の元年とするというこの思いは、この準備のための期間におきまして人材の幅広い活躍をいかに進めていくかという戦略的な取組が必要なんだ、こういう思いで、国際課の組織をつくったり、そして人材の養成に当たってきたところでございます。

司法外交の担い手は、まさに国際情勢、こうしたことを踏まえたバランス感覚が何よりも大事でありますし、また、法的思考、こうしたものを、能力を併せ持つ裾野の広い人材の育成ということでございます。そうした思いで、国際課を中心とした日々の業務を通じて、多くの法務省職員、皆さんに幅広く国際関係業務に携わっていただく、まさにオン・ザ・ジョブで関わっていただくということを実践してまいりました。また、職員の中から国際機関への積極的な派遣、また研修の実施等によりまして、人材育成につきましてもしてきたところでございます。

今回の京都コンGRESの開催に当たりまして

は、法務本省のみならず全国の地方官署からも応援職員を集めさせていただきまして、合計三百六十名の方が関与を直接したところでございます。準備に携わりました法務省職員につきましては、国連加盟国及び在京大使館との折衝、関係省庁との調整等に従事する中で、国際法務分野に対する関心を高め、知見を集積することができたものというふうに考えております。

本番におきましても、国際的な議論に直接触れるということでもございまして、国際法務分野におきましての意識、そして知見を向上させる絶好の機会になったと考えております。

司法外交は京都コンGRESで終わりではございません。これを新たな出発点と捉え、そして司法外交を次のステージに進めるべく、人材育成、まさにその点が非常に重要であると認識しております。これまで以上に政府全体としての取組として邁進してまいりたいというふうに考えております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

私も京都に伺って、案内とかいろいろされている職員さんに声をかけると、どこから来たのと聞くと、地方の刑務所に勤務をされている人が、今日は応援で来ていますというふうな方もおられて、様々な経験を積まれたと思っております。

また、四年前、平成二十九年、上川司法制度調査会長と一緒に、私は事務局長をさせていただきまして、当時の岸田外務大臣の元に、外務省に伺ったときに、このときに司法外交という言葉の初めて大きく打ち出したと思うんですが、外交という言葉を使うということについて岸田外務大臣と様々な意見交換をする必要があったということからすると、この司法外交の進展という意味では非常に大きな成果が出ているのではないかなと思っております。

これから、政府を挙げて、また我々立法機関でもしっかりとこれは推進していかないといけないと思っております。私も一生懸命頑張るということをお誓いして、大臣に感謝の言葉を申し上げた

いと思えます。
大臣、予算委員会があると思いますので、どうぞ。

ここからは、差別や偏見は駄目だ、許さない、こういうテーマで質問をさせていただきたいと思

います。
まず、ハンセン病問題に関する差別、偏見について、これは今もお終わっていない問題であるということ国民の皆様にも広く知っていただきたいと考えております。

どういふことか。
まず、お亡くなりになった方のお骨が里帰りす

らできないという問題があります。設立の当初から令和二年十月までの間で施設の中でお亡くなりになった方は、合計で二万七千二百九十九名に上られます。そのうち園内の納骨堂に埋葬されている方の合計は一万六千八百八柱、実に六一・五%になるわけです。療養施設で亡くなられた方のお骨の六割以上がふるさとに里帰りすらできない。

私の地元沖縄でも、沖縄愛楽園、宮古南静園という二つの療養所があるんですけども、この二つの施設で合計で四百五十五名の方のお骨が園で眠られているという状況です。

退所された方への差別、偏見というのもあるんです。

平成八年にらい予防法が廃止されて、特に国家賠償訴訟の判決が出て以降、全国の療養所から多くの方が退所をされました。しかし、残念ながら、退所された方の多くは、まだ差別、偏見が残っているというところで、ふるさとに帰ることができず、都会の雑踏みたいな中で身を隠して暮らさざるを得なかったということがあります。

実は、この生きていく都会でも、ハンセン病による後遺症、病歴を明かすことができないがゆえに、医療機関にも行けない、老人ホームなどの施設にも入れないということで、結果、年老いた方が元の療養所に再入所をしているという現実があ

ります。平成二十一年から令和元年までの十一年間で、実に百五十一の方が再入所をせざるを得なかったということです。

この元患者の御家族の方についても同様なんです。令和元年に判決が出ました家族訴訟、これは、御家族の皆さん、原告番号で法廷に立つ、お名前ではなくて、つい立ての向こうで語らざるを得なかった、こういうことであります。

私も、法務大臣政務官を務めていた際に、御家族の皆様との話合いの機会を持たせていただきましたが、実は、その際も原告番号で呼称されておられるという状況です。その話合いの席で私がお聞きした、お父さんが元患者の方で入所をされているという御家族の方からお聞きした言葉が耳を離れないんですね。

その方はこういうことを言っていたんです。私はお父さんと一緒にいられる時間がなかった、だから、お父さんが亡くなって、自分が死んだら、お骨を焼いて、それを一つのつぼに入れてもらって、そこで一緒に暮らす時間をつくりたいと。そういう思いを家族の人が持っている、それは現に今も続いていることであります。こういう気持ちを持つ人が一人でもいちゃいけないと私は思っております。

そういう中で、ハンセン病元患者の家族訴訟の後、補償金に関する法律が、家族補償法ができました。

しかしながら、この補償法が成立して一年四月たちますけれども、これは事前に厚労省さんに教えてもらいましたが、三月十二日現在で、実は認定者数は六千六百十六件だということでありまして、厚労省が想定をしていたのは約二万四千件です。つまり、三割にも満たないということなんです。お支払いさせていただきたいと思っておりますけれども、御申請、認定が三割にも満たないという状況なんです。

でも、この理由、弁護団の方、いろいろな人に聞くと、やはり名のり出て差別をされることへの不安を抱く御家族の方も多くて申請が進まないとい

か、手続をしてみても、同居をしてみても元患者の方が住民票に記載されていないとか、実の親子なのに戸籍上は他人になっているとか、こういった理由から、続き柄の証明が、御家族である続き柄の証明が難しいというケースが多くて、新しい法律を作った後でも、やはり差別、偏見が残っているという事実がここに表れていると思います。

差別や偏見というのは、法律ができたって、判決が出たって、一朝一夕になくなるものじゃない、人の心に深く刻まれていくものであります。こういう差別、偏見をなくするためには、やはり国民一人一人が自らのこととして取り組んだり、教育や普及啓発などを地道に、継続的に行うことが必要だと思えます。

今日、厚労省から、こやり政務官にわざわざお越しをいただいております。ありがとうございます。地道に、継続的に、根気強く行う取組、政府としてどうやって取り組むのか、その決意とお考え、御説明いただきたいと思っております。

○こやり大臣政務官 宮崎委員にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、偏見、差別、この解消のためには地道な努力が必要でござい

ます。
厚労省といたしましては、この普及啓発のために、これまで、若者向けのパンフレットの配布でありますとかシンポジウムの開催、あるいは資料館における展示、語り部活動など、様々な普及活動を行ってまいりました。

加えまして、令和元年六月のハンセン病家族訴訟熊本地裁判決を踏まえまして、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に向けて、新たに、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場を設置させていただきまして、法務省あるいは文科省、当事者の皆様とともに、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等を図ってまい

これまで三回協議を行ってまいりましたけれども、この協議において、今後、更に具体的な施策について検討を行うための新たな検討会を立ち上げるということにいたしましたところでございます。今後とも、この協議の場あるいは検討会の場も活用しながら、法務省、文科省と連携の上、ハンセン病患者様やその御家族の皆様、また、関係者の皆様の御意見を伺いながら、委員御指摘のとおり、地道に、継続的に、根気強く、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○宮崎委員　こやり政務官、ありがとうございます。今の決意の下に、しっかりと、私も一国民としてここに関わらぬといかぬと思っております。先ほどお骨の話をしてくれた方とまた、実は別の機会でもっとお会いをさせていただきました。そのとき、実はこんな話もあったんですね。家族の皆さんが、例えば、地元で、飲食店などでもちよつと打合せたいと思つて、集まりたいと思つても集まらない、地元で地域の人から、あれなんかは、あのらいのあれだからとかというふうなことを言われたことがある、だから園でしか集まらないんだなということを知りました。

みんなで取り組まないといけないと思っておりますので、是非、政府を挙げて、こはしっかりとリーダーシップを取っていただきたいと思っております。

政務官、今日はありがとうございます。次、もう一つ、部落差別の問題について質問いたします。こちらも根の深い問題だと思つていま

平成二十八年に部落差別解消推進法が成立をいたしました。私も法案提出者の一人として、多くの先生方と一緒に答弁に立たせていただきました。そのときも今も、当事者や関係者の方から実情を伺う機会をしばしばいただくようにしています。この令和の時代になつても結婚や交際をめぐつ

て差別的な取扱いを受けたことや、親戚に反対されたとか、特定地域が同和地域であること示すいわゆる識別情報というのがインターネット上に掲示されていて、就職などに不利益な扱いを受けられないか心配だという声を現に聞いています。

そこで、お尋ねします。政府は、部落差別の実態についてどう認識しているのか。六条調査といつて、推進法の六条に基づく調査を行ったわけでありまして、この調査結果も含めて、政府の認識を改めて伺いたいと思

います。○小野田大臣政務官　まずもつて、部落差別解消推進法の成立に当たつての宮崎委員の御尽力に敬意を表したいと思います。

法務省としては、同和地区の出身であることとを理由に結婚を妨げられたり、差別的な発言、落書きをされたりするなどの事案が存在しており、依然として部落差別はあるものというふう

に認識をしております。法務省人権擁護局は、令和二年六月、御指摘の実態調査の結果を取りまとめたところでございま

すけれども、この調査においても、国民の間に部落差別に関する正しい理解が進む一方で、特に交際、結婚に関しては、心理面における偏見、差別意識が依然として残っていることが明らかになつております。

法務省の人権擁護機関においては、この実態調査の結果も踏まえて、部落差別の解消に向けて、引き続き、国民の理解と共感を得られるような人権啓発活動や相談者に寄り添った人権相談の実施等にしっかりと取り組んでまいりたいと思つてお

ります。○宮崎委員　ありがとうございます。小野田政務官から、実態について、現にこういう差別が存在するというのを改めて確認した上で、今後の取組について触れていただいたことの意義は大きいと思つております。共に取り組んでまいりたいと思つておりますので、ありがとうございます。

識別情報ですけれども、特定地域が旧同和地区であるということを示す情報がインターネットの中で氾濫しておりまして、誰でも部落差別に関する情報を簡単に検索できて、リストす入手することができてしまうわけでありまして。今までは例えば興信所みたいなのに聞くみたいな時代だったと思ひますけれども、そんなことも要らなくなつちやっています。

それゆえ、推進法の第一条の目的にも、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえてという記載をしているところでもあります。

法務省においても、平成三十年、依命通知を出して、インターネット上の同和地区に関する情報についての対応を強化していただいているところでございます。そこで、現状、同和問題に関する書き込みの削除がどの程度行われているのか、また運用変更の前後で変化があるのか、この点についての御説明をいただきたいと思います。

○菊池政府参考人　お答えいたします。ただいま政務官が答弁されたとおり、部落差別は依然として存在しております。そして、交際や結婚差別などの部落差別を可能にしているのが特定の地域を同和地区であると指摘する情報であり、委員御指摘の、識別情報の摘示と呼ばれるものであります。法務省の人権擁護機関におきましては、従前から、インターネット上の人権侵害情報に関しまして、プロバイダー等に対して削除要請を行うなどしているところでございますけれども、特に識別情報の摘示の事案については、委員御指摘の平成三十年十二月二十七日付の依命通知によりまして、その目的のいかんを問わず、それ自身が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの考えの下に対応しているところでございます。

具体的に、この依命通知の前後の状況について申し上げますと、識別情報の摘示の事案に関する人権侵犯事件の開始件数は、平成三十年が約四十件であったところ、令和元年は約二百件に増加しております。また、識別情報について削除要請を行った件数も、平成三十年が五件であったところ、令和元年は二十件と増加し、令和二年についても増加傾向にございます。

一方、削除要請後に削除が確認された割合を見ますと、残念ながら、顕著な変化は認められないところでございます。この点につきましては、識別情報の摘示が部落差別に直結する情報であつて、速やかに削除されるべきものであるという認識を事業者との間で共有できるように、協議、意見交換を続けてまいりたいと思ひます。

いずれにいたしましても、識別情報の摘示の事案に対して適切に対処してまいりたいと考えております。

○宮崎委員　こやり政務官、関係の質問は終わりましたので、もしよろしければ御退席いただいで結構でございます。ありがとうございます。

今ありましたとおり、やはりまだまだ成果を上げなければいけない部分があるかと思ひます。インターネット上の識別情報がもたらしている、何というんですか、心理に与える負の効果というのは大きいと思つておりますので、これはしっかりと取り組んでいかないといいけない、大きな課題だと思つておりますので、人権局の方で是非よろしく御指導のほどお願いいたします。

この部落差別の問題というのは、実は、多くの皆様も御承知かもしれませんが、地方によつて異なつておりまして、その濃淡というか、ある、ないも含めて。そうなりますと、そのことは、各地の地方事務局に対する相談件数が多かったり少なかつたりするところから物語っているものであります。

そのため、部落差別解消推進法の第四条では、部落差別に関する相談体制の充実について、第一義的には国の責務とし、地方公共団体に対して、

国と役割分担をして、地域の実情に応じた相談体制の充実を図るという努力義務を課しているところです。調査結果を見ますと、相談窓口が設置されている都道府県は全体の半数以下であるというのが実際の実情であります。

そこで、法務省に二点伺いたいと思います。

まず、相談体制の充実にどうやって取り組んでいくつもりなのかということ、あともう一つ、相談体制充実という施策を講ずるに当たっては、この法の三条にあるように、国と地方公共団体との連携が大切だと私は思います。その際、法務省の出先機関である各地の地方法務局と自治体が連携するのが一番大切であって、協議の場を設置するという工夫や、もっと進んで、例えば政府でモデル地区を指定して、より一層充実した相談窓口を設置するための施策を探る、こういった工夫も必要だと考えています。法務省の見解をお答えいただけますかと思っています。

○菊池政府参考人 お答えいたします。

法務省の人権擁護機関におきましては、全国の法務局、地方法務局におきまして部落差別の問題を含む人権相談に応じておりますけれども、それぞれの支局においても人権相談に応じており、その数は合計すると三百一十か所となります。

こうして各地で行われている人権相談におきまして的確に対応するためには、まずは、相談に依る法務局の職員等が部落差別の問題を正しく認識していることが肝腎であります。すなわち、部落差別がどういふ問題であって、識別情報の摘示がなぜ許されないのかということとを正しく理解していなければならず、法務省の人権擁護機関のこれまでの取組についても承知している必要があります。したがって、法務局、地方法務局において、人権相談に対応する職員等に対する研修をしっかりと行ってまいりたいと思います。

また、地方公共団体との連携でございすけれども、法務局、地方法務局と地方公共団体等が意見交換や情報共有を行う場として、人権啓発活動ネットワーク協議会というものをつくっております。

す。現在、都道府県レベルで五十、市町村レベルで百九十三のネットワークがございまして、このネットワークを通じて、地方公共団体との連携協力を図っているところでございます。

このネットワークは、主として、人権啓発活動に関するものではございますけれども、委員の御指摘をも踏まえ、部落差別の解消に向けて、このような既存の窓口やネットワーク等を更に活用し、人権相談に関しまして、地方公共団体との緊密な情報交換等を行いながら、より一層の相談体制の充実に向けてまいりたいと考えております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

今日は、ハンセン病の問題と部落差別の問題、二つだけトピックにして、差別や偏見を許さないということで質問させていただきました。（発言する者あり）

今、コロナという声がありましたけれども、新型コロナウイルスの感染に関連する問題が今、世の中に大きくあり、また、新型インフル特措法の改正の中では一定の法制上の措置も一部したというところももちろんあるわけでありまして。また、それ以外にも、例えば、どこ出身であるとか生まれであるとか、私は、言ってみれば、その人の努力によつてはいかんともし難いことによつてその人に差別や偏見が起こるようなことは、これはあつてはならないというふうに思っております。そのことを、やはり、この衆議院の法律をつかさどる法務委員会、ここを通じて皆さんと一緒に、また認識を一つに共有できればありがたいなと思つて、質疑に上げさせていたいただきました。是非、また、皆様にも、多く国民の皆様にも御理解いただきたいと思つておるところでございます。

そして、最後に一問だけ、違う話題について触れさせていた。質疑を終わりたいと思つております。最後の質疑で、一問だけ、選択的夫婦別氏制度の導入についての質問をさせていただき

現在の、夫婦が同一の氏を称するという制度は、明治三十一年の民法改正で導入されたものであります。その当時、家制度の確立など様々な社会的な背景から民法が改正されたものでありまして、社会の必要に応じて法律を変えようといったことが行われたわけでありまして。

では、現代ではどうなのか。

もちろん、結婚をして夫婦が同じ氏であるということを望む方もおられる、たくさんおられると思いますので、私はそのことを否定するつもりは全くございません。ただ、他方で、少子化が進んで一人っ子が増えた結果、一人っ子同士の結婚する場面、家名継承や氏の継承のために、夫も妻も、いずれも氏の変更を望まないという場合もありますし、結婚後も仕事を続ける、多くの場合、日本の場合、女性が氏を変更する場合があります。ですから、女性がそういう、社会的に活躍をしていただくことによつて、仕事や生活への支障をなくすために、通称ではなくて、婚姻前の氏を引き続き使用したいと願う方もおられ、また、それが自分らしい生き方だと考えている人もいます。

私は、これから結婚していく若い世代の人たちのために、現に困っている人がいる以上は、婚姻の際に夫婦が別氏となることを選択できる法制度を導入して、法をもつて助けてあげるべきだと私は思います。

法や制度は手段であつて、それ自体が目的ではありません。今の制度も、先ほど言つたとおり、明治三十一年の民法改正で導入されたものであります。現在の社会を見渡して、また、これから日本のためによりよい法制度にするという改正があつていいと思います。

氏に関して民法改正をしたことはまだほかにもあります。昭和五十一年の民法改正で導入されたのが離婚の際の婚氏統制制度であります。婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が離婚によつて当然に婚姻前の氏に戻るの原則でしたが、届出をするることによつて、婚姻の際に氏を改めた夫又は妻が、離婚したときに称していた氏を称することができるようになったというものであります。離婚で当然に復氏となると、復氏する者にとつて婚姻期間中に形成された社会生活との関係から不利益があるということを考慮して、昭和五十一年の改正で変更されたものであります。

は妻が、離婚したときに称していた氏を称することができるようになったというものであります。離婚で当然に復氏となると、復氏する者にとつて婚姻期間中に形成された社会生活との関係から不利益があるということを考慮して、昭和五十一年の改正で変更されたものであります。

実は、ちよつとこれを質問しようと思つたんですけれども、時間がなくなつちやうたので、私が言いますけれども、今、直近三年間で、離婚の我が国の件数は約二十一万件、そして婚氏統制の申出は約九万件あるということであります。つまり、離婚の際に、四割以上の方が、それぞれの御事情、仕事のこと、子供のこと、自らの生き方やお考えなどから婚氏統制という自らの氏を選択しているわけでありまして。

私は、婚姻の際も同様に、それぞれの御事情、仕事のこと、子供のこと、自らの生き方、お考えなどから氏を選択することが可能になる法制度を認めていいんじゃないかと思つています。現に困っている人が出ないような法整備をするべきだと思つているんです。

法は手段であつて、それ自体、目的じゃない。自分らしく生きること大切、社会の必要に応じて法を変えることも当然であつて、現に困っている人がいるのであれば、法をもつて助けてあげるものが立法機関の務めじゃないかと私は思つております。

その導入が早く行われるように、私自身もその努力をすることをお誓いを申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○義家委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 信州長野の井出庸生です。国民の法曹離れが深刻という話題が先日ありましたが、長く法務委員会にとどまっている一人でございます。よろしくお願ひします。

今日は、一問と言わず、三十分間、選択的夫婦別氏の問題を取り上げてまいりたいと思ひます。最初に、私の立場、考えというものを申し上げ

ておきますと、私は、夫婦同氏というものは大変すばらしい結構なものと。それから、旧姓使用の拡大というものも、多くの方が使っていて、大変すばらしいものだと思うっております。

その上で、夫婦同氏、それから、旧姓使用ではなかなかいかんともし難い、それは、自分の氏を個人として大切にしたいという思いもありますし、また、先ほど宮崎先生からもお話ありましたが、御実家の氏、御両親の思いとか、そうした氏の継承という観点からも、なかなか夫婦同氏の制度、それから旧姓使用だけではいかんともし難い、そういう声が出てきていることに對して、私自身も、別氏を選択することができ、選択肢を増やしていく、そのことが必要だと思っております。

あわせて、戸籍については、家族の考え方がいろいろある中で、この選択的夫婦別氏の問題とも、戸籍の問題は議論になってまいりましたが、私は今の戸籍というものは、多くの方に支持されている非常に重要なものであると思っております。

そこで、まず、民事局長に、平成八年の法制審の答申、法案要綱、それから、平成二十二年、民主党政権のときに法務省が提出しようとしていた法案について、この法案はいずれも、戸籍を一つにし、夫婦の氏を選択を可能にする、それから、子供の氏についてはあらかじめ決めておく、そういう内容だったと思いますが、この過去に作られた法案の内容というものは、現代においても十分通用する、現代においてもその内容は世に送り出しても大丈夫だ、そういう内容になっているかどうか、民事局長の話を伺いたいと思います。

○小出政府参考人 お答えいたします。

法制審議会は、平成八年の二月に、選択的夫婦別氏制度を導入することなどを内容とする民法の一部を改正する法律案を答申いたしました。その内容ですが、御案内のとおり、夫婦の氏について、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前

の氏を称する」、「子の氏について、「夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならない」というものでございます。

その後、法務省は、平成八年及び平成二十二年に、法案の提出に向けて、この法制審議会の答申を踏まえた改正法案を準備したところでござい

ます。しかしながら、この問題につきましては、国民の間に様々な意見があったほか、当時の政権内においても様々な意見があり、改正法案の提出にまでは至らず、そのまま現在に至っているものと認識しております。

夫婦の氏に関する法制度につきましては、この法制審議会の答申のほかにも、国会等で様々な提案がされていくものと承知しております。

法務省といたしましては、男女共同参画基本計画に基づきまして、この法制審議会の答申のものも含めまして、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見、国会における議論の動向、司法の判断を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○井出委員 いろいろ案が出てきているというのはおっしゃるとおりだと思いますし、その中で、法務省がかつて用意した法案の内容というものは、それらのものと比して、きちつと議論に堪え得る、そして世に送り出せる、それだけの中身であるかというところを、もう少し自信を持って答弁をしていただきたいと思います、伺いた

いと思います。

この平成八年の段階でも、国民各層の様々な議論があつて、それを踏まえて作られた法案ではないかと思いますが、その内容、いかがでしょうか。

○小出政府参考人 平成八年当時、法制審議会の答申に基づいて立案された内容でございます。

先ほど申し上げましたとおり、様々な事情によつて法案提出には至っておりませんが、現在、

様々な提案が国会等で出されておりますので、この法制審議会の案に基づく我々の作成したものも含めまして、しつかり様々な御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○井出委員 例えば、稲田さんが法務委員会で案を示されました。稲田さんの案とどちらが優れているかなんてことは聞くつもりはありません。平成八年にまとめられたその法案というものの中身が現代にも通用するかどうかということでございます。そのかつて法務省で作ったものの矜持を私は何っておきたいと思ひます。

○小出政府参考人 お答えいたします。

様々な議論がされる中において、平成八年当時の法制審の答申に基づくこの案は、選択肢として十分成り立ち得るものではないか、御検討いただけるものではないかというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

○義家委員長 小出局長、もう一度同じ答弁、マイクに近づけてお願いします。

○小出政府参考人 様々な提案がござい

ます。様々な御意見、御議論がある中で、平成八年の法制審の答申された要綱に基づくこの提案についても、選択肢の一つとして御検討いただけるものというふうに考えております。

○井出委員 選択肢の一つとして検討いただけ

るものだと。聞こえなかつた答弁のときは、選択肢の一つとして十分検討いただけると言つたのではないかと思います、そのことはきちつと議事録に残しておいていただきたいと思ひます。

それで、法制審が法案にすべしということとをまとめて、法案化がなされなかつたというものは、民事の分野においては、これと、もう一つあると聞いているんですけれども、極めてまれなケースである。

合意するところまでとめてくるので、大体それが法案化される、国会でも賛成多数になることも多いんですけれども、それが、法制審でまとめたものが法案化に至らない。

そのことについて、これは、久武綾子さんという方が、「夫婦別姓 その歴史と背景」という本の中で、これは平成十五年に書かれているんですけども、もう既に別姓が実現可能とか、実施されているかのように仄聞されますが、民法七百五十条は、まだ改正されていない、平成十四年時点。しかし、そう思っている人があるのはなぜかということ、法制審議会が選択的夫婦別氏制度などを含む民法改正要綱案を決めたのが平成八年一月十六日、各紙が、翌日の十七日、夫婦別姓を導入との見出しをつけて報道したことに原因の一つがありそうだと。導入かではなく導入となつていたので、一般の人々は朝刊の見出しを見て導入されると思うのが自然でしょうと述べています。

同じこの本の中で久武さんはいろいろな世論調査を分析されていて、少しか紹介しますと、例えば、平成八年以前にNHKが放送世論調査所の世論調査で、名字のつけ方について結婚後の姓をどのように考えているかという調査を、昭和四十八年、五十三年、五十八年、六三年とやつていて、このときは、当然夫の氏だというのが四六パー、四四パー、四七パー、四二パーで、別姓可とする意見は三%とか五%、どちらが改姓しても可というのが大体二〇から二四%と。

現在とは大分違うんですけれども、平成八年の法制審の提起が一つ、それから、平成十四年には野田聖子先生や野中広務先生が裁判所に届け出る形の法案を整えたこともございましたし、平成二十二年の民主党政権の取組もあり、それからまた、最高裁、平成二十七年には多くの国民の知られるところになるような、合憲判決ではありましたが話題となるような議論もあつて、世論調査で賛成が増えてきているというのは、先日、他の委員の方も紹介してくださつたとおりだと思ひま

そこで、昨年の末に男女共同参画の第五次計画をめぐって、自民党の中で、賛否、大変闊達な議論がありました。結果として、多くは申し上げないんですが、第五次共同参画基本計画の一番最後の部分は、更なる検討を進めるということになり、それが四次はどうだったか、検討を進める。三次はどうだったか、引き続き検討を進める。二次はどうだったか、議論が深まるよう引き続き努める。そして第一次は、引き続き検討を進めると。この二十年間、五次の二十年間を見てもこの問題は進んでいないんですが、更なる検討を進めるという文言になりました。

これから五年間あって、これまでの歴史的経過を見て、法務大臣を五年連続でやったという方はいらっしゃると思います。最近だと谷垣元法務大臣が二年近く連続してやられたことがありました。上川大臣の三度にわたる在任期間の合計はかなりの在任期間になっておりますが、五年あれば法務大臣は何か替わられるだろうと。そのときに、法務省の行政府としてこれまで一貫して取り組んできたもの、選択的夫婦別姓の検討というものを更に進めるということに対して、法務省に、いつも、五次計画に基づいて検討を進めます、検討を進めますというような答弁が出ているんですが、これまでの二十年間とは少し異なる決意を見せていただいた方がいいのかなと。余り細かいことを聞くつもりはありません。細かいことを言われても私も理解できませんので、もうシンプルに、その決意だけ聞いておきたいと思えます。

○小出政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、男女共同参画計画において、更なる検討を進めるということにされております。

この問題につきましては、国民的な議論を踏まえて意見の集約が図られるということが望ましいと考えておりまして、具体的な議論をどのように進めていくかというように進めてまいりたいと思っております。

七、社会保障実態調査二〇〇七の統合データを求めて、離別有子男性の現在の婚姻状況を調べると、離別父親の再婚率は五九・一％。貧困層の父親は支払い能力の欠如、非貧困層の父親は新しい家族の生活優先が理由となっており、どの所得層の父親においても、養育費を支払わないという状況が生み出されているという記載がございます。

幾つか聞きますが、新しい家族を大切にすることは非常に重要だと思いますが、そのことが元の家族の子供に養育費を支払わない理由になりますでしょうか。

○小出政府参考人 夫婦の間に生まれた子に対する扶養義務でございまして、離婚後に片方の親が再婚した、また新たな家庭を形成したということ、また新たな子供も生まれ、また新たな扶養義務を負担するに至ったというような事例におきまして、従前の子に対する扶養義務の程度については変わらないというふうに認識しております。

○井出委員 もう一つ聞きますが、離婚して養育費を支払わないとなると、なかなか家族の一体感というものは、そこにはなかなか厳しい状況なのかなと思えますし、離婚されて、当然、氏が変わる、その父親と子供の氏が変わるということもございまして、そういうことが養育費を支払わないでいい理由にはなるのか、ならないのか。

○小出政府参考人 親の子に対する扶養義務、これは他の親族間における扶養義務よりも程度の重い扶養義務でございまして、この義務は、委員御指摘のとおり、子供と氏を同じくしているか、あるいは異なるかによって異なるものではないと考えております。

○井出委員 家族の在り方ですとか家族の一体感というものはいろいろ議論があるかと思いますが、家族とか家族の一体感というものと別に、より根源的にもっと大事なものがあって、その一つは養育費ではないか、それを、残念ながら、今の日本社会では、男性が踏み倒している状況にあるということだろーと思えます。

昨年の自民党の部会の中で少し議論がありました。養育費の問題に大変熱心に取り組まれている女性の議員の方の御発言だったんですが、この方は、私のお話しした限りは、選択的夫婦別姓には慎重な方で、どちらかといえば、まず夫婦同氏の中で男性が氏を変えるべきではないか、男性も当事者だろうというようなことを私、伺ったことがあったんですが、ただ、その方の当時の御発言を聞いていても、やはり、夫婦別姓の議論の中で、その先生からすると、随分と男性の先生方が、許容できない、すさまじいことを堂々とおっしゃると。私は、あのとき、大変その先生が怒っていた表情は忘れることはありませんし、旧姓を捨てた喪失感の本当につらい、是非議論をするべきだというようなことをおっしゃっていたのが頭にあって、今、少し養育費のことと絡めてこの問題を取り上げました。

次に、親子の氏について、少し里親制度というものから考えてみたいと思います。

里親制度が、近年、政府が推進をしている、僅かずつであるが進んできているのは多くの方が御存じだと思います。

里親家庭の里親とお子さんの氏がどのようになっているのか。これは、里親制度を近年政府が進めている中でも、特に進んでいる大分県の担当者、私、伺ったんですが、どうなっていますかと。そうしたら、一般的には、子供は元々の氏を名乗ることが多いですと。これは、子供のアイデンティティーを尊重するとか、里親が自分の苗字、氏を子供に押しつけるべきではないという考えである。一方で、お子さんの希望、気持ちであったり、将来の養子縁組などが視野に入っている場合は里親の氏を名乗ることもあって、最終的にはケース・バイ・ケースだというようにお話を聞いたと思うんですが、これは政府としてもその見解に変わりがあのかないのか、伺います。

○岸本政府参考人 お答えいたします。里親家庭で暮らします子供の氏につきましては、里親養育指針におきまして、子供の氏、名前

は、その子供固有のものであり、かけがえのないものであることを示すとともに、里親の氏を通称として使用することもございますが、その場合は、委託に至った子供の背景、委託期間の見通しとともに、子供の利益、子供自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討することについてお示しをしているところでございます。

また、里親の姓を通称として使うか否かについては、里親のお考えもございしますが、里親だけで決められるのではなく、子供の状況に応じ、児童相談所などの関係機関と相談して決めていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

○井出委員 もう少し端的に答えていただきたいんですが、子供の旧来の氏を大切に、ただ、里親の氏を名のることもある、本人の希望とか、子供の元々の名前を尊重しつつ、それを交えること、例外は認めているということですね。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

先ほどちょっと長く申ししまいました。子供の利益、子供自身の意思などを尊重しながら、里親の場合でも、将来的に養子縁組を考えた場合に望んでいる場合もございまして、またそれを子供が望んだケース・バイ・ケースで通称についてどうするかを決めていただくというのが考え方でございます。

○井出委員 元々の子供の氏を大切に。分かります。例えば、ちょっと例外的というのか、少ないけれども、里親と同じ氏を名のることもあるだろう。だから、基本的には親子の氏が異なっている、場合によっては一緒にすることもあつて、里親制度の一番の目的というものは、お子さんが、特定の大人の方がいらつしやうて、家庭のような、家族のような、そういう雰囲気の中で育てていくこと。これは私、同居するとか、同じ空間、同じ時間にいるとか、それは家族の一体感の一つの重要な要素を里親制度というものは目的と

して求めているんだと思いますが、そのこと、里親と子供の氏が違っていること、場合によっては一緒にすることもあつて、そのことは両立できるということですね。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

里親制度、特に養育里親の場合が念頭に置かれていると存じますが、虐待などの事情によって親元で暮らすことができないお子さんに温かい家庭的な養育環境を提供するということが重要であることから、平成二十八年の児童福祉法改正でも家庭養育優先原則が法律で規定をされた、こういう流れである制度でございます。

先ほど申し上げました、里親のその親子の氏でございしますが、これについては、子供の氏、名前は子供固有のかけがえのないものであるということと、一方で、その子供の背景、委託期間の見通し、子供の利益などを考慮して個別に慎重に判断するというふうな考え方でございます。

○井出委員 家庭的な温かな雰囲気と、里親、里子の氏の違い、一緒のときもある、それは両立するということですね。端的に。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

養育里親さんにおかれて、子供と氏を異ならせている場合も当然多々ございしますが、そういった温かい家庭環境の下で里親さんを育てていただいているというふうな思っております。

○井出委員 しつこく恐縮ですが、両立するということですね。

○岸本政府参考人 先ほど申し上げたとおりでございますが、両立するものとして育てていただいているというふうな思っております。

○井出委員 私、冒頭に申し上げたんですが、同氏も大変すばらしいと思っておりますし、旧姓使用も大変結構なことだと、いろいろな人たちの取組があつてここまでやってきたことだと思います。

ただ、その二つではなかなか難しい、いかんともし難しいという状況があつて、そのことに対してやはりより広い制度対応は先ほど宮崎先生がおっしゃったとおりなんですが、そのことを考えてい

くということやはり必要ではないか。このことは里親の話を少し聞いていたときに、大分の方に話を伺って今日議論させていただきまして、やはりそのことが必要ではないかなというふうに思いました。

お子さんの氏の問題は選択的夫婦別姓の議論において非常に重要なテーマなんです。ちよつと通告していないのでぎつくりで結構なんですが、平成八年の法制審の答申で、お子さんの氏をあらかじめ一つにするということになったのはなぜか。簡単に結構ですので、答弁できればお願いします。

○小出政府参考人 お答えいたします。

夫婦が別氏を取った場合に、その生まれてくる子供の氏がばらばらになる、あるいは統一するか、そんな考え方があつたのではないかと議論をされましたけれども、当時、きょうだい間の氏を統一することが望ましいというふうに考えられたものだと思います。

子供の氏が異なるということで子供の心理等によりからぬ影響を及ぼすのではないかとということが考えられたところでございまして、それはその後内閣府が実施した世論調査でも、子の氏が統一されたいことによる不利益、子供に対する不利益ということをお答えした方の数が多かつたというふうに認識しております。

○井出委員 今おっしゃった、きょうだいの氏が異なるとか、そういうことに対する懸念というのは、今も、その当時もあつたと思ひますし、それは私も理解できます。

実際、そのときの法制審で、法務省の参事官をしていただいても、いろいろな議論があつただけけれども、夫婦の氏も選択制になる、子の氏も変わる、法律改正をするときに、大きな変化というものをどこまで求められるのか、そんな議論もあつたと聞いておりますが、この問題は、氏、家名、特にお子さんの問題は、養子縁組をする、実家に養子縁組をして親ときょうだいになる関係になるのが今の状況でございます。そのことに対し

ても、自民党の部会で、それを何とかしてあげてほしいと、氏継承議連の会長さんからそういう御意見があつて、そのことも少しこれから議論していきたいと思ひます。

時間になりましたので終わりますが、今日やりましたに、少し議論を深めて、何とか多くの人々が一致できる、そういう議論をこれからしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございます。

○義家委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時十一分休憩

午後三時十九分開議

○義家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山花郁夫君。

○山花委員 立憲民主党の山花郁夫でございます。よろしくお願ひいたします。

大臣、通告をしていないんですけれども、今日の午前中、札幌地裁で、同性のカップルが婚姻届を受理されなかつたことに関して国賠訴訟を提起したということについて判決がございました。賠償自体は、というか請求自体は棄却されたようですけれども、同性の婚姻の自由などに関して、法の下平等に反するということで違憲であるという趣旨の判決が出たということでございます。ちよつと所感を伺いたしたいと思います。

この点について、一九八九年に「デンマークで登録パートナーシップ制度が採用されました。その頃は、変わった制度だということだったのかも知れませんが、二〇〇〇年代に入つてから、すごい勢いで世界各国で認められています。二〇〇〇年に、オランダで同性間の婚姻を容認。二〇〇三年、ベルギー。スペインが二〇〇五年。カナダも二〇〇五年。南アフリカが二〇〇六年。二〇〇八年になりますとノルウェー。二〇〇九年にスウェーデン。二〇一〇年、ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン。二〇一二年、デン

マーク。二〇一三年、ウルグアイ、ニュージーランド、フランス、ブラジル、英国もそうです。ルクセンブルクが二〇一五年、アイルランド、二〇一五年、フィンランド、二〇一七年、マルタ、ドイツも二〇一七年。オーストラリアも二〇一七年。

もう各国、こういう潮流なのかなという気がいたします。G7の国で、パートナー制度も含めて、こうした制度がないのは日本だけということはおそらく言われますけれども、それだけではなくて、今御紹介したような国々が採用いたしております。

私ども、衆議院の方に、婚姻平等法と言っておりますが、法案も提出をいたしております。是非御議論をと思っておりますけれども、済みません、通告していないのでございますけれども、何か今回の判決について所感があれば、教えていただきたいと思います。

○上川国務大臣 ただいま委員から、御質問の件ということでございますが、現時点で、今おっしゃった内容につきまして承知をしております状況ではございませんけれども、お尋ねの判決におきましては、原告らの国に対する請求は棄却されたものということでございまして、その理由の中におきまして、同性愛の方に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する手段を提供しないということにつきましては、その限度で憲法十四条第一項に違反するとの判断、判断が示されたものと承知をしておりますこととでございます。

今回、詳細をしっかりと把握させていただいた上で、また改めてそれにつきましてコメントをさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、今のところにおきましては、判示の内容とということの、御指摘に対しての今のような回答ということとどめさせていただきたいというふうに思っています。

○山花委員 政府においては是非法制審などで検討していただきたいという希望だけ今日は述べ

させていたでくと、議員立法で提出しておりますので、是非委員会でも御議論いただきたいということをお願ひをさせていただきます。

さて、今日は、集中的な一般質疑ということでございます。一つ、午前中も若干議論がございました。河井前議員の案件に關してでございます。

総務省、お越しただいておられますけれども、まず一つは、河井克行氏が代表を務める自由民主党の広島県第三選挙区支部の政治資金収支報告書について、これは使途が不明とされて提出をされているんですけれども、このようなケースというのはほかにあるのでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。過去にも、領収書等や会計帳簿などが火災などにより滅失した場合や捜査機関に押収されている場合など、政治団体側で収支報告書を正確に記載することが不可能な場合に、記載できない項目については不明と記載をし、確認できた範囲内で収支報告書を記載して提出された事例があるというふうに承知しております。

○山花委員 火災の場合は、これは物理的に毀損してしまっている不可抗力ということなのかもしれない。今、捜査関係で押収されているというケースがあるというふうなお話でした。

今回のこの収支報告書なんですけれども、これはここに存在しております委員の皆さんなら事務所を通じて出されていると思っておりますけれども、必ず宣誓書というものを添付いたします。その宣誓書に、今回のケースについては、手書きで、取締り当局に關係書類を押収されているため、収支報告の記載に一部不明で報告いたします、その後、取締り当局により關係書類が返還されたときには、収支報告書を訂正いたしますということが記載をされております。

これは法務省に伺いたいんですけれども、捜査關係書類というのは、今、押収された状態にあるんでしょかということですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは個別事件における捜査の具体的内容に關する事柄でございますので、お答えは差し控えてさせていただきますと思います。

○山花委員 これは、少なくとも河井案里さんの案件に關しては終わっているのではないかと思います。

まず、これはもう一回、総務省に伺います。今度は、河井案里氏が代表を務める自由民主党の広島県参議院選挙区第七支部についても、關係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があったとされておりますけれども、済みません、私、手元にこの写しを入手できておりませんので、この同様の記載があるかどうか、そういう認識でよろしいでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。河井案里氏が代表の自由民主党広島県参議院選挙区第七支部の令和元年分の収支報告書につきまして、お尋ねがございましたので、広島県選挙管理委員会に確認をしたところ、宣誓書において御指摘のような記載がなされているとのことでございます。

○山花委員 ということは、返ってくればそれは訂正しますよという意思の表示だと思っておりますけれども、少なくとも河井案里さんの案件に關しては、既に事件は終わっているのではないかと思いますけれども、ということをおっしゃいます。

一般論として申し上げます。一般論として、刑事訴訟上、押収されたということは、別に、所有権が被疑者、被告人から検察官に移ったわけではありますから、当然、終わったら当事者に返却されるという認識でよろしいですね。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。捜査機関が押収した証拠物につきまして、留置、すなわち捜査機関の手元にどめておく必要がなくれば、相手方に返すべきものは返す、還付という手続を取るようになります。

○山花委員 その上で、ちよつともう一度伺いますけれども、河井案里さんの關係は、これは事件

は終わったと私は認識をしているんですけれども、そうであるとする、返却されたという認識でよろしいでしょうか。これは法務省に伺います。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねは個別事件における捜査の具体的内容に關する事柄でございますので、お答えは差し控えたいと存じます。

○山花委員 個別事件についてと言っておりますけれども、その根拠とされているのは刑事訴訟法の四十七条じゃないかと思いますが、午前中も質疑がありました。

四十七条は、「訴訟に關する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」「公判の開廷前」と書いてあります。「但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と書いてあるんですけれども、「公判の開廷前」と書いてあるんですけれども、この根拠からすると、当たらないんじゃないでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。委員のお尋ねは、個別事件において、証拠物を押収しているのか、あるいは、押収しているとすれば、いまだ捜査機関の手元にどまつているのかということでございます。

この点についてお答えを差し控えていた理由は、この点について申し上げますと、一般論として申し上げます。個別事件における証拠品に關する処分について公にした場合には、それによって、いかなる者からいかなる証拠品を押収していたのか明らかとなり、ひいては、個別事件における捜査及び証拠の具体的内容を推知させることになり得るところでございます。

そのため、当該事件の關係者の名譽やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、具体的な捜査の手法が明らかになり、今後の同種事件における罪証隠滅活動を招くおそれがあるほか、今後の捜査、公判における關係者の協力を得ることが困難になるなどの重大な支障が生じるこ

と

とがあり得ることから、申し訳ございませんが、お答えを差し控えていただいたものでござい

ます。

○山花委員 いささか拡大解釈が過ぎるのではな

かるうかと思えますけれども。

ちよつと幾つか聞きたいことがありますので、

今日のところはここまでにしたいと思います。

総務省に伺います。

仮に返却されたとすれば、これは訂正される

という認識でよろしいのでしょうかということが一

つ。まとめて聞きます。

これは広島県の選管に提出するものですけれ

ども、政党として使途報告というのが総務省の方

に出されるものだと思いますけれども、先ほど、代

表者が広島県の選管に対して、分らないのがある

のでということで現在報告できません、分かつた

ら訂正しますよということで宣誓書があつてとい

うお話をしたけれども、使途報告、これは政党、

ちよつと恐縮ですが、自由民主党さんから出てい

るものですよ。それについても同様の記載があ

つたということなのかとか、あと、後の手続につ

いても、同じように、押収されたものが返つて

きたら訂正されるんだらうなということで認識し

ていてよろしいでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

収支報告書のごときでございますけれども、宣誓

書におきまして、取締り当局により関係書類が返

還されたときには収支報告書を訂正するとの記載

がございますので、これを踏まえまして、政治団

体において適切に対応いただけるものと認識をし

ております。

また、使途報告書につきましてもお尋ねござい

ましたけれども、こちらにつきましても、宣誓書

におきまして、関係書類が押収されているため、

使途等の内訳が不明であり、記載できず、当該不

明部分については明らかにした時点で訂正する

との記載がございますので、これを踏まえまし

て、収支報告書と同様に、政党支部において適切

に対応されるものと認識をしております。

○山花委員 総務省は以上で退席をされて結構で

すので、委員長、御指示いただければと思いま

す。

○義家委員長 では、総務省、退室して結構で

ございます。

○山花委員 改めましてですけれども、ただ、そ

ういうことなんですかけれども、結局、いつ返つて

くるのかは我々は分からないということござい

まして、総務省も、これは形式的な審査権しかな

いので、つまり職権調査するわけにいかないの

ということございまして。

何かこう、捜査に関わるのでということで出さ

れないと、こういったところでも支障が生じると

いうことについては指摘をしておきたいと思いま

す。

さて、もう一つの問題に移りたいと思います。

行政刷新会議の報告書についてです。

これについては、いろいろな案件があつて、こ

うした報告書が出てきたわけでありましてけれ

ども、これは、検察官の倫理が一つ目、二つ目と

して、未来志向での法務行政の透明化、三つ目と

して、我が国の刑事手続について国際的な理解が得

られるものにするための方策という三つの検討の

柱から成っていると言われておりますが、ちよつと

解せないのが、一つ目が検察官の倫理ということ

になつていますが、これ、きつかけとなつたのは

倫理の問題なんでしょうか。

今、総務省などで、国家公務員の会食を中心と

してということが問題になつています。届出がな

かつた等々については、これは倫理の問題なん

でしょう、何か職務権限があつて収賄とかさうい

うことにならない限りは。

しかし、今回の検察の問題は、黒川氏の賭け

マージャンをきつかけとしていたのではないかと

思いますが、これは、倫理というよりも、法に反

する問題がきつかけになつていたのではないかと

思います。それを倫理問題と言ふのは、いささか

違和感があるんですけれども。

経緯について、どういふことなのか、認識を伺

いたいと思います。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

法務・検察行政刷新会議でございますが、緊急

事態宣言下で元東京高等検察庁検事長が金銭を賭

けてマージャンを行ったこと等について、国民の

皆様から法務・検察に対して様々な御指摘、御批

判をいただいたことから、森前大臣が、法務・検

察への信頼回復のための取組として昨年七月に設

置したものと理解をしております。

○山花委員 実は、余りちよつと黒川さんの件

は、私、気持ちのいいものじゃないんですよね。

実は、私が副大臣を務めていたときの官房長が、

黒川官房長当時でございましたので、余り固有名

詞を挙げてやるのは、ちよつと気持ちがいいもの

ではございせんけれども。

ちよつと違う観点でお話をしたいと思うんです

が、今日、午前中の質疑で、稲富議員の方から、

ちよつと人が使つた資料を手にやるのもどうかと

思いますが、稲富議員からは、例えば、先ほど、

個別の問題なので答えられないということ、国

会では答えられないのに記事に出ているではない

かというような指摘がございました。それはその

とおりだと思ふし、ただ、違う観点でいうと、仮

に百歩譲つて国会で答えることには支障があるの

だといひましよう。ただ、それにしてはという

ことでございまして。マージャンもそうだけれ

ども、これは、私、前から気になつているんです

けれども、検察は日常的に違法行為をやっていると

私は思っているんです。

というのも、いいですか、今日配られた稲富議

員の記事も、「東京地検特捜部は、来週にも賭博

罪で略式起訴する方針を固めた。関係者への取材

で判明した。」何でこんなことが漏れているん

ですか、外に。「関係者によると、特捜部は再捜査

で黒川氏から改めて事情聴取。」「記者からみて黒

川氏は取材対象者で、賭けマージャンを中止でき

る立場にあつたとする審査会の指摘を重くみ

て、方針を固めた模様だ。黒川氏も略式起訴の方

針に同意しているという。」

これ、例えば、国会で今どうなつていますかと

聞いたら、いや、捜査に支障があるから答えられ

ませんと言ふんじゃないですか。何でこんなこと

が外に漏れているんでしょうか。国家公務員法違

反なんじゃないですか、守秘義務違反、国家公務

員法百条。

つまり、これ多分、いや、私、資料提示してい

ないけれども、皆さん日常的にそれを感じられて

いないですか。この件だけじゃないですよ。私

は、これ、問題だと思ふのは、マスコミもたか

ないんですよ、困るから。自分たちだつて書けな

いから。

これは、検察だけじゃなくて、今日の司法

で、特に今冤罪が何か問題になつていっているこ

とではないかもしれないけれども、前々から問題

意識があるのは、こういつたリークをすることに

よつて何となくそういう雰囲気をつくつていつ

て、全てが有罪がこれで出ているなんつて言つ

てもりはないですよ。ないけれども、松本サリン事

とか、過去に失敗した例、あるじゃないですか。

何か、あたかももうこれが犯人だみたいなこと

で。政治家の案件だつてそうですよ。何かすぐく

悪いうわさをどんどん流していつて、踏み込んだ

ら何も出なかつたみたいなことがあつたじゃない

ですか。

つまり、国家公務員法に關して言つと、これ、

違反しているとしたか思えないようなことが日常茶

飯事なんですよ、検察関係というのは。これ、今

回の問題で、ちよつとこれでひつかけてやつてい

るわけじゃないんだけれども、午前中の質疑を聞

いていて思つたことなんです。

つまり、今回、この法務・検察行政刷新会議、

この報告書で、結局、きつかけは、私の認識とは

若干違ふかもしれないけれども、不祥事があつ

てということというのと、丸めて言つとさういふこ

となんでしょう。不祥事があつてさういふものを

出されたんだけれども、結局、何か倫理の、検察

の綱紀のより一層の保持につながる適切な取組を

することということで終わられちゃつてい

けれども、これ、網紀の一層の保持につながる適切な取組というのは、一体何を想定しているんでしょうか。

今回、この委員室、理事の方でも弁護士士の資格を持つておられる先生はいらっしゃいますけれども、弁護士の方に聞くと、やはり何かあると、ちゃんと弁護士もハンドブックみたいなものを持つていて、ちゃんとそういうのを参照しながら行う、仕事するということでありましたけれども、今回、この議論の中で、倫理規範だとか職務基本規程なんかが必要なんじゃないか、こんな意見が出ていたけれども、結局、必要ないんじゃないかという意見もあって、そういうことには至りませんでしたが、こうしたことも踏まえて、やはり私は、検察の皆さんにも、倫理規範とか職務基本規程みたいなものが必要なのではないかと思えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

検察官の倫理規範が必要ではないかというお尋ねでございます。

委員御指摘のとおり、法務・検察行政刷新会議におきましては、検察官の倫理に関し、検察官の網紀のより一層の保持につながる適切な取組をすることとされたところでございますが、この会議で示された様々な意見につきましては、それを実施に移すかどうかを含めて法務・検察において適切に判断されるべき事柄であるとされていくところでございます。

これを受けて、法務・検察におきましては、研修等を検討、実施することとしていくところでございます。

また、倫理規範の関係でございますが、この会議におきましては、検察官について、弁護士同様の規範等が必要との御意見があった一方で、既に検察官が服務規律に服していることなどを理由に、新たな規範等を設ける必要はない旨の御意見もあったところと承知しております。

御指摘のような規範等を設けるべきかにつきましては、検察においては、既に検察の理念という

ものがございまして、これに基づく職務遂行が検察官に期待されていることに加え、国家公務員法等による服務規律に服していることなどを踏まえて、その必要があるとは考えていないものと承知しております。

○山花委員 結局、刑事局とかに任せておくというふうになっちゃうんで、それは是非政治家として、大臣、リーダーシップを発揮していただきたいと思えます。

先ほど、公務員法違反じゃないかという指摘をしましたが、場内からも賛同のうなずきもあつたと思えますが、例えば、こうしたことがあつたときに、すぐ出てこないけれども、刑事訴訟法上だと告発義務があるんじゃないですか、公務員の皆さんには、そういう犯罪があると検料するときに、ごめんなさい、ちょっと今出てこないけれども。

なので、これもちょっと、恐縮ですが大臣、簡単にちよつと思ひだけ。これ、このままで本当にいいんですか、任せちゃつていて。やはり政治の側で少し監督なりリーダーシップを発揮する必要はあるのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○上川國務大臣 ただいま刑事局長の方から、この法務・検察刷新会議におきましての議論を踏まえた上で、私どもの中でガバナンスPTという形で組織をつくりまして、そして、幅広い声をいただきながら対応していくこと。しかも、特に若い世代の皆さんが組織の中でしっかりと仕事をしていただくためには、風通しよく、また、いろいろなことが表に出るということ、そんな思いも込めて、組織全体の風通しのよさ、そして風土の確立ということを実践するということも併せて立ち上げて、今取り組んでいる状況でございます。

政治の立場でどのようにリーダーシップを発揮するかということについては、上からその指示をするということについては、よりしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っております。

りますが、この一つの報告書の中に、組織の中でしっかりと対応してほしいということについては明確に御指示をいただきました。外から言われて直すというふうなことではなく、中から自発的に動いていくということが必要ではないか、これはガバナンスの非常に基本であるというふうに思っております。そのところをしっかりと組織的に位置づけながら進めてまいりたいと思えます。かつて様々な、法務省に係るいろいろな形で問題がありまして、検察の理念という、そのことにつきましては、非常に大きな基本的な考え方という形で、その下で今も絶えず検証しながら進めてきているところでございます。

新たな、これにプラスするものがあるかどうかも含めまして、絶えず不断の検証をしていくというこの姿勢につきましては、私自身、旗を振ってまいりたいというふうに思っております。

○山花委員 しっかりとやっていただきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたけれども、今まで私は、例えば検察の方が情報をリークしてこれが国家公務員法違反じゃないかといった告発されたなんて話、聞いたことないですよ。だから、やはり任せちゃ駄目だということは申し上げておきたいと思ひます。

話、変わります。

刑事訴訟法上、身体拘束を受けていない任意の取調べ中の被疑者は、いつでも取調べを拒否してその場を退室することができるという理解でよろしいでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

刑事訴訟法第九十八条第一項ただし書に定められているとおり、逮捕、勾留されていない被疑者は、出頭を拒み、また出頭後、いつでも退去することができることとされているところでございます。

○山花委員 済みません、次のことに行きます。要するに、任意であれば、もう疲れたので帰りますと言つて退室しても構わない、法律的には、そういうことだと理解いたしました。

その上で、退室した後、じゃ、弁護士でも頼もうかなということもできるはずなんです、他方、任意であれ協力をしているという状態の下で、取調べへの弁護士の立会いは禁止されていないという理解でよろしいでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

刑事訴訟法上、被疑者の取調べへの弁護士の立会いを禁止する規定はございません。

その上で、検察官による被疑者の取調べに弁護士の立会いを認めるかどうかは、取調べを行う検察官において、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮し、事案に応じて適切に判断すべきものと承知しております。

○山花委員 事案に応じ適切に判断ということでございますけれども、じゃ、立ち会わせたケースというのは果たして存在するのでしょうか。私が聞いた限り、弁護士さんでそんな話は聞いたことがないということございまして、けれども、その点について実際把握しておられますでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねの点でございますが、法務当局として、御指摘のような事例という観点から網羅的に把握しておりません、お答えすることは困難でございます。

○山花委員 網羅的に把握する必要があると考えませんでしょうか。

○川原政府参考人 繰り返しでございます。

法務当局としては、御指摘のような事例という観点から網羅的には把握していません、お答えさせていただきます。

○山花委員 網羅的に把握していない、つまり、実際どういうケースがあつたのかはよく承知していないにもかかわらず、どうして、支障が生じるのではないのかとか、何かこんなことが起こるのではないのかということが判断できるんでしょうか。つまり、刑事訴訟法については三年後の見直しということが附則でうたわれていると思ひますが、それが二〇二二年の六月に参ります。あと一

年二か月程度ということですが。

この取調べに対して弁護士を立ち会わせるかどうかということは、これは従前から議論があるところですが、大体、検察の方々の主張というのか、今おっしゃったような話であるとか、何かこう個人的に人間関係をつくってみたいのかなを言われるんですけれども、実際の弊害というのが、つまり立憲事実が分からないんです。だって、具体的に、立ち会わせたことがあるけれども、そんなときにこんなことがありましたとか、実際にこんな弊害がありました、だからちよつと駄目なんですという話ならともかく、一方的にこうじゃないかと言われてるだけじゃないですか。エビデンスがないんですよ。

だから、今いきなり立ち会わせるとかなんとか、そういうことを法制化しろということを使うつもりはありませんが、少なくとも、立ち会わせたケースがあるのかないのか、立ち会わせたケースで問題がなかったのか、あるいは具体的に何かあったのかということについては、それは把握する必要があるんじゃないでしょうか、いかがでしょう。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御質問の中で、二十八年改正刑法訴訟法の附則といふことにも触れましたので、それとの関連も含めて御答弁申し上げますが、平成二十八年の刑事訴訟法等一部改正法の附則におきまして、政府は、改正法の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音、録画制度の在り方のほか、改正法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているところでございます。

この附則によりまして、取調べの録音、録画制度の在り方の検討が求められることになるため、そのために必要となる取調べの録音、録画制度の実施状況を調査しているところでございますが、委員御指摘の被疑者の取調べへの弁護士の立会いの制度につきましては、この附則によりまして直

接的に検討が求められているわけでございませんで、いわゆる三年の検討の場でこれを取り上げるかや、どのような方向で検討するかなどは現時点で何ら決まっていなくてございします。

したがいまして、現時点で御指摘のような事例の調査を行うことについては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山花委員 時間が来ました。終わります。

○義家委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

昨年の検察庁法改正問題を契機に、法務省は法務・検察刷新会議を立ち上げ、昨年十二月、報告書が出されました。

そもその始まりは、黒川弘務元東京高検検事長の勤務延長を行うという閣議決定が行われた。それに伴って、戦後一貫していた従来の検察庁法の法解釈を百八十度変える解釈変更が行われた。さらに、昨年の通常国会に検察庁法改正案が提出され、内閣の定める事由があると認めるときは特定の検察官の勤務延長を認めるという規定、これがその法案にはあったわけでありまして。

しかし、結局、黒川氏は賭けマージャンで辞任し、一旦不起訴になりましたけれども、検察審査会の起訴相当、この議決を受けて、近々略式起訴されると先ほどもありました。そして、法案は一旦廃案になっております。

大臣にお聞きしますが、一連のこの動きがなぜ起きたのか、それが法務省に対する信頼を失墜させた、そういう認識の下に、やはりプロセスをしつかり検証することが必要だ、その検証のためにこの会議が設置をされ、その結果、報告書が出された、こういう認識でよろしいでしょうか。

○上川国務大臣 委員御指摘の法務・検察行政刷新会議でございしますが、緊急事態宣言下におきまして、元東京高等検察庁検事長が金銭を賭けてマージャンを行ったこと等に関しまして、国民の皆様から、法務・検察に対して様々な御指摘、御批判をいただきました。前森大臣が、法務・検察への信頼回復のために取り組まなければ

いけないということで、昨年の七月に設置をされたものでございます。

前大臣が告示された三つの検討の柱に沿って、この間、議論をされ、そして報告書がまとめられたと承知しております。

○藤野委員 今申し上げたように、黒川氏は辞任、検察を辞められて、法案も廃案になっているわけですが、変更された検察庁法の解釈というのは撤回されていないわけですか。先ほど稲富委員からも指摘がありました。

しかし、この解釈をそのままにすることはできないというふうに思うんです。というのも、戦前、司法の独立が不十分だった、その下で多くの人権侵害が生まれた、その反省から、戦後の日本国憲法では三権分立の原則が確立されて、検察官についても準司法官として高い独立性が与えられました。検察庁法という法律は、この独立性を担保するために、キャリアの出口で年齢のみを考慮して、内閣が、内閣の定める場合とかそういう関与ができないように独立性を担保しているわけですから、それをそのとおり、ずっと、戦後何回も国会で議論されて、そういう解釈ですというふうに解釈も確定していたわけですが、ところが、昨年、解釈変更が行われて、これをもう百八十度変えるわけですね。刷新会議でも、この解釈変更は極めて特異な、変わった解釈変更だと指摘をされております。

もし現時点で、大臣、法務省がこの百八十度変えた法解釈を維持するというのであれば、もちろん我々は反対ですけれども、もし法務省がそうおっしゃるのであれば、それ相応の極めて高い説明責任が今の法務省に生じるというふうに思っています。ところが、昨年の刷新会議の議論を通じて法務省がこの説明責任を果たしたのか。これは果たしているとは到底言えないと思うんです、私は全部読ませてもらいましたけれども。

法務省に、事務方にお聞きしますが、第五回の二〇二〇年十一月一日の会議で、法務省の刑事局総務課長は文書の記載についてどのように述べていますか。

まずでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

法務・検察刷新会議の第五回の会議におきまして、会議の委員の方から、検察官に国家公務員法の勤務延長の規定が適用されることを解釈変更を行うことを関係省庁に協議した文書を作成するに当たり、法務省内部において議論をした経緯を文書に残すべきであったのではないかとこの指摘があったのに対して、刑事局の総務課長から、事実関係の説明として、ちよつと長くなりますが、全部読んだ方がよろしいかと思います。

今回の配付資料の中にあるいわゆる協議文書、これはある意味結論が記載された文書であります。当然、その過程において事務的にいろいろな検討をしているわけですが、それは結果として今回はこの文書にはそこまでは記載がないというのは、実際、事実でございします。いろいろな内部での意見、外部からの意見はその後の話ですので、それは国会審議等で明らかになっているところですが、内部でどういう意見があったかというところは、結果的には文書としておりませんという発言をしたところでございします。

○藤野委員 要するに、文書の中に残っていない、過程が、プロセスが。だから検証できないという話なんです。

配付資料の二を見ていただきますと、これは、篠塚元の東京弁護士会の会長がこの刷新会議の委員をされておられますが、その会議の終盤、十二月に出された資料の中にこういう指摘があります。黄色いところですが、「同文書には、作成日付及び作成者の記載がない。いつ誰が作成したかは文書からは読み取れないし、法務省における特定の検察幹部の勤務延長制度へ道を開く経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができない。」、こういう指摘であります。

そして、報告書にも、この認識というのか、反映していると思うんです。

配付資料の三を御覧いただきたいと思うんですが、左側は、当初の報告書案、案の段階のもので、ここでは、今の勤務延長の経緯に、プロセスに関する法務省の説明について、余り納得できるものではなくという、余りという言葉がついていたんですね。ところが、右の方の正式な報告書になりましたと、この余りが削除されておりまして、納得できるものではなく。つまり、刷新会議として法務省の説明は納得できるものではないということわざわざ明確にしたということであります。

大臣にお聞きしますが、法務省の説明は納得できない、この刷新会議の指摘をどう受け止めますか。

○上川国務大臣 ただいま委員から御紹介をいただきました報告書の御指摘の部分ということでございますが、これは、検察官に国家公務員法の勤務延長の規定が適用されるとするさきの解釈変更、また、黒川元検事長の勤務延長の経緯に関する当局からの説明に對しまして、先ほど御紹介いただいた委員から、私としては余り納得できませんでしたとの発言がなされたことを踏まえて記載されたものと承知をしております。

今回、検察官の国家公務員法の勤務延長の規定が適用されるとするさきの解釈変更につきましては、検察官を取り巻く情勢が大きく変化したことを踏まえ、検察官につきましても、定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合があると考えられるために行われたと聞いております。

私自身、当時、法務大臣の職にございませんで、この意思決定の過程に関わっておりませんでしたので、当時の説明が納得できるものか否かについてお答えはなかなか難しいということでございますが、まさに御指摘の解釈変更に関しましては、様々な御意見、御批判がなされていたものと承知をしております。

○藤野委員 いや、様々な御意見じゃなくて、法務大臣が、前大臣ですけれども、やってくれと、

三つの課題をやってくれと言ってお願いをして、そして議論をした結果、納得できるものじゃないと言っているわけですよ、この法解釈のプロセス、説明が。だから、いろいろな意見じゃなくて、御自身がどうか、自分の省庁がわざわざお願いした、その結果についてどう受け止めるかということなんですね。

私、率直に言いました、政府が設けた刷新会議からこういう意見をいただいたわけですね。大臣、要するに、刷新会議から納得できないと言われるような解釈変更は、撤回すべきじゃないですか。

○上川国務大臣 その報告書の中の、先ほどの文章であります、その他項目になりまして、こういう意見もあつたという、そのところの紹介というところであります、委員会全体として集約した御意見という形でのことではなかったのではないかとこのように思っております。

御指摘の解釈変更ということでございますが、関係省庁とも協議をするなどして適正なプロセスを経て行われたものと聞いております。他方で、御指摘の解釈変更を前提として、さきの国会に、国家公務員法等の一部を改正する法律案、提出いたしましたけれども、このことにつきましては、特に検察官法の改正部分につきまして様々な御意見がございました。そして、結果的に法律案は廃案になったものというふうに承知をしております。

政府としては、そうしたことも踏まえながら、法案の提出について改めて検討してまいりたいと思っております。

○藤野委員 もしこの解釈変更を撤回せずそのまま維持するとなれば、国民の信頼失墜を招いた前の法務省と同じ立場に今の法務省も立っているというところになってしまふわけですね。ですから、刷新会議がこういう指摘をしているわけですから、そういう解釈を維持すべきではない。法治国家というのであれば、検証もできないような法解釈を維持することは許されないということを強く指摘したいと思えます。

次に、その報告書で三つ目の課題として刷新会議が検討した結果で、「証拠開示制度の在り方について」というのがあると思えます。

法務省にお聞きしますが、どういう指摘がされていますでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

法務・検察行政刷新会議の報告書には、「証拠開示制度の在り方について」という項目が設けられておりまして、その中で、この会議の委員の御意見として、「現在の証拠開示制度は、公判前整理手続に付された事件に限って適用されるが、これを一般的な制度に広げ、また、再審請求審にも証拠開示制度を設けるべきではないか。」「原則として検察官手持証拠の全てが開示されるべきであり、再審請求審段階における証拠開示のルールも定められるべきである。」といった御意見が記載されております。

一方で、証拠開示の問題については、これまで、刑事裁判実務を通じて長い議論を経た上で、まず、裁判員制度導入に際し、公判前・期日間整理手続が法定された上、平成二十八年の刑事訴訟法改正で、リスト開示の導入や類型証拠の範囲の拡大等のほか、義務の対象事件以外についても整理手続の請求権を被告人側に認めるなどの強化が図られてきたところであり、運用面でも、検察側の積極的な任意開示を含め、適正に十分な開示が行われているといった御意見が記載されているものと承知しております。

○藤野委員 私も、当委員会でも、冤罪を二度と起こしてはならないという立場で、再審段階、通常審ではなくて再審段階における証拠開示、これは不十分なんですね、率直に言つて。だから、これをルール化して、実際行うべきだと繰り返し質問してきました。今も、大崎事件の原口アヤ子さんなど、多くの冤罪被害者が大変な御苦勞をされているんですね。

ですから、今回、この報告書でこの問題が指摘されたというのは、私、大変大きなことだと思っております。つまり、再審段階で証拠開示の

ルールを作る、この方向で検討を具体化すべきだというふうに思っております。

大事なことは、この刷新会議が大臣のイニシアチブを求めているということでもあります。

配付資料の四を見ていただくんですが、これは左側が当初の報告書案なんですけれども、この案の段階では、法務当局においてこういう制度の在り方について適切な検討がなされることという言い方だったんです。それが、正式な報告書では、法務大臣において適切に対応するということが求められております。つまり、刷新会議は、わざわざ大臣に、検討じゃなくて対応を求めているんです。

大臣、これに応えるべきじゃないでしょうか。再審のルール化、やるべきじゃないでしょうか。

○上川国務大臣 法務・検察行政刷新会議におきまして、再審請求審におきましての証拠開示制度の導入を求める御意見があつたことにつきまして、先ほど委員から御紹介をいただいたとおりでございます。

再審請求審におきましての証拠開示制度につきましては、平成二十八年に成立いたしました刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則の九条三項において、検討することが求められております。そこで、平成二十九年の三月から、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、また警察庁の担当者で構成いたします、今……（藤野委員）この会議の指摘にどう応えられるかと呼ぶ。それで、そういう動きもありまして、刑事手続に関する協議会を設けて協議、意見交換を行っている状況でございます。

この再審請求審における証拠開示制度を設けることにつきましては、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会において議論がなされたところでございます。また、様々な御意見の中に、例えば、再審請求審における証拠開示について一般的ルールを設けること自体が困難である、あるいは、手続構造の異なる再審請求審につきまして、通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないとい

いつた問題点が指摘されているところでございまして、これらを踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

法務・検察行政刷新会議におきましての御提案の重みは大変重いものというふうに思っております。ガバナンスPTをしつかりと設けて受皿をしながら、こうした様々な課題につきましても検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

○藤野委員 この間、最高裁に五つの再審事件が同時に係属するという戦後初の事態が起きているんですね。これは逆に言えば、それだけ冤罪が大変深刻、最高裁まで争わないと冤罪を晴らせない、そういう事態が今日本で起きているわけですね。その中には、その冤罪を晴らすのに逆行するような動きもあつたりして、それが裁判官の恣意に委ねられているわけです、今ルールがないから、法律がないから、そうではなくて、裁判のしつかりとルールを作って、再審でもちゃんと争えるようにしていく。通常審ではできないわけですから、それを再審でもきちんとやるということですが、本当に冤罪被害者を救っていく上で求められております。これは本当に強く、これも求めたいと思います。

その上で、今日は名古屋入管の問題、先日十二日も質問させていただきましたけれども、引き続きこの問題をお聞きしたいと思うんです。三月六日に三十代のスリランカ女性の被收容者が死亡した事案であります。

今日お聞きしたいのは、そもそもこの女性は入管に收容される必要があつたのかということなんです。

この女性、スリランカで大学を卒業されて、得意の英語を生かして日本の子供たちに英語を教えたい、そのためにはやはり日本語を勉強しなきゃいけないということで、日本語の学習のために二〇一七年に来日をされました。そのままずっと活躍されれば、多文化共生社会、日本社会の多様化に大きな役割を果たしてくれる可能性があつた方

だと思ふんです。

ところが、やはり、両親からの仕送りがなくなると、経済的理由から専門学校を退学することになって、それで在留資格を失つてしまったわけですね。その後、同居していた男性からDV被害。暴力を受けて警察に相談したことで在留資格がないことが発覚して、昨年八月から收容されて、大臣、お聞きするんですが、DV被害を受けて、助けをほしいと警察に相談したら、在留資格がないという一点だけで入管に收容されて、死に至つてしまったんです。こんなことがあつていいと思われませんか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

個別の事案についてのお答えは差し控えさせていただきます。ただ、このように思いますが、いずれにいたしましても、退去強制手続は適正に行っているものと認識しております。

○藤野委員 大臣、大臣はどう思われますか。

大臣は、所信の中で、多文化共生社会の実現を掲げられました。大変重要だと思ひます。

この女性には、何か不法行為をしたとか、反社会的行為をしたとか、そういうわけじゃないんですよ。むしろ、自分の得意な英語を生かして日本社会に貢献したい、日本の子供たちに語学を教えたいということ、日本に来ていた。そして、DVの被害を受けて、被害者なわけですよ。むしろ、犯罪被害者なわけです。在留資格を失つたのも、単に経済的に困つてしまったからなわけなんです。

そうであれば、例えば、その経済的困難をなくす方法で何らかの知恵を出して、そして再び在留資格を得られるように支援をする、そして、得意の語学力を生かせるような形で、つまり共生できるように支援することこそ、法務省がやるべき対応だったんじゃないかなったんですか。大臣、どう思われますか。

○上川国務大臣 今、亡くなられた方に対しましては心からお悔やみを申し上げたいというふうに思ひます。

收容施設におきましては、命を預かるということ

とがございまして、今委員からは、様々な、その方に係るいろいろな情報について……(藤野委員「入つた後じゃないんです、入れるべきじゃないか」と呼ぶ)そういうお話もありましたけれども、今、とにかく、調査チームをすぐに派遣して、そしていろいろな状況について把握するようにということで指示をしたところでございまして。

なるべく早いタイミングで調査結果がまとめられるようにということ、特段の指示をしておりますので、その結果につきまして、まとめた上で、これから先のことにしつかりと検討してまいりたいと思ひております。

○藤野委員 配付資料の五を見ていただければと思うんですが、これは、名古屋で入管の支援に取り組んでいらつしやるSTARRという団体が三月十一日に出した申入れ書であります。

この女性には、收容時と比べて体重はもう二十キロも減つて衰弱していた。今年一月下旬頃から体調不良を訴え、点滴をしてほしいということを当局に求めていたというふうにお聞きをしております。支援団体も、入院させて点滴を打つべきだ、そうでないなら仮放免することということを機会あるごとに申し入れていたというんです。

この申入れ書のところで、黄色く塗っていますけれども、左側の方ですが、とりわけ、今年二月五日、外部病院で内視鏡検査を受けた結果、胃の状態については重篤な状態ではないとの医師の判断を受け、以後、貴局は、問題ないとの態度を取り続けた。この後が問題なんですね。しかし、その検査のときに、担当した医師から、点滴を打つ話があつたにもかかわらず、医師から時間がかかると言われ、入院と同じような状態になるとの理由で、女性に点滴を打つことなく貴局收容場に連れ帰つてしまったと。

入管庁、お聞きしますが、これは事実ですか。○松本政府参考人 お答えいたします。

ます。

○藤野委員 医師から点滴を打つという話があつたのに入管が断つたということが仮に事実だとすれば、これはもう大問題になると思ひます。

その後も、この申入れ書にありますが、体温が三十七・五度を超えても、コロナの検査などの対応をしなかつた。処方した薬というのはビタミン剤と痛み止め、ロキソニンのみとか。

この申入れ書によりまして、この医師に行つて以降、女性本人からも、今まで以上に明確に、点滴をやつてほしい、病院に行きたいと何度も要望が出されたというんです。

入管庁は、全て調査中で、答えはないわけであり。私は、しかし、その調査の任の方そのものが問題だというふうにも思ひております。

大臣、お聞きしたいんですが、大臣、三月九日の記者会見でこうおっしゃつております。調査の方法や体制をどのようなものにするかということについても、併せてしつかりと検討した上で、事実関係を十分に解明してまいりたい、こういうことなんです。

調査の方法や体制、これは今何かチームを送つていらつしやるということなんです。しかし、やはりこれは法務、入管庁内部のチームなわけですね。名古屋入管というところは、この半年で二人、この女性だけじゃないですね、もう一人亡くなられていて、二名の命が失われている。この重大性に鑑みれば、大臣、日弁連などが繰り返し求めている第三者による調査、これが必要じゃないかと思ひます。

この申入れ書にもありますけれども、「貴局は、法務省はということなんですけれども、左側の方ですが、「貴局は、女性が、わずかも壁を伝つて移動すれば「歩いた」と言い、少しでも物を食べ、液体を飲めば「食べた」と言つていた」と。我々が使つた歩いたとか食べたという言葉の意味さえ違つてくるわけですよ。

大臣、これ以上命が失われる事態を防ぐために、第三者による調査、これは必要じゃないで

でしょうか。

○上川国務大臣 入管収容施設におきましてのこうした死亡事案につきまして、しっかりと調査をしていくということは大事なことであり、この認識の下で、今、体制を整え、また、調査の実態を把握すべく、実施しているところでございます。委員御指摘をいただいたように、外部の専門家の方々から、その知見に基づきます御意見、御指導をいただくことは極めて重要であるというふうに認識をしております。

今回の調査に関しましてのことにつきまして、外部の医師等から御意見をいただくことを検討しております。また、外部の医師、専門家等によって構成されている入国者収容所等視察委員会に対しましてこの調査状況をしっかりと報告をいたします。そして、委員の方々から御意見を頂戴すること、今検討しております。こうした形で、第三者の関与をしつかりといただきながら調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤野委員 今大臣がおっしゃった第三者というものの関与、これは今までもずっとやられてきているんです。二〇〇七年以降、十七名の方が入管施設でお亡くなりになっているんですが、そのたびに、例えば外部のお医者さんにも聞きましたよとか、あるいは入国者収容視察委員会、今おっしゃられた委員会、これが関与してきているんです。しかし、今回もまたこういう事件が起きてしまった。だから、日弁連はずっと、日弁連とか、ほかの各地の弁護士会も、そういううちよつとつまみ食いの第三者の意見を聞くのではなくて、第三者が全体として調査をする、これが必要だということを繰り返し繰り返し提言しているんですね。

ですから、今まで繰り返し返されてきた、これは二度と繰り返さないという立場に立つのであれば、まさに第三者による、法務省が調査したことをちよつと補強するような形で第三者の意見を聞くのではなくて、まさに第三者による調査が必要だ

というふうに思います。この点については引き続き求めていきたいというふうに思います。

そして、この点で私が強く感じているのは、冒頭申し上げた、この女性こそも収容される必要があったのかということなんです。

私、この委員会、日本の法務省、入管庁が取っている全件収容主義という問題、在留資格がなくなったら取りあえず全部、全件収容するということの問題を繰り返し質問してきましたけれども、今回亡くなった女性は、まさに全件収容主義の犠牲者じゃないかと私は思うんです。全く収容の必要がない、そういう人まで強制的に収容した。そして、結果として最悪の事態を招いてしまったわけです。

このSTARRTの申入れの左側を見ていただきますと、「今回の女性の死に至る経緯を見るならば、法務省入管庁における収容―送還方針がその根底的要因としてあると考えざるを得ない。救済するのではなく、退去強制令を受けた者を厄介者扱いし、追いつ返す対象としかねない、貴局の送還方針とその下での対応が死に至らしめたと言わざるを得ない。」、こういう指摘なんです。

大臣、今回の亡くなった女性というのは全件収容主義の犠牲者だ、こういう認識をお持ちですか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

現行法によりましては、収容令書によります収容は、退去強制手続において、退去強制事由に該当すると見られる外国人の出頭を確保して容疑事実の有無についての審査を円滑に行い、最終的に退去強制の処分が確定したときにその者の送還を確実に実施するため、身柄の確保をすることを目的とするものです。

さらに、退去強制令書による収容は、退去強制者の送還を確実に実施するためのものでございす。(藤野委員「委員長、やめさせてください」と呼ぶ)

○義家委員長 簡潔にお願いします。

○松本政府参考人 ただ、今、国会に提出してお

ります改正法におきましては……(藤野委員「ただじゃないですよ、もういいです」と呼ぶ)

○義家委員長 簡潔にお願いします。

○松本政府参考人 全件収容を改める形の内容を盛り込んでいるところでございます。

○藤野委員 今、今国会に出している入管法改正案のことを述べられましたけれども、私、この今回の事件が起きた原因、これをどう考えているのか問われると思うんです。まさにこの女性が全件収容主義の犠牲者となってしまったこの事件の原因究明と真相究明なくして、法案の審査なんてあり得ないと思いますよ、私は。このことを強く言っておきたいと思ひます。

最後に、東京入管のクラスターの問題をお聞きします。

入管庁にお聞きしますが、五十八名、職員を合わせた六十四名というこの一大クラスターの発生の原因は明らかにしたんでしょうか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

感染経路、感染源等、まだ確定に至っておりません。

○藤野委員 要するに、原因が分からないんです。そうであれば、更に感染が広がる可能性があるということですか。

二月二十六日に、三つの団体、全国難民弁護士連絡会議と、入管問題調査会と、全件収容主義と闘う弁護士の会、ハーマスミスの誓いという、この三団体連名で緊急要請が政府に提出されております。

その第一に掲げているのは、新型コロナウイルスの陰性が確認された場合は全て解放してくださいということがあるんですね、入管施設から。

特に、半数近い人が感染した東京入管で、原因不明のまま、何で拡大したか分からないまま、つまり、有効な対策が打たれる保証がない状態で収容が続けられているわけです。今も収容されている方々は高い感染リスクにさらされ続けているわけですね。この状態を維持する方が私は非人道的だと思います。

大臣、お聞きしますが、これらの団体が提案しているように、せめて、陰性が確認されたらそういう危険な施設からは解放する、このことを検討すべきじゃないでしょうか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

現在、東京出入国在留管理局におきましては、感染の発生を受けまして、それぞれの収容区域ごとにゾーニングを実施しております。その上で、保健所の御指導も受けながら、陰性の者については適切な対応を取っているところでございます。

○藤野委員 拡大した原因が分からないわけですよ。なのに、対策を取っていますと言われても、何の説得力もない。

最後に大臣にお聞きしますが、そうやって、今、そういう危険なところに関し込められて大変不安なわけですね。そして、外部と、特に家族と、状況を伝えたい、こういうお話を伺っております。この団体も、外部交通権を保障すべきだと言っているんですね。

今は確かに有料の電話は使えたりしますし、一定のことはできるんですが、例えば、外から、家族から電話をするとか、あるいはインターネットを使つての通信というのは、これはできないんですね、この時代に。ですから、やはりそういう危険なところに収容するのであれば、私は出すべきだと思ひますが、するのであれば、せめてそうした外部との交通、これを今よりも改善すべきじゃないでしょうか。これをお願いしたいんです。

○上川国務大臣 今回のこうした感染状況の拡大の中におきまして、クラスターが発生したということについては、極めて重く受け止めております。こうしたことにならないために、昨年の四月から、法務省におきましては特別の本部をつくりまして、私が就任した九月からは、さらに、感染についての防護につきましてはレベルを上げて対応するようにということで、全庁挙げてそれに取り組んできたところでございましたので、私も、その意味では、深刻に受け止めているところであります。

今、自肅云々の中でなかなか面会がかなわないということについては、これは非常に不安が高いということもありますので、今の時代のこうしたシステムを駆使して、きちっと面会ができるような、そうした対応をしまいたいというふうに思っています。

○藤野委員 是非その具体化を求めて、質問を終わります。

○義家委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

まず最初に、これは質問ではないんですけども、前回、動物は物ではないという法改正をお願いをしたという話をいたしまして、三月十日に、そのとき、上川法務大臣は、我が国の民法上では動物は物に含まれる、外国において物ではないという規定があることは承知しているが、民法上、規定を改めると、その他の関係法令においてどのように扱うかは全般的な検討が必要になるため影響が大きいということでございました。

ただ、そのときに、ドイツはどうなっているのかという話がありまして、ドイツは、動物は物ではない、別段の定めがない限り物に関する規定を流用するという回答でございました。

そうしますと、日本でも、全般的に民法にこれを書き記す必要はないわけで、他の法令でそれを調整しながら、民法では物ではないんだけれども、他の法令に反しない限りは本法を準用するとかというふうにすれば、全般的な検討が必要になるというわけではないかというふうに思うんですね。

特に、日本の場合には、世界動物保護協会が、WAPというんですけども、動物の、畜産に関して最下位の、畜産動物福祉の評価は最下位なんです、A、B、C、D、E、F、Gで、二〇一四年のときの審査だとDだったんですね。だから、三段階下がついてしまつて最下位に落ち込んでしましました。動物福祉に関しては、そういう意味で、日本というのは非常に遅れている。アニマルウェルフェアとよく言われていると思

うんですけども、今週、環境委員会でも、私、ちょっと質問させていただいて、保護をするときの、この前もちょっとお話をさせていただきましたが、最近でも、駐車場の車の中に犬が二頭、何日間も放置されているというようなことで、助けられなかった、最終的には助けられたんですけども、かなり大きな騒ぎになったというのもありまして、やはり動物を物のままにしておくということとは、学校の教育でも、子供にとっても、やはり動物は物なんだと。法学部の授業だとブツとかと言いますよね、者と区別するために。

やはり動物は物ではないんだ、生きているものなんだということを民法に規定した上で、他の法令に反しない限りは本法を準用するとするならば、全般的な検討は必要ないのではないかと思うんですけども、もしそれで全般的な検討が必要であるんだつたら、次回必ず質問させていただきますので、どこが検討が必要なのか、回答をいただきたい。これは質問通告でございまして、よろしくをお願いいたします。

もしそうでなかったら、是非、動物は物ではないんだということを宣言していただいた上で、準用という形でやっていただければ他の法律の改正が非常にしやすくなつていくんだと思うんですね。やはり他の法令で改正しようとしても、民法が動物を物として扱つてしまつて、七百九条などでも、全般的に所有者の権利がもう万能の権利のように書かれてしまつていいるものだから、他の省庁がお届けづいちゃつていいるところがあると私は思うんですね。

民法所管の動物の一番の原点となつていいるところを、是非、物ではないんだという宣言をしていただいた上で、ちょっと尊重していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。次回質問をさせていただきまますので、前向きな回答をお願いしたいと思います。

ところで、ちょっと順番を変えますが、先ほどもちょっと出ましたけれども、同性婚の違憲判決というのが、違憲判決というか、棄却なので違憲

という、勝訴というわけではないんでしょうけれども、これは、国賠の、賠償を認めるということには退いたけれども、同性婚を認めないことに關しては違憲だということをはっきりと明示した非常に画期的な判決ではないかな、そういう意味では、この日本の裁判史上においても大変記念すべき日なのではないかなというふうに思つております。

詳細はまだ皆さんもないかとは思ふんですけども、このような判決を受けて、先ほど大臣の御意見をお聞きしましたので、田所副大臣と小野田政務官に、それぞれこの判決に關しての感想を率直に述べていただければと思います。

○小野田大臣政務官 先ほど上川大臣からお話ありましたけれども、現時点で全てを承知しているわけではございませんが、その理由の中において、同性愛者に対して、婚姻によつて生じる法的効果の一部ですらも享受する手段を提供していないことはその限度で憲法第十四条に違反するという判断ということなので、違憲と言われたわけではちよつとないのかなというふうに思つていますが、またこれから判決も全て読ませていただいて、これから勉強させていただきたいと思ひます。

○田所副大臣 基本的に大臣と同じ意見でございます。国が勝訴したために控訴することができませんが、現段階では確定前の判決であり、また、他の裁判所に同様の訴訟が係属しているということもありますので、その判断も注視してまいりたいというふうに思ひます。

○串田委員 ところで、個別案件は回答できないというのは私もそれで結構だと思うんですけども、こういう訴訟で国側がどういう主張をしているのかというのは、大臣としては承知していらつしゃるんでしょうか。

○上川国務大臣 つぶさにその主張を論理立てて、そして流れとしてこうだということについて一字一句把握しているわけではございませんけれ

ども、基本的な考え方につきましては説明を受けております。

また、それぞれ訴訟も今同時に行われているということでもございますので、そうした一連の流れの中でどう考えるのか。今回、一回目と、初めてということでありまますので、大変注目をされてきた判決だと思ひます。しっかりと把握してまいりたいと思つております。

○串田委員 これは非常に画期的な判決なので、いろいろな各社が、メディアが取り上げておりますが、一つのかかなり大手のメディアによりまして、国側が同性婚を認められない点として簡潔に整理している内容としては、婚姻制度は子供を産み育てながら共同生活を送る關係に法的保護を与えるものと指摘し、その後が、これはちよつとどうかなと思うんですが、同性愛者でも異性との婚姻は可能で、同性婚を認めないのは性的指向に基づく差別ではないと主張した、こういうふうな国が言っているんですね。同性愛者でも異性との婚姻は可能だと。だから、同性愛者は異性と結婚することができるとだから禁止したつていいじゃないか、こういう国側の主張のようで、これは本当かなと思つて、今、ちよつと訴訟關係者に確認したら、国がこれをちゃんとこういうふうに言っていることを確認しました。

もしこれが本当だとしたら、上川大臣もこのような考え方なんです。

○上川国務大臣 今御指摘いただいたような内容につきましては、そこまでの記述があつたことについてはちよつと私、そこまでは把握しておりませんので、お答えについては差し控えていただきます。

今御指摘で、マスコミのこの情報の中の御質問ということでありますが、評価につきましては差し控えていただきたいと思います。

○串田委員 それでは、次回、これは判決文と主張もあるの、質問通告しておきますから、これが国側の主張であるとしたら、大臣としてはこれを了解してこのような主張をしているのか、御回

答いたきたいというふうに思います。

この中で、憲法第十三条の問題があつて、これは、個々人が幸福を追求する権利は公共の福祉に反しない限りは認められるとなつていふんですけれども、同性婚を認めないというのは幸福を追求する権利を私は制限していると思うんですが、これを制限しなければならぬような社会的な公共の福祉、何が害されるんですか。

○小出政府参考人 お答えいたします。

憲法二十四条一項は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定しておりまして、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは憲法上想定されていないわけでございます。

その上で、政府といたしましては、現時点において、同性婚の導入を検討していません。具体的な制度導入を前提として、それが憲法二十四条一項に適合するか否かの検討もしていないところでございます。

したがしまして、委員御指摘の、憲法の規定が同性婚を否定する理由となるのか否かなどについてお答えするのは困難でございます。

○串田委員 憲法は、検討していないときは認めなきゃいけないんですよ。十三條はそういうふう書いてあるでしょう。だって、公共の福祉に反しない限りは認めると書いてあるんだから、公共の福祉に反することについての立証責任は制限する側にあるわけですよ。それはちよつと、憲法の考え方を私は間違っているなと思います。

これも、次回、まとめて質問をしたいとは思ふんですけれども、一つね、前、次の質疑者の高井議員が判検交流の話をしましたが、今、小出民事局長が答えてくださいました。小出民事局長は、その前は東京高裁の判事だったと思うんですけど、その前は、宇都宮地裁の所長になつて、今は東京高裁の高裁部総括判事になられているんですね、どうなんですか。

こういうふうに、政府側の答弁をした人がまた裁判所に戻つて高裁でその判断をするということ

になつたとき、札幌地裁で違憲だという判断をしたその判断を今回国賠で棄却したから、控訴するのは訴えた側だと思ふんですけれども、高裁で判断されるときに、このように政府の側で答えていっている人たちが高裁の判事になつて答えていくという点に関して、国民としては、これは平等とはとても思えないような気がするんですけれども、小出民事局長は、自分が今度、将来、この事件を担当したときは、政府側の判断ではなくて、公平に判断できる、そういう自信はありますか。

○小出政府参考人 仮定の話にお答えするのはどうかと思ひますし、自分が今後どういう事件を担当させていただくかということにも関わりますので、そういったことについてはお答えを差し控えておきたいと思ひます。

○串田委員 その答えでまあ仕方ないにしても、構造上、こういうふうな、一生懸命、みんな、法務委員会で質疑をして、これは問題じゃないかと云つているときに、政府側の立場で答えている人が今度は裁判所に戻つてそして高裁の判事として判断をするということに対して、客観的公平性として、国民はどう思ふのかということはやはり考へていかなきゃいけないんじゃないかなと思ひます。次に、児相の一時保護の問題について触れたいと思ひます。

先ほど加害者家族の質問がございました。加害者家族の問題がありましたけれども、要するに、どういふことがそういう問題になるかということ、加害者側であるということだけでも、もう何か人権とかというものが非常に考慮されていふことになつてしまふんじゃないかという傾向がちよつとあるんじゃないかなと。

これは私、メディアもそういうふう感じるんですけれども、現場だったら分かるんですが、加害者が逮捕されているのにその家を撮影して放送すると、カーテンが開まつて戸締まりがされて、玄関のところに子供用の自転車があったりす

ると本当に胸が痛むんですね。この子供はあした学校へ行けないだろうと思ふんですよ。その家の自宅までテレビで映す必要があるんだろうかということの時々思ふんですけれども、そういう意味で、何か加害者になつちゃうともうどうでもよいような風潮というのは、これはやはり変えていかなきゃいけないんじゃないかと思ふんです。その一つとして、一時保護も、虐待の保護というのはすごく大事な事だと思ふんですが、その後が非常にずさんになつてしまふ傾向があるんじゃないかと思ふんです。

これは二つの点であるんですけれども、まず、虐待の通報によつて保護されたときに、本当に虐待であるかどうかという審査が行われていないというのは再三申し上げております。これは子どもの権利条約にも書かれ、そして国連の勧告にもなされております。

そして、大臣は国連の勧告に関してはおっしゃられるけれども、その国連の勧告の中で、家族から分離される児童が多数に上るとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で二か月間児童相談所に措置され得ることを委員会

は深刻に懸念すると書いてあるんですよ。だから、いつも、毎度毎度質問するんですけど、二か月後には裁判所の審査があるからと言つていないんですよ。子どもの権利条約はそう言っていないですよ。その分離されるときに司法審査をしないといふんですよ。国連もそういうふう勧告しているんですよ。そして、はつきりと、最長二か月措置され得ると書いてある。そういう勧告がありながら、二か月後にはちゃんと司法審査していると言つたら、これは全然合わないと思ふんですよ。

そういう意味で、まず一つは、司法審査をちゃんと、間違つて虐待保護されるということは非常に多いんですよ。アメリカの事例もそうですけれども、そこら辺は諸外国の事例をちよつと見ていただいて、間違いないわけじゃないんだから、相当

数含まれているということ、それを司法審査がちゃんと判断しないということ自体がこのように指摘されていることですよ。もうそろそろ、ちゃんと、先ほど京都コングレスの司法外交というのがありますけれども、司法外交というぐらいいたら、批准した条約ぐらいいは守りましようよ。これがまず一点ですね。

それともう一つは、児童相談所に保護された児童が、やはりこれも、義務教育も受けられないというふうな状況になつていふことは思ふんですが、親との面会ができるかできないかということ、この前、宇都宮地裁で判決があつたんですけど、児童相談所の一時保護で保護されたときに、親と面会をすることができないのが原則なのか、それとも、できないけれども例外的に面会を許されるのか、どっちなんですか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

一時保護中の親との面会をどう考えるかにつきましては、親との面談が児童の最善の利益に合致するかどうかを個別の事案ごとに判断する必要があります。ございまして、一概にお答えすることは難しいうございまして、厚生労働省が定めております一時保護ガイドラインにおきましては、面会等に関する制限は、子供の安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすること、制限を行う場合には、子供の安全確保のため必要である旨を子供や保護者に説明するとともに、記録にとどめることとしておりまして、こうした方針に沿つて、子供の最善の利益を守るため、児童相談所において面会の可否が適切に判断されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○串田委員 端的に言えば、面会をさせることが原則という理解でよろしいですよ。子供の最善の利益を害する場合には制限をされるけれども、原則は面会をするということですよ。というの、児童福祉法は、子どもの権利条約にのつとて行ふというのは第一条に書かれていますよ。子どもの権利条約の第一条には、親と

の面会、接触というのはできる限り行うことが子どもの権利条約になっていて、国連の勧告にもその点は指摘されていますよね。

だから、これは原則、例外を明確におっしゃっていただきたいんです。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

原則が例外かにつきましては、一時保護におきまして重要であるのは、子供の安全確保と権利制限について、子供の利益に配慮してバランスを保ちつつ判断をすることであると考えておりまして、なかなか一概に原則、例外という関係で申し上げるのは難しいと考えております。

○串田委員 厚労委員会でもう一度、田村大臣にお聞きしますが、田村大臣は原則だと言ってくさいましたよ、面会は。聞いていらつしやいませんでしたか、あのとき。どうですか、聞いていらつしやいました、僕が質問したのは。

○岸本政府参考人 答弁は承知しております。

○串田委員 大臣が言ったことを別の言い方しちゃうとおかしくないですか。

大臣自身が面会は原則的に認めると言っているのに、何でそうやってはつきり言えないんですか。そのはつきり言えなかった理由を教えてください。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

原則と例外という言い方と私どもが一時保護ガイドラインで示している考え方が、具体的にそれほど乖離しているかどうかということは、あると思うんですけれども、本日のお答えとしましては、一時保護ガイドラインという、自治体、児童相談所がこれに基づいて一時保護業務を運営してくださっているガイドラインの表現を用いまして、一時保護の目的が達成できる範囲内で必要最小限とするという考えを示しているガイドラインの箇所を御答弁申し上げたものでございます。

○串田委員 今お答えをいただいているように、田村大臣はちゃんと子どもの権利条約を理解されているんですけれども、省庁の職員が子どもの権利条約を理解していないからそういう答え方をされるわけでしょう。

子どもは会えること

なっているわけでしょう。それで、国連の勧告では、二十八の(c)で、施設に措置された児童が、生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されていることということで勧告されているわけでしょう。

私が言いたいのは、このような子どもの権利条約を守っていないと国連から勧告をされていることは真摯に受け止めて、改善すべきところは改善した方がいいんじゃないんですかと指摘しているの、厚労委員会でも田村大臣は、原則だからこれは徹底させるというふうに言ってくださっているのに、何でここで出てこられている方は違う答え方をするのか不思議なんですけれども。

もう一度ちよつと答えていただけないですか。子どもの権利条約を理解されていますよね。読んだことはありますか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

子どもの権利条約は拝読しております、当然ですが。

それから、原則が例外かにつきましては、大変繰り返して恐縮でございますが、私ども、自治体に対してこれを踏まえていただくようお願いしている一時保護ガイドラインにおきまして、面会に関する制限につきまして、子供の安全が確保され、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とするというふうに言っておりますので、必要最小限である安全確保の理由が説明できるかどうか、そうでなければそれは面会を認めるということである、そういうことをガイドラインではあれしているということでございます。

○串田委員 ちよつと田村大臣と違いますから、このガイドラインを書き換えていただかなければいけないことをまた厚労委員会が指摘していきたいと思います。

子どもの権利条約の書きつづりを見ていただければ、原則、例外というのはつきり分かるんじゃないですか。そういう考え方だから、国連からこんなにも再三再四、子供の権利を守っていないと勧告されているわけでしょう。

では、申し上げますと、この国連の勧告に対してはどういう理解なんですか。おかしい勧告だという理解なんですか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

我が国の児童福祉法に基づく様々な行政等について重要な御指摘をいただいたものであり、その勧告の趣旨をどう生かしていくか受け止めるべきものだと捉えております。

○串田委員 だから、その重要な指摘というのはどういうことですか。どういうことを指摘されたかと思っているんですか、重要な指摘というのは。私が質問しているのと全く同じことを国連の勧告が言っているから、代弁しているだけなんです。

原則が守られていないでしようと言っているんですよ。だから、例外はあるのは分かりますよ、それは。面会をさせることが原則だけれども、それが子供の最善の利益にならない場合には制限することがあるというのは分かりますよ。それを原

則、例外と言っているんですよ。それが理解できていないから、今のような、こういう国連から勧告を受けているんじゃないですか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただいている点に関しましては、国連からの指摘としては、施設に措置された児童が、生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されているというふうにつまじえられ、指摘をいただいているというふうに受け止めておりまして、これは、先ほどから申し上げている一時保護の、私ども今の行政運営の考え方からすると、必要最小限でなければならぬというふうになっている面会交流の制限が、そのとおりになっているかどうかという点について御指摘をいただいたものというふうに考えております。

○串田委員 ですから、国内での考え方と、子どもの権利条約を批准した各国、締結国ですけれども、

も、国連の子どもの権利委員会から勧告を受けているその解釈が、やはりちよつと違うんじゃないかというのは真摯に受け止めて。こんな勧告を受けているというのは恥ずかしいことだからさ、ちゃんと、勧告を受けた以上は、解釈自体が正しいんだろつかというのをやったり真摯に受け止めて、検討し直すということをしていただきたいと思いますよ。そんな何か、自分たちは正しいということをやつと言い続けたい。

だって、国連で勧告されているんですよ、こんなような、剥奪されているとまで。そして、現実に、子供の面会を認めていないじゃないですか。その前提に、その前に、やはり司法審査というのを留意してくださいと国連が言っていて、子どもの権利条約に書いてあるんだから。

これは一九九四年に批准している条約ですの、もう二十六年も七年もたつたまま、子供の権利を守れないままいるということ自体を、やはりちよつとこう、この政権がというわけじゃないんですよ。一九九四年というの、ずっと前の細川政権のときに批准した条約なものですからね。

国内法整備が十分できているかどうかというのを私も大変疑問を持っているところですので、この政権がどうということではないんですけれども、もう二十七年も各国から、日本は子どもの権利条約を守っていないという指摘をされ続けている国であるということ、やはりこれは司法外交の上でも、私は大変なマイナス点だろうなと。強く出ていかなきゃいけないときもあるだろうと思うんですが、その日本が子供の権利を守っていないというふうな世界中から思われているというのは大変残念だということに私は思うんです。

最後に、今、法制審議会でこの家族法の諮問をされている中で検討していただいている二十四か国調査というのがありますが、大臣、お説みになっていた上、どのような感想をお持ちでしょうか。

○上川国務大臣 今回、法務省が外務省に依頼をして、そして二十四か国を対象にいたしました海

外の法制調査をしたところでございまして、私も、この第一次資料につきましては大変貴重なものとして受け止めております。

ただ、制度というのは、その国の中で様々な議論を経た上でつくられたものでございまして、ちよつと、表現のりどころにもう少し掘り下げて、背景にあるものというものをしつかりと把握したいなということが随所にごさいました。

その意味では、日本も同じだと思うんですけども、日本の制度というものがどういふふうな基盤によつて立つてつくられて、運用されているのかということについて、表面的に見た場合にはただ比較になつてしまふので、そこをもう一段、二段、掘り下げる必要があるなというふう

に思っております。

また、様々な国際的な場で、いろいろな国々から、それぞれの国の実情につきましても説明をするということ、これは日本も同じであります、そういうことに際して、そうした情報、そうしたプレゼンテーションに対して読み込むときの材料としても極めて重要な要素を持っているなというふうに思っております。更に掘り下げてまいりたいと思っております。

○串田委員 細かいことはまた後で聞くといたしまして、私の感想としては、やはり家族法に関して、国がかなり積極的に関与しているというのを感じてゐるんですね。日本はその点、離婚にしましても、離婚の届けを出すだけで済んでしまふ。養育費や面会のことも取り決めることが義務づけられていないとか、そんなような部分で司法が関与しているというのが大変少ないという状況を、私はやはりこの部分はいろいろな部分で参考にしなから、いいところ取りを取つて改正していただきたいということをお願いいたしまして、終わりにします。

ありがとうございました。

○義家委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 国民民主党・無所属クラブの高井でございます。

今日は、先ほどから質疑に出ておりますけれども、検察官の定年延長、勤務延長の問題について、私も取り上げたいと思ひます。

これはもう一年以上前の話で、私も一年ぶりに質疑なんですけれども、やはりこれは、黒川検事長が辞められて、何となくやむやみになりかけていますけれども、やはりうやむやにしちやいけな

重要な問題をたくさん含んでいますので、是非、これをまず取り上げたいと思ひます。

ちよつとおさらいで、去年どういふことがあつたかということ、もう皆さんも忘れかけていると思うんですけども、去年の一月三十一日に黒川東京高検検事長が、勤務延長が閣議決定された、それでかなり大騒ぎになるわけです。その後、予算委員会でも各種質問が出て、二月十二日に山尾委員が当時の森法務大臣に対して、昭和五十六年の国家公務員法改正のときに、検察官は定年延長からは外れてますよという明確な答弁が

ありますよ。これに対して聞いたら、森大臣は恐らく知らなかったとしか思えないような答弁をするわけですね。かつ、その前に、これは後藤委員だつたと思うんですけども、別の日だつたかと思うんですけども、人事院の松尾給与局長に、人事院としての解釈は変更はあるんですかと聞いたら、変更はありません。解釈は五十六年のときから今も変わりませんという答弁があつたという

ことだつたんですが、この山尾委員の、出てきた文書で、過去の答弁で、それはおかしいということになつて、翌日、私が衆議院の本会議で、これは地方税法の代表質問だつたんですけども、そのときに、安倍総理に聞いたら、安倍総理が、いや、解釈を変更したと。

当時、さらつと言われたので、私も何かふつと聞いてしまったんですけども、後、よくよく考えれば、解釈変更なのか、これは大変だということになつて、また、今度、二月十九日に山尾委員が森大臣に対してかなり厳しい、それから、今日来ていただいていますけれども、法制局長官にも来ていただいて、結局、解釈変更しましたという

ことになつたわけですが、じゃ、いつ解釈変更したんですかと聞くと、一月の十七日から二十一日にかけて、今日配ればよかつたんですけれども、

対応録という、よく法制局と法務省がやり取りするペーパー、二枚物と言つていましたけれども、これは、二枚といつても、一・二枚というか、二枚目は四分の一ぐらいで、かつ、注しか書いていません、一枚目は、だから、もう一枚ですよ、実

質、一枚物のこの紙で解釈を変更したんだと、当時、法制局長官や法務大臣も答弁しておりますが、これをよく見ると、解釈変更なんというものは何も書いていないんですね。昭和五十六年の国

公法の改正のときから勤務延長については国公法の規定が適用されると解するのが自然である、五十六年当時から検察官も国家公務員と同じ規定が適用されるのが自然ですよと書いてあるペーパーなんです。よ。ということは、これは解釈変更じゃないと思うんですが、ちよつと、その点はこれから後で質問するとして。

このことについて、私は、二月二十五日に予算委員会の分科会で、近藤長官と三十分、ずつとそのやり取りばかりしたわけですけども、結局、今日はそのときの質疑を基に、ちよつともう一回聞きたいと思うんです。

もし、これは、百歩譲つてというか、近藤長官がおつしやるように、あるいは法務省が言うように、この一月十七日から二十一日にかけて、法務省と法制局がやり取りしたこのペーパー、この一枚物で解釈変更だと思つれば、国会で昭和五十六年当時

に答弁をして法律の解釈というのが決まっているのに、内部の法制局と法務省だけで協議をして、解釈の変更を決めた。そのことが誰にも伝わっていないわけですね。国会ですらそのことが答弁をされなかつた、山尾委員が追及したら、よくやくそういう答弁があつた。これは、追及して

いなかつたら、結局、法務省と法制局だけが知つていて、国民は全く知らない、国民は五十六年のまさに答弁が解釈だと思つていますから。

こういうことが許されるんでしょうか。つま

り、国会で答弁が、政府の中の協議だけで変わつてしまつて、それを何も国民に周知すらないというようなことがあつていいんでしょうか。法制局長官にお聞きします。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。

最初に、法令の解釈の変更というのは、そもそも、そうみだりに行われるものではないと

し、非常に、解釈上どうしてもそうしたことのないと社会情勢の変化の中で適切な法執行ができないというときに、慎重な検討の上で行われるということ、そういう意味では、何かルールが決まつていてとかいうことではございませんので、

これまでも別に、手続で何か、あるいは、それを

変更したときに、後、何か周知が要するのか要らないのかとか、そういう議論については、基本的

には個々、個別にそういう判断をされる担当省庁

の方で御判断をされる。もちろん、その内容はいろいろ

なる場合がございしますので、国民の権利義務に絡む場合もあり

ますし、そういうのは一つ一つ適切に各省庁で判断されるべきもの

だと思つております。

○高井委員 いや、法制局は本

当にそれではないのかと思ひますけれどもね。法令解釈

しても、別に周知も要らないんだと。国会答弁を政府だけで

解釈変更して、解釈変更は私はあつていいと思ひま

すよ、でも、解釈変更するならば、きちんとその理由を明らかにして、やはり国民の皆さんに伝えな

い。本日は国会なんかでちゃんと議論も必要だと思ひ

ますが。

それでは、各省が判断すると法制局はおつしや

いました。では、法務省は、これ、いいんです

か。法務省と内閣法制局だけで協議して、国会の

答弁の解釈変更を国民の皆さんに周知しないとい

うのが法務省の方針でしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは、解釈変更はあり得るとした上で、そ

の解釈変更の周知ということですので、その点に

ついてお答え申し上げます。

法令の解釈あるいはその変更につきまして、い

だから私はこれは解釈変更じゃないと思うているんですけども、でも、解釈変更だと言っているから、解釈変更なのであれば、どういう事情で解釈変更したかというのをこの紙に書いていないといけないし、あと、当時、法制局長官、近藤さんは、その事情も聞いていない、つぶさに聞いていない、それは各省庁の判断なんだとおっしゃったんですけども、それでいいんですか。

抱えているいろいろな犯罪の状況とか、つぶさに存じ上げるわけでごさいませんので、まさしくそういうところについては法務省の方でしっかり御検討される。その上で、それが明らかにおかしいということであれば、私どもはそれを信頼し

変更する理由とか解釈を変更しますということを書いていなくて、昭和五十六年当時から、勤務延長制度については、検察官にも国公法、国家公務員法の規定が適用されると解するのが自然であるということ、昔からそうでしたよということを書いていっているんですよ。これは解釈変更じゃないんじゃないですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

えをいたしましたけれども、もちろん、担当の参事官の方で、社会情勢の多様化、複雑化に伴って犯罪の性質も複雑困難化しているということから、やはり検察官についても勤務延長を認めるという形で、検察行政を万全としたものとしてやっていかなきゃいけないという背景事情については説明を受けていて、それは口頭で聞いておりましたけれども、具体的に、どの事件がどうこうだ

とか、あるいはあなたがどうでこうだというのは、かなり人事の話ですし、細かい話ですので、そこは基本的にはそういうことで、先ほど申し上げたように、法務省の御判断というのを私どもとしては当然信頼をするということだと思えます。

法律の解釈は全て法制局がチェックしているということではなくて、基本的には内閣が法の解釈を、結局、各省大臣においてしっかりと解釈をしていくということであり、そのサポートというんですとか、支援をするのが法制局の役割でございますので、そういう意味では、各省庁がまさしく責任を持ってしっかりと法の解釈、それはいいかげんな解釈をしているわけではございませんので、しっかりと各省が解釈をしていく、これが今の建前であると私どもも思っております。私どもの役割も、そのときにいろいろな疑問が生じたり更なる意見が要るときに私どもに御相談が来るということ、日々、法律の解釈はきちっと各省庁でやられているということだと私どもは理解しております。

○高井委員 いや、それは、法令の解釈をそれぞれの省庁がやるのはいいですよ。ただ、今回のケースは、国会で答弁をした、国会で答弁するということは、結構疑義があつて、国民の皆さんが関心もあつて、で、その答弁したことが正しいとみんな思っているわけですよ。それを要するといふときに各省の判断でやっていると。

百歩譲って各省の判断でやっても、各省は、じゃ、それをちゃんと伝えないといけないんじゃないですか。これはさっき法制局長官から局長も、もう自分たちだけでやればいいんだ、周知も要らないと言っていましたけれども、法務大臣も同じ考えですか。いいんですか。周知もせず、法務省の中だけで、国会で答弁した解釈を勝手に変えてもいいということですか。

○上川国務大臣 今、この件についてやり取りがございまして、当時のことにつきまして私も注視してきたところではございますけれども、当時、私自身が法務大臣の職にございまして、具体的

な状況等をつぶさに知り得るところの立場ではなかったということでございますので、詳細にお答えすることについてはなかなか難しいということについては御理解いただきたいというふうに思っております。

私の聞いた限りの話ではございますが、今回の解釈変更のような人事制度に関わる事柄などにつきまして、国民生活等への直接の影響の有無、またその程度などを総合的に勘案した結果、当時、必ずしも周知の必要はないというふうに判断したものであるというふうに聞いていますのでございませう。一般論としてということではございますけれども、国民生活等への直接の影響の有無、その程度などを総合的に勘案して判断をしてきたというふうに聞いています。

○高井委員 いや、これは、じゃ、あれだけ問題になった、検事総長経験者までもがこれはおかしいと言つて申入れ書まで持ってきた、それは結果的にそうなたとおつしやるかもしれないけれども、やはりそれは、今まで検察官というのは特別な法律で身分保障もあつて、だからこそ定年延長も適用されないんだというふうに国会で答弁をしてきて、皆さんそう思つてきたことを、国民生活に影響がないから言わなくてもいいと思つていたというのは、ちよつと私は本当に驚くべき答弁だと思ひます。

結果としていろいろ国会で追及をされて明らかになつていくわけですが、私の推理とか考へは、多分このペーパーは解釈変更じゃなかったと思うんですよ。これはどう見ても解釈変更と読めないんですよ。昔から、昭和五十六年からそういう解釈をしていました、そういう解釈であるのが自然ですと書いています、だからあえて周知も要らなかったし、そのまま、ひよつとしたら気づいている人はいたのかもしれないけれども、しらっと、誰も気づかないだろうということとで押し切ろうとしたけれども、ばれてしまったから仕方なく後づけでそういうことになつてしまつてくれども。

だけれども、今みたいに後づけでも認めてしまふと、こんな大きなことが解釈変更でできてしまふんだということになると、国会の審議はもう本当に意味がなくなりますよね、解釈を確定させるという。これは本当にそれで、法制局長官、局長、どつちがいいかな、ちよつと本当にそれでいいんですか。もう一度、改めてお答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

申し訳ございません、先ほどの答弁の繰り返しになつて恐縮でございます。解釈変更はあり得るとした上で、その周知ということではございませう。先ほど御答弁申し上げましたように、いかなる場合に周知が行われるかというのは国民生活等への直接の影響の有無やその程度などを総合的に勘案して判断されるものと承知しております。当時はそれが人事制度に関わる事柄であつたことから、このようなものについては必ずしも周知の必要はないと判断したものでございませう。

○高井委員 法制局長官も同じ答弁だと思ふので、しかし、これは私は非常に問題だと思ひますので、再度、もう一度また取り上げたいと思ひます。

ちよつと、残り時間であともう一間、どうしてもやりたかつたものですから。

私、さつき、申田委員から判検人事交流の話がありまして、もう今はいらつしやらないか、小出民事局長さんが高裁の判事だつたというのを初めて知つて、本当に驚いたんですけれども、なるほど、そういう実態があるのかと。

そうすると、私が憲法五十三訴訟というのを今原告でやっていますけれども、岡山地裁の裁判官がひよつとしたら法務省の訟務局で働いていたかもしれないし、あるいはその逆で、国の代理人として法務省の方が来ていますけれども、判事だつたかもしれないということになると、やはり、どう見ても、僕、裁判に立つていて、お互いが何かつながつていたのかとか、今はつながつていなくても過去に同じ職場で隣に席を並べて働い

ていたのかと思うと、やはりこれは、原告の立場になつてみると、どう考えてもおかしいと思うんですね。これは本当に是非見直しをしていただきたいと思ひます。

最後に一間聞きたいのは、私が憲法五十三訴訟というのをやっておりますけれども、今まさに法務省の訟務局が主張しているのは、四分の一の国会議員の召集で解散しなければならないとはつきり書いてあるわけですが、これは法的な義務ではなくて政治的な責任なんだというふうな主張をしているんですね。しかし、かつて、横畠法制局長官、その前の歴代の法制局長官も、臨時国会の召集は義務なんだというふうに法制局長官が答弁されていますが、これは矛盾していると思ひますけれども、事前に法務省と内閣法制局で相談はあるのか、それから、矛盾していませんかと問ひ、お答えください、法制局長官。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。今御指摘ございましたけれども、令和元年の五月の二十九日の衆議院の内閣委員会において、横畠前長官が、憲法五十三条後段の規定は憲法に規定されている義務であるという旨お答えしております。

他方、それについて、その後、同じところで横畠前長官は、憲法に規定されている義務ということから、どのような義務内容であるのかとか、あるいはどのような場合にその義務に違反したことになるのかとか、さらに、その義務に違反した場合の法的効果があるかというところは別の事柄でございませうと述べておられます。それと違反した場合の法的責任が生ずると誤解されるおそれがある法的義務という言葉はあえて用ひなかつたということではございませうというふうに述べておりまして、法的義務という問題と法的責任というのはイコールではないというのは横畠長官の答弁でもございまして、義務は義務でございませう、憲法上の、その結果どういふ責任が問われるかというのはそれぞれ規定によつて違つてくるという答弁

○高井委員 絵に描いた餅という言葉がありますけれども、本当にそのとおりだと思います。引き続きこの問題も取り上げたいと思います。ありがとうございます。

順次趣旨の説明を聴取いたします。上川法務大臣。

〔本号末尾に掲載〕

この法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、民法等の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第二に、この法律案は、民法の一部を改正して、境界標の調査のための隣地使用権及び電気等の継続的給付を受けるための設備設置等の相隣関係に関する規定の整備や、所在等が不明な共有者がいる場合における共有物の利用及び管理等の共有に関する規定の整備を行うとともに、所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分及び所有者による管理が不適当で

第二に、この法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部を改正して、民法の一部改正により創設される制度の裁判手続を創設する等の規定の整備を行うこととしております。

続いて、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

その要点は、次のとおりであります。

第二に、法務大臣は、承認申請に係る土地が、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならないこととしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

○義家委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

午後五時二十九分散会

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

目次中「第三節 共有(第二百四十九條—第二

「第三節 共有(第二百四十九條)を
第四節 所有者不明土地管理
第五節 管理不全土地管理命

第二百九条の見出しを「(隣地の使用)」に改

境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

第二百九条第二項中「前項」を「第一項」に「隣人」を「隣地の所有者又は隣地使用者」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

第二百十三條の次に次の見出し及び二條を加える。

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)
第二百十三條の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この

項及び次条第一項において「継続的給付」という。を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第二百十三条の三 分割によつて他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の

所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

第二百三十三条第一項中「隣地」を「土地の所有者は、隣地」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

第二百四十九条に次の二項を加える。

2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。

3 共有者は、善良な管理者の注意をもつて、共有物の使用をしなければならない。

第二百五十一条中「変更」の下に「（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

「次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。

第二百五十二条に次の四項を加える。

2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。

3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この項において「賃借権等」という。）であつて、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年

二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年

三 建物の賃借権等 三年

四 動産の賃借権等 六箇月

5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、

保存行為をすることができる。

第二百五十二条の次に次の一条を加える。

（共有物の管理者）

第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）を加えることができない。

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従つてその職務を行わなければならない。

4 前項の規定に違反して行つた共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

第二百五十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「裁判による共有物の分割」を付し、同条第一項中「とき」の下に「、又は協議をすることができないとき」を加え、同条第二項中「の場合において、」を「に規定する方法により」に改め、「の現物」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。

一 共有物の現物を分割する方法

二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法

第二百五十八条に次の一項を加える。

4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第二百五十八条の次に次の一条を加える。 第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。 2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について前条の規定による分割をすることができない。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。 3 相続人が前項ただし書の申出をする場合には、当該申出は、当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から当該請求があった旨の通知を受けた日から三箇月以内に当該裁判所にしなければならない。 第二百六十二条の次に次の二条を加える。 (所在等不明共有者の持分の取得) 第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）の持分を取得させる旨の裁判をすることができ、この場合において、請求をした共有者が二人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得させる。 2 前項の請求があった持分に係る不動産について第二百五十八条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が前項の請求を受け	た裁判所に同項の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。 3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。 4 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる。 5 前各項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。 (所在等不明共有者の持分の譲渡) 第二百六十二条の三 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができ、 2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。 3 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。	4 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。 第二百六十四条中「この節」の下に（第二百六十二条の二及び第二百六十二条の三を除く。）を加える。 第二編第三章第三節の次に次の二節を加える。 第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令 (所有者不明土地管理命令) 第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人（第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明土地管理命令」という。）をすることができ、 2 所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地）にある動産（当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。 3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せられた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、する	ことができる。 4 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければならない。 (所有者不明土地管理人の権限) 第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管理人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産（以下「所有者不明土地等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属する。 2 所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することとはできない。 一 保存行為 二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為 (所有者不明土地等に関する訴えの取扱い) 第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人を原告又は被告とする。 (所有者不明土地管理人の義務) 第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。 2 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員	第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日
第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日	第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日	第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日	第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日	第一類第三号 法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日

のために、誠実かつ公平にその権限を行使しななければならない。

(所有者不明土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。

2 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(所有者不明土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む)の負担とする。

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人(第四項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条において同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「所有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。

2 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあつては、共有物で

ある建物)にある動産(当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であつて、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。)に及ぶ。

3 所有者不明建物管理命令は、所有者不明建物管理命令が発せられた後に当該所有者不明建物管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並びに当該所有者不明建物管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に関する権利の管理、処分その他の事由により所有者不明建物管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。

4 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任しなければならない。

5 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「管理不全土地管理命令」と

いう。)をすることができる。

2 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。)に及ぶ。

3 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。

(管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理及び処分をする権限を有する。

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができる。

2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(管理不全土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。

(管理不全建物管理命令)

第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全建物管理人をいう。第四項において同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という。)をすることができる。

2 管理不全建物管理命令は、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物にある動産(当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であつて、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。)に及

ぶ。

3 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、当該管理不全建物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。

4 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命令及び管理不全建物管理人について準用する。

第三百九十二条第一項中「按分する」を「按分する」に改める。

第八百九十七条の次に次の一条を加える。

(相続財産の保存)

第八百九十七条の二 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によつて、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができ、ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。

2 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第八百九十八条に次の一項を加える。

2 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分をもつて各相続人の共有持分とする。

第九百四条の二の次に次の一条を加える。

(期間経過後の遺産の分割における相続分)

第九百四条の三 前三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求を

したとき。

二 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあった場合において、その事由が消滅した時から六箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

第九百七条の見出し中「審判等」を「審判」に改め、同条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、「場合」の下に「又は同条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合」を加え、同条第三項を削る。

第九百八条に次の四項を加える。

2 共同相続人は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができ、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え、その期間の終期は、五年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え、その期間の終期は、五年以内の期間を定めて更新することができる。

3 前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え、その期間の終期は、五年以内の期間を定めて更新することができる。

4 前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができ、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え、その期間の終期は、五年以内の期間を定めて更新することができる。

5 家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え、その期間の終期は、五年以内の期間を定めて更新することができる。

第九百十八条の見出しを「(相続人による管理)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。第九百二十六条第二項中「第六百五十条第一項」を「第六百五十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九百三十六条(見出しを含む)中「管理人」を「清算人」に改める。

第九百四十条第一項中「によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで」を「の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第一項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間に、」の管理を継続しなければ」を「を保存しなければ」に改め、同条第二項中「第六百五十条第一項」を「並びに第六百五十条第一項」に改め、「並びに第九百八条第二項及び第三項」を削る。

第九百五十二条の見出し及び同条第一項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第二項中「管理人」を「清算人」に、「これ」を「その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

第九百五十三条、第九百五十四条(見出しを含む)及び第九百五十五条ただし書中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改める。

第九百五十六条の見出し及び同条第一項中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条第二項中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に、「管理の」を「清算に係る」に改める。

第九百五十七条第一項中「後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかった」を削り、「相続財産の管理人は、遅滞なく、すべて」を「相続財産の清算人は、全て」に、「一定の」を「二箇月以上の期間を定めて、その」に、「二箇月を下ることができない」を「同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならぬ」に改める。

第九百五十八条を削る。

二条第二項に、「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条を第九百五十八条とする。

第九百五十八条の三第二項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改め、同条を第九百五十八条の二とする。

(不動産登記法の一部改正)

第二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十三条の二」に改める。

第三条第十号中「第五十条」の下に、「第七十条第二項」を加える。

第十六条第二項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の四まで、第七十六条の六」を加える。

第二十五条第七号中「第六十五条」の下に「第七十六条の五」を加える。

第五十九条第六号中「含む」の下に「若しくは第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を「同条第一項」に、「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができる。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(買戻しの特約に関する登記の抹消)

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

第七十条の見出しを「(除権決定による登記の抹消等)」に改め、同条第一項中「登記義務者の」を「共同して登記の抹消の申請をすべき者の」に、「登記義務者とを」を「その者と」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項

の場合」を「前二項の場合」に、「前項の登記」を「第一項の登記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは探石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

第七十条の次に次の一条を加える。

(解散した法人の担保権に関する登記の抹消)
第七十条の二 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

第四章第三節第二款第七十四条の前に次の一条を加える。

(所有権の登記の登記事項)

第七十三条の二 所有権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。)その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの

二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの

2 前項各号に掲げる登記事項についての登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。第七十六条の次に次の五条を加える。

(相続等による所有権の移転の登記の申請)
第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があつたときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により所有権を取得した者も、同様とする。

2 前項前段の規定による登記(民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。)がされた後に遺産の分割があつたときは、当該遺産の分割によつて当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

3 前二項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。
(相続人である旨の申出等)
第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第一項に規定する所有権の取得(当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。)に係る所有権の移

転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

3 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によつて所有権を取得したとき(前条第一項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によつて所有権を取得したときを除く。)は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(所有権の登記名義人についての符号の表示)
第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人(法務省令で定めるものに限る。)が権利能力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができる。

(所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請)
第七十六条の五 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があつた日から二年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。

(職権による氏名等の変更の登記)
第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更

があつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。第百十九条の次に次の一項を加える。

6 登記官は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、登記記録に記録されている者(自然人であるものに限る。)の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならない。

第百十九条の次に次の一条を加える。

(所有不動産記録証明書の交付等)
第百十九条の二 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人(これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。)として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求することができる。

3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。

第二百二十条第三項中「前条第三項」を「第一百九条第三項」に改める。

第二百二十一条第二項中「附属書類」の下に「のうち前項の図面」を、「表示したもの」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類(第一項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

第二百二十二条中「第五百十三條」を「第五百十四條」に改める。

第三百三十一条第五項中「第三百三十一条第二項各号」を「第三百三十一条第三項各号」に改める。

第四百九条第一項中「第五百十三條」を「第五百十四條」に改める。

第五百十四條を削り、第五百十三條を第五百十四條とし、第五百十二條を第五百十三條とし、第五百十一條を第五百十二條とし、第七章中同条の前に次の一條を加える。

(情報の提供の求め)

第五百十一條 登記官は、職権による登記をし、又は第十四條第一項の地図を作成するために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、その対象となる不動産の所有者等(所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。)をいう。)に関する情報の提供を求める

ことができる。

第五百十九條中「第五百十一條第二項」を「第五百十二條第二項」に改める。

第六十條中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第六十二條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六十四條中「又は第五十八條第六項」を「第五十八條第六項」に改め、「第七項」の下に「第七十六條の二第一項若しくは第二項又は第七十六條の三第四項」を、「者が」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第七十六條の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、五万円以下の過料に処する。

(非訟事件手続法の一部改正)

第三條 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 削除、供託等に関する事件」

第二章 保存、供託等に関する事件

(第九十二條―第九十八條)を「第一章 共有に関する事件(第八十五條―第八十九條)の管理に関する事件(第九十條―第九十二條)に関する事件(第九十三條―第九十八條)」に改める。

第三編第一章の章名を次のように改める。

第一章 共有に関する事件

第八十五條から第九十一條までを次のように改める。

(共有物の管理に係る決定)

第八十五條 次に掲げる裁判に係る事件は、当該裁判に係る共有物又は民法明治二十九年法律第八十九號(第二百六十四條に規定する数人で所有権以外の財産権を有する場合における当該財産権(以下この条において単に「共有物」という。))の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 民法第二百五十一條第二項、第二百五十二條第二項第一号及び第二百五十二條の二第二項(これらの規定を同法第二百六十四條において準用する場合を含む。)の規定による裁判

二 民法第二百五十二條第二項第二号(同法第二百六十四條において準用する場合を含む。)第三項において同じ。)の規定による裁判

2 前項第一号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 当該共有物について前項第一号の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が前項第一号の裁判をすることに於いて異議があるときは、当該他の共有者等(民法第二百五十一條第二項(同法第二百六十四條において準用する場合を含む。))に規定する当該他の共有者、同法第二百五十二條第二項第一号(同法第二百六十四條において準用する場合を含む。))に規定する他の共有者又は同法第二百五十二條の二第二項(同法第二百六十四條において準用する場合を含む。))に規定する当該共有者をいう。第六項において同じ。)は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、前項第一号の裁判がされること。

3 第一項第二号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を当該他の共有者(民法第二百五十二條第二項第二号に規定する当該他の共有者をいう。以下この項及び次項において同じ。)に通知し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 当該共有物について第一項第二号の裁判の申立てがあつたこと。

二 当該他の共有者は裁判所に対し一定の期間内に共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべきこと。

三 前号の期間内に当該他の共有者が裁判所に対し共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにしないときは、第一項第二号の裁判がされること。

4 前項第二号の期間内に裁判所に対し共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにした当該他の共有者があるときは、裁判所は、その者に係る第一項第二号の裁判をすることができない。

5 第一項各号の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

6 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等に告知することを要しない。

(共有物分割の証書の保存者の指定)

第八十六條 民法第二百六十二條第三項の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、前項の指定の裁判をするには、分割者(申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

3 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者の全員が等しい割合で負担する。

4 第二項の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(所在等不明共有者の持分の取得)

第八十七條 所在等不明共有者の持分の取得の裁判(民法第二百六十二條の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。))の規定による所在等不明共有者の持分の取得の裁判をいう。以下この条において同じ。)に係る事件は、当該裁判に係る

る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号、第三号及び第五号の期間が経過した後でなければ、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることができない。この場合において、第二号、第三号及び第五号の期間は、いずれも三箇月を下つてはならない。

一 所在等不明共有者（民法第二百六十二条の二第一項に規定する所在等不明共有者をいう。以下この条において同じ。）の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明共有者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 民法第二百六十二条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の異議の届出は、一定の期間内にすべきこと。

四 前二号の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされること。

五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをするときは一定の期間内にその申立てをすべきこと。

3 裁判所は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、同項各号（第二号を除く。）の規定により公告した事項を通知しなければならない。この通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

4 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号の期間を経過した後になされたときは、当該届出を却下しなければならない。

5 裁判所は、所在等不明共有者の持分の取得

の裁判をするには、申立人に対して、一定の期間内に、所在等不明共有者のために、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

6 裁判所は、前項の規定による決定をした後所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするまでの間に、事情の変更により同項の規定による決定で定めた額を不当と認めるに至ったときは、同項の規定により供託すべき金銭の額を変更しなければならない。

7 前二項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

8 裁判所は、申立人が第五項の規定による決定に従わないときは、その申立人の申立てを却下しなければならない。

9 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

10 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、所在等不明共有者に告知することを要しない。

11 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを受けた裁判所が第二項の規定による公告をした場合において、その申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が同項第五号の期間が経過した後にある所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、当該申立人以外の共有者による所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを却下しなければならない。

（所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与）

第八十八条 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判（民法第二百六十二条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判をいう。第三項において同じ。）に係

る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに第五号から第十号までの規定は、前項の事件について準用する。

3 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の効力が生じた後二箇月以内にその裁判により付与された権限に基づく所在等不明共有者（民法第二百六十二条の三第一項に規定する所在等不明共有者をいう。）の持分の譲渡の効力が生じないときは、その裁判は、その効力を失う。ただし、この期間は、裁判所において伸長することができる。

（検察官の不関与）

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

（所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令）

第九十条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。

二 所有者不明土地管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること。

3 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

4 裁判所は、民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判又は同法第二百六十四条の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明土地管理人（同法第二百六十四条の二第二項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この条において同じ。）の陳述を聴かなければならない。

5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てを却下する裁判

三 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の申立てについての裁判

6 所有者不明土地管理命令があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の対象となれた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を嘱託しなければならない。

7 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の登記の抹消を嘱託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理命令の対象となれた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ不動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理命令の対象となれた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土

地)の所在地の供託所に供託することができ
る。この場合において、供託をしたときは、
法務省令で定めるところにより、その旨そ
他法務省令で定める事項を公告しなければ
ならない。

9 裁判所は、所有者不明土地管理命令を
変更し、又は取り消すことができる。

10 裁判所は、管理すべき財産がなくなつた
とき(管理すべき財産の全部が供託されたとき
を含む。)その他財産の管理を継続することが
相当でなくなつたときは、所有者不明土地管
理人若しくは利害関係人の申立てにより又は
職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さ
なければならない。

11 所有者不明土地等(民法第二百六十四
条の三第一項に規定する所有者不明土地等
をいう。以下この条において同じ。)の所有者
(その共有持分を有する者を含む。以下この
条において同じ。)が所有者不明土地等の所有
権(その共有持分を含む。)が自己に帰属する
ことを証明したときは、裁判所は、当該所有
者の申立てにより、所有者不明土地管理命令
を取り消さなければならない。この場合にお
いて、所有者不明土地管理命令が取り消され
たときは、所有者不明土地管理人は、当該所
有者に対し、その事務の経過及び結果を報告
し、当該所有者に帰属することが証明された
財産を引き渡さなければならない。

12 所有者不明土地管理命令及びその変更
の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知
することを要しない。

13 所有者不明土地管理命令の取消しの裁
判は、事件の記録上所有者不明土地等の所有
者及びその所在が判明している場合に限り、
その所有者に告知すれば足りる。

14 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該
各号に定める者に限り、即時抗告をすることが
できる。

一 所有者不明土地管理命令 利害関係人

二 民法第二百六十四条の六第一項の規定に
よる解任の裁判 利害関係人

三 民法第二百六十四条の七第一項の規定に
よる費用又は報酬の額を定める裁判 所有
者不明土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変
更又は取消しの裁判 利害関係人
次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立
てることができる。

一 民法第二百六十四条の二第四項の規定に
よる所有者不明土地管理人の選任の裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二
百六十四条の六第二項の許可の裁判
16 第二項から前項までの規定は、民法第二百
六十四条の八第一項に規定する所有者不明建
物管理命令及び同条第四項に規定する所有者
不明建物管理人について準用する。

(管理不全土地管理命令及び管理不全建物管
理命令)
第九十一条 民法第二編第三章第五節の規定に
よる非訟事件は、裁判を求める事項に係る不
動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。

2 民法第二百六十四条の十第二項又は第二
百六十四条の十二第二項の許可の申立てをす
る場合には、その許可を求める理由を疎明しな
ければならない。

3 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場
合には、当該各号に定める者の陳述を聴かな
ければならない。ただし、第一号に掲げる裁
判をする場合において、その陳述を聴く手続
を経ることができない事情があるときは、こ
の限りでない。

一 管理不全土地管理命令(民法第二百六十
四条の九第一項に規定する管理不全土地管
理命令をいう。以下この条において同じ。)
管理不全土地管理命令の対象となる
べき土地の所有者

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の
裁判 管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による解任の裁判 管理不全土地管理人
(同法第二百六十四条の九第三項に規定す
る管理不全土地管理人をいう。以下この条
において同じ。)

四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定
による費用の額を定める裁判 管理不全土
地管理人

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定
による報酬の額を定める裁判 管理不全土
地管理人及び管理不全土地管理命令の対象
とされた土地の所有者

4 次に掲げる裁判には、理由を付さなければ
ならない。
一 管理不全土地管理命令の申立てについて
の裁判

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の
申立てについての裁判

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による解任の申立てについての裁判

四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可
の申立てを却下する裁判

5 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理
命令の対象とされた土地及び管理不全土地管
理命令の効力が及ぶ不動産の管理、処分その他
の事由により金銭が生じたときは、その土地
の所有者(その共有持分を有する者を含む。)

のために、当該金銭を管理不全土地管理命令
の対象とされた土地の所在地の供託所に供託
することができる。この場合において、供託
をしたときは、法務省令で定めるところによ
り、その旨その他法務省令で定める事項を公
告しなければならない。

6 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更
し、又は取り消すことができる。

7 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたと

き(管理すべき財産の全部が供託されたとき
を含む。)その他財産の管理を継続することが
相当でなくなつたときは、管理不全土地管理
人若しくは利害関係人の申立てにより又は職
権で、管理不全土地管理命令を取り消さなけ
ればならない。
8 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各
号に定める者に限り、即時抗告をすることが
できる。

一 管理不全土地管理命令 利害関係人

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の
裁判 管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による解任の裁判 利害関係人

四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定
による費用の額を定める裁判 管理不全土
地管理人

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定
による報酬の額を定める裁判 管理不全土
地管理人及び管理不全土地管理命令の対象
とされた土地の所有者

六 前二項の規定による変更又は取消しの裁
判 利害関係人
次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立
てることができる。

一 民法第二百六十四条の九第三項の規定に
よる管理不全土地管理人の選任の裁判
二 民法第二百六十四条の十二第二項の許可
の裁判

10 第二項から前項までの規定は、民法第二百
六十四条の十四第一項に規定する管理不全建
物管理命令及び同条第三項に規定する管理不
全建物管理人について準用する。

第三編第二章の章名を削る。

第九十条の前に次の章名を付する。

第二章 土地等の管理に関する事件

第九十二条を次のように改める。
(適用除外)

第九十二条 第四十条及び第五十七条第二項第

二号の規定は、この章の規定による非訟事件
の手續には、適用しない。

第九十二条の次に次の章名を付する。

第三章 供託等に関する事件

(家事事件手続法の一部改正)

第四条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五
十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件(第九十
十条)」を「第十二節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件(第九十
十条)」を「第十二節の二 相続財産の保存に關
する処分の審判事件(第九十条の二)」
に改める。

第三条の十一 第三項中「又は管理」を削り、
「同表の九十の項」を「同表の八十九の項」に、
「第二百一条第十項」を「第九十条の二」に、
「管理人を「清算人」に、「における相続財産の管
理」を「における相続財産の清算」に改める。

第八十二条第三項中「及び第九百五十三條 第九
百九十九條を」、「第九百五十三條(第九百九十九條第
一項に改め、「含む」)の下に「及び第九百九十九
條第二項を加える。

第八十三条中「第九百九十九條を」第九百九十九
條第一項に改め、「含む」の下に「及び第九百九十九
條第二項を加える。

第九百四十六條第二項中「第六項の下に」、次
条並びに第九百四十七條を加え、同条第四項中
「次条」を「第九百四十七條」に改め、同条の次に次
の一条を加える。

(供託等)
第九百四十六條の二 家庭裁判所が選任した管理
人は、不在者の財産の管理、処分その他の事
由により金銭が生じたときは、不在者のため
に、当該金銭を不在者の財産の管理に關する
処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭
裁判所の管轄区域内の供託所に供託すること

ができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規
定による供託をしたときは、法務省令で定め
るところにより、その旨その他法務省令で定
める事項を公告しなければならない。

第九百四十七條中「財産がなくなったとき」の下
に「家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき
財産の全部が供託されたときを含む。」を加え
る。

第二編第二章第十二節の次に次の一節を加え
る。

第十二節の二 相続財産の保存に關す
る処分の審判事件

第九百九十九條の二 相続財産の保存に關する処分
の審判事件は、相続が開始した地を管轄する
家庭裁判所の管轄に屬する。

2 第九百二十五條第一項から第六項まで、第九
百四十六條の二及び第九百四十七條の規定は、相
続財産の保存に關する処分の審判事件につい
て準用する。この場合において、第九百二十五
條第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、
「相続財産」と読み替へるものとする。
第九百九十九條の見出し中「に關する規定の準
用」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八十二条第二項の規定にかかわらず、遺
産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開
始の時から十年を経過した後にあつては、相
手方の同意を得なければ、その効力を生じな
い。

第二百一条第一項中「別表第一の八十九の項」
を「別表第一の九十の項」に改め、同条第三項中
「管理人」を「清算人」に改め、同条第十項を削
る。

第二百三条第一号中「管理」を「清算」に改め、
同条第二号中「管理」を「清算」に、「管理人」
を「清算人」に改める。

第二百四條第一項中「第九百五十八條」を「第
九百五十二條第二項」に改める。
第二百五條から第二百七條までの規定中「相

続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め
る。

第二百八條中「管理」を「清算」に改める。
第二百七十三條第二項中「民事訴訟法」を「第
八十二條第三項及び第四項並びに民事訴訟法」
に改め、「場合において」の下に、「第八十二條
第三項中「前項ただし書、第九百五十三條(第九百
九十九條第一項において準用する場合を含む。）」及
び第九百九十九條第二項」とあるのは「第二百七十

相続財産の保存

八十九 相続財産の保存に關する処分

別表第一の九十の項を次のように改める。

九十	相続の承認又は放棄をすべき 期間の伸長
----	------------------------

民法第九百十五條第一項ただし書

別表第一の九十四の項中「管理人」を「清算人」
に改め、同表の九十九の項中「管理」を「清算」
に、「第九百五十三條及び第九百五十八條」を
「及び第九百五十三條に改め、同表の百一の項
中「第九百五十八條の三第一項」を「第九百五十
八條の二第一項」に改める。
別表第二の十三の項中「第九百七條第三項」を
「第九百八條第四項及び第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第三十一條第五項
の改正規定及び附則第三十四條の規定 公布
の日

二 第二条中不動産登記法の目次の改正規定、
同法第十六條第二項の改正規定、同法第四章
第三節第二款中第七十四條の前に一條を加え
る改正規定、同法第七十六條の次に五條を加

三条第二項」とを加え、「あるのは、」を「あるの
は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の調
停の申立ての取下げは、相続開始の時から十
年を経過した後にあつては、相手方の同意を
得なければ、その効力を生じない。
別表第一の八十九の項を削り、同表の推定相
続人の廃除の部の次に次の一部を加える。

える改正規定(第七十六條の二及び第七十六
條の三に係る部分に限る。)、同法第九百九十九
條の改正規定及び同法第六十四條の改正規定
(同条に一項を加える部分を除く。))並びに附
則第五條第四項から第六項まで、第六條、第
二十二條及び第二十三條の規定 公布の日か
ら起算して三年を超えない範囲内において政
令で定める日

三 第二条中不動産登記法第二十五條第七号の
改正規定、同法第七十六條の次に五條を加え
る改正規定(第七十六條の四から第七十六條
の六までに係る部分に限る。)、同法第九十九
條の次に一條を加える改正規定、同法第九十
條第三項の改正規定及び同法第六十四條
の改正規定(同条に一項を加える部分に限
る。))並びに附則第五條第七項の規定 公布の
日から起算して五年を超えない範囲内におい
て政令で定める日

(相続財産の保存に必要な処分に関する経過措
置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。前に第一条の規定による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第九百十八條第二項（旧民法第九百二十六條第二項（旧民法第九百三十六條第三項において準用する場合を含む。）及び第九百四十條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分は、施行日以後は、第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十七條の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百十八條第二項の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第八百九十七條の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求とみなす。

（遺産の分割に関する経過措置）

第三条 新民法第九百四條の三及び第九百八條第二項から第五項までの規定は、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用する。

この場合において、新民法第九百四條の三第一号中「相続開始の時から十年を経過する前」とあるのは「相続開始の時から十年を経過する時又は民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の時から五年を経過する時」のいずれか遅い時まで」と、同条第二号中「十年の期間」とあるのは「十年の期間（相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から始まる五年の期間）」と、新民法第九百八條第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書及び第五項ただし書中「相続開始の時から十年」とあるのは「相続開始の時から十年を経過する時又は民法等の一部を改正する法律の施行の時から五年を経過する時のいずれか遅い時」とする。

（相続財産の清算に関する経過措置）

第四条 施行日前に旧民法第九百三十六條第一項

の規定により選任された相続財産の管理人は、施行日以後は、新民法第九百三十六條第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百五十二條第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新民法第九百四十條第一項及び第九百五十三條から第九百五十六條までの規定の適用については、新民法第九百五十二條第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

3 施行日前に旧民法第九百五十二條第一項の規定によりされた相続財産の管理人の選任の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第九百五十二條第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求とみなす。

4 施行日前に旧民法第九百五十二條第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告、相続債権者及び受遺者に対する請求の申出をすべき旨の公告及び催告、相続債権者及び受遺者に対する弁済並びにその弁済のための相続財産の換価、相続債権者及び受遺者の換価手続への参加、不当な弁済をした相続財産の管理人の責任、相続人の捜索の公告、公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者の権利並びに相続人としての権利を主張する者がない場合における相続人、相続債権者及び受遺者の権利については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧民法第九百五十二條第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与については、新民法第九百五十八條の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の不動産登記法（以下「新不動産登記法」という。）第六十三條第三項、第六十九條の二及び第七十條の二の規定

は、施行日以後にされる登記の申請について適用する。

2 新不動産登記法第七十條第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

3 新不動産登記法第二百一十一條第二項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

4 第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の不動産登記法（以下「新不動産登記法」という。）第七十三條の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に登記の申請がされる所有権の登記の登記事項について適用する。

5 登記官は、第二号施行日において現に法人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について、法務省令で定めるところにより、職権で、第二号新不動産登記法第七十三條の二第一項第一号に規定する登記事項に関する変更の登記をすることができ。

6 第二号新不動産登記法第七十六條の二の規定は、第二号施行日前に所有権の登記名義人について相続の開始があつた場合についても、適用する。この場合において、同条第一項中「所有権の登記名義人」とあるのは「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に所有権の登記名義人」と、「知つた日」とあるのは「知つた日又は第二号施行日のいずれか遅い日」と、同条第二項中「分割の日」とあるのは「分割の日又は第二号施行日のいずれか遅い日」とする。

7 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の不動産登記法（以下この項において「第三号新不動産登記法」という。）第七十六條の五の規定は、同号に掲

る規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつた場合についても、適用する。この場合において、第三号新不動産登記法第七十六條の五中「所有権の登記名義人の」とあるのは「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前に所有権の登記名義人となつた者の」と、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

（第三号施行日の前日までの間の読替え）

第六条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における第二号新不動産登記法第十六條第二項の規定の適用については、同項中「第七十六條の四まで、第七十六條の六」とあるのは、「第七十六條の三まで」とする。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第四条の規定による改正後の家事事件手続法（以下この条において「新家事事件手続法」という。）第九十九條第二項及び第二百七十三條第二項の規定は、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用する。この場合において、新家事事件手続法第九十九條第二項中「十年を経過した後」とあるのは「十年を経過した後（相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後）」とする。

2 施行日前に旧民法第九百五十二條第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合に

条の四の符号の表示」とあるのは、「登記」とする。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第二十四条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 第一項中「第九百五十八条を」第九百五十二条第二項に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二十三条に規定する特定鉱業権の消滅については、前条の規定による改正後の同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

第二十六条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「訴訟手続の中断及び受継」を付し、同条第一項第一号中「相続財産管理人」を「相続財産の管理人、相続財産の清算人」に改める。

第二百二十五条を次のように改める。

第二百二十五条 所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次項において同じ。）が発せられたときは、当該

所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人（同条第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が得た財産（以下この項及び次項において「所有者不明土地等」という。）に関する訴訟手続で当該所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。同項において同じ。）を当事者とするものは、中断する。この場合において、所有者不明土地管理人は、訴訟手続を受け継ぐことができる。

2 所有者不明土地管理命令が取り消されたときは、所有者不明土地管理人を当事者とする所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第一項の規定は所有者不明建物管理命令（民法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令をいう。以下この項において同じ。）が発せられた場合について、前項の規定は所有者不明建物管理命令が取り消された場合について準用する。

（破産法の一部改正）

第二十七条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条、第二百二十六条第一項、第二百三十条第一項第三号、第二百三十四条、第二百三十六條及び第二百六十六條中「管理人」の下に「、相続財産の清算人」を加える。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第二十八条 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項第三号中「同条第一項」を「同項」に改め、「（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを）を削り、同項第四号中「第二百一十一条第二項」を「第二百一十一条第三項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定の」に改め、「（前号の図面を除く。）を削り、「同項ただし書の利害関係」を「同条第三項の正当な理由」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第三百七十二條の規定による改正後の」を削り、「第二百二十条第三項、第二百一十一条第三項を」第二百一十九条の二第四項、第二百二十条第三項、第二百一十一条第五項に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 施行日から第三号施行日の前日まで

第三十二条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不在者の財産及び相続財産」を「所有者不明土地」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例

第三十八条中「（の長の下に「次項及び」を加え、「管理人」を「清算人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の一部改正）

第三十三条 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「（適用除外）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地（いずれも第十五条第一項第四号イ又はロに定める登記をする前に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条の二第一項の規定による命令がされたものを除く。）については、同条から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第二条の規定による不動産登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

理由

所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに

に、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相続関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(第二条―第十一条)
第三章 国庫帰属地の管理(第十二条)
第四章 雑則(第十三条―第十六条)
第五章 罰則(第十七条)
附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地(相当な努力を払ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない土地をいう。)が増加していることに鑑み、相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)(以下「相続等」という。)により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権又は国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とする。

第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(承認申請)

第二条 土地の所有者(相続等によりその土地の

所有権の全部又は一部を取得した者に限る。)は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができる。

2 土地が数人の共有に属する場合には、前項の規定による承認の申請(以下「承認申請」という。)は、共有者の全員が共同して行うときに限り、することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、その有する共有持分の全部を相続等以外の原因により取得した共有者であっても、相続等により共有持分の全部又は一部を取得した共有者と共同して、承認申請をすることができる。

3 承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない。

- 一 建物の存する土地
- 二 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- 三 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
- 四 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定有害物質法務省令で定める基準を超えるものに限る。)により汚染されている土地
- 五 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地(承認申請書等)

第三条 承認申請をする者(以下「承認申請者」という。)は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び法務省令で定める添付書類を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 承認申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 承認申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積
- 2 承認申請者は、法務省令で定めるところにより、物価の状況、承認申請に対する審査に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定め

る額の手数料を納めなければならない。
(承認申請の却下)

第四条 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならない。

- 一 承認申請が申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 二 承認申請が第二条第三項又は前条の規定に違反するとき。
- 三 承認申請者が、正当な理由がないのに、第六条の規定による調査に応じないとき。

2 法務大臣は、前項の規定により承認申請を却下したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(承認)

第五条 法務大臣は、承認申請に係る土地が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

- 一 崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- 二 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- 三 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- 四 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

2 前項の承認は、土地の一筆ごとに行うものとする。
(事実の調査)

第六条 法務大臣は、承認申請に係る審査のため

必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 前項の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、承認申請者その他の関係者からその知っている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他承認申請に係る審査のために必要な調査をすることができる。

3 法務大臣は、その職員が前項の規定により承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

4 法務大臣は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせるときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

5 第三項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その立ち入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

6 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

7 第三項の規定による立ち入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 国は、第三項の規定による立ち入りによつて損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(資料の提供要求等)

第七条 法務大臣は、前条第一項の事実の調査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説

明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。

(承認に関する意見聴取)

第八条 法務大臣は、第五条第一項の承認をするときは、あらかじめ、当該承認に係る土地の管理について、財務大臣及び農林水産大臣の意見を聴くものとする。ただし、承認申請に係る土地が主に農用地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)又は森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)として利用されている土地ではないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(承認の通知等)

第九条 法務大臣は、第五条第一項の承認をし、又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(負担金の納付)

第十条 承認申請者は、第五条第一項の承認があったときは、同項の承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭(以下「負担金」という。)を納付しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、前条の規定による承認の通知の際、法務省令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならない。

3 承認申請者が前項に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、第五条第一項の承認は、その効力を失う。

(国庫帰属の時期)

第十一条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時ににおいて、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地

第一類第三号

法務委員会議録第四号 令和三年三月十七日

の所有権が前項の規定により国庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣(当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣)に通知しなければならない。

第三章 国庫帰属地の管理

(土地の管理の機関)

第十二条 前条第一項の規定により国庫に帰属した土地(以下「国庫帰属地」という。)のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する国有財産の所管換がされたもの又は他の法令の規定により農林水産大臣が管理することとされているものを除く。)は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

2 前項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に農用地として利用されているものの管理及び処分については、農地法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、「この法律による買収その他の処分」とあるのは「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第十二条第二項において準用する第四十六条第一項の規定による売却又は同法第十二条第二項において準用する第四十七条の規定による売却、所管換若しくは所屬替」と、同条第三項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項中「国又は都道府県等」とあるのは「国」と、場合によっては、政令で定めるところにより」とあるのは「場合によっては」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売却の原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する

土地のうち主に森林として利用されているものの管理及び処分については、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二章(第七条を除く。)の規定を準用する。

第四章 雑則

(承認の取消し等)

第十三条 法務大臣は、承認申請者が偽りその他の不正の手段により第五条第一項の承認を受けたことが判明したときは、同項の承認を取り消すことができる。

2 法務大臣は、国庫帰属地について前項の規定による承認の取消しをするときは、あらかじめ、当該国庫帰属地を所管する各省各庁の長(当該土地が交換、売却又は譲与(以下この項及び次項において「交換等」という。)により国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。次項において同じ。)でなくなっているときは、当該交換等の処分をした各省各庁の長)の意見を聴くものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消しをしようとする場合において、当該取消しに係る国庫帰属地(交換等により国有財産でなくなっている土地を含む。以下この項において同じ。)の所有権を取得した者又は当該国庫帰属地につき所有権以外の権利の設定を受けた者があるときは、これらの者の同意を得なければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により第五条第一項の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を同項の承認を受けた者に通知するものとする。

(損害賠償責任)

第十四条 第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時ににおいて第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があったことによつて国に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに同項の承認を受けた者であるとき

は、その者は、国に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 第十二条第二項において読み替えて準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年四月十六日印刷

令和三年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K